令和5年

七ヶ浜町議会会議録

6月会議 6月1日開会 6月2日閉会

七ヶ浜町議会

令和5年6月1日(木曜日)

七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録 (第1日目)

令和5年七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録第1号

13番

君

仁田秀和君

令和5年6月1日(木曜日)

12番

出席議員(11名)

1番 佐藤直美君 2番 小 林 倫 明 君 熊谷明美君 5番 6番 佐藤壮一君 遠 藤 喜 二 7番 安倍敏彦君 8番 10番 渡邉 淳 君 11番 佐藤 梶信 君

渡君

14番 岡崎正憲君

歌川

欠席議員(1名)

木 村 稔 君 4番

説明のため出席した者

町 長 寺 澤 薫 君 良一 副 町 長 平山 君 藤井 総 務 課 長 孝 典 君 防災対策室長 石 井 直紀 君 政 策 課 長 青 木 ゆかり 君 財 課 長 政 小 野 勝洋 君 課 務 長 遠 藤 衛 君 税 町民生活課長 宮 下 尚 久 君 産 業 課 長 鈴木 史 君 昭 建設課長兼復興推進室長 鈴木 明 君 英 水道事業所長 稲 妻 和久 君 国際村事務局長 後藤 謙一 君 子ども未来課長 菅 井 明子 君 健康福祉課長 関 本 児 君 英 長寿社会課長 沼 倉 隆 弘 君 会 計 管 者 理 鈴木 正 実 君 教 育 長 須 藤 清 君 浩 明 教育総務課長 佐藤 君 生 涯 学 習 課 長 遠藤 裕 君

事務局職員出席者

 議 会 事 務 局 長
 佐々木 祐 一 君

 同 書 記
 鈴 木 一 叶 君

 同 書 記
 渡 辺 豊 範 君

議事日程 第1号

令和5年6月1日(木曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会議日程の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ て

日程第 5 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 6 議案第31号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第32号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者 に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例 の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第33号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 について

日程第 9 議案第34号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに

特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

- 日程第10 議案第35号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第36号 七ヶ浜健康スポーツセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第37号 財産の取得について「文書系サーバー機器及びクライアントパソコン等一式」
- 日程第13 議案第38号 財産の取得について「校務支援システム及びクライアントパ ソコン等一式」
- 日程第14 議案第39号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第40号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第16 議案第41号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第17 報告第 4号 令和4年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会議日程の決定

日程第3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長(岡崎正憲君) おはようございます。

本日6月1日は休会の日ですが、議事の都合により令和5年七ヶ浜町議会定例会を再開し、 6月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(岡﨑正憲君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、7番安倍敏彦議員、8 番遠藤喜二議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長(岡﨑正憲君) 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和5年七ヶ浜町議会定例会6月会議の日程は本日から明日2日までの 2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、6月会議 の日程は本日から明日2日までの2日間と決しました。

諸般の報告

○議長(岡﨑正憲君) ここで諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、5月16日、宮城県町村議会議長会監事会並びに正副会長・監事合同会議が開催され、 私が出席をし、5月25日に開催された臨時総会の議案等について協議をしてきております。

次に、5月22日、二市三町議長団連絡協議会定期総会が開催され、仁田秀和副議長と私が出席をし、令和4年度会務報告の承認や決算認定をしてきております。

次に、5月23日、全国町村議会議長会主催の町村議会正副議長研修会が東京都内で開催され、 仁田秀和副議長と私が出席をしてきております。今回は、町村議会の課題と今後の展望につい てと題した講演などを聴講してきております。

次に、5月25日、宮城県町村議会議長会臨時総会が開催され、私が出席をし、令和4年度決算認定や令和5年度補正予算等の審議をしてきております。

次に、5月30日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お 目通しを願います。

なお、本日の会議に説明のため出席している職員はお手元に配付したとおりであります。 以上で、諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長(岡崎正憲君) 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長(平山良一君) 改めまして、おはようございます。

それでは、令和5年七ヶ浜町議会定例会6月会議の開会に当たり、令和5年定例会3月会議 以後における行政報告を申し上げます。

3月4日から3月19日まで、生涯学習センター敷地内のみんなの家において震災の記憶を伝える展覧会を開催したところ、413名の方が来場されました。展覧会では、震災当時の様子や 震災以前の町の風景などがパネルで展示され、来場された人たちや地域の方々の防災意識を高める貴重な機会となりました。

3月4日から3月31日まで、七ヶ浜国際村において「トルコへの恩返し~Gi vi ng Ba ck~」と題して、特別展示を行いました。今回の展示は、東日本大震災直後に捜索活動に御尽力いただきましたトルコ共和国への恩返しと、トルコ地震で被害に遭われた人たちへの支援を呼びかけたものでした。令和5年5月26日までで本町に集まったトルコ募金の総額は、208万2,994円となりました。早速、トルコ大使館へ送金させていただいております。

震災から12年を迎えた3月11日、七ヶ浜国際村において東日本大震災七ヶ浜町追悼式を執り行ったところ、御遺族や御家族、関係者など259名が参列されました。震災で親族や友人を失った方々の心の傷は、いまだに癒えてはおりません。これからも町民の心の復興に取り組んでまいります。また、会場には入れない方たちのため、公園墓地蓮沼苑内の東日本大震災慰霊碑前及び七ヶ浜国際村エントランス広場の2か所に献花台を設置し、対応をいたしました。

4月7日、本町の交通死亡事故ゼロ500日達成に対し、宮城県警察本部長から祝詞が伝達さ

れました。500日達成は、まだ道半ばです。今後も関係団体と連携しながら、交通死亡事故ゼロを継続し、交通事故のない安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

4月20日、沙見小学校の少年消防クラブが令和4年度優良少年消防クラブ表彰、総務大臣賞を受賞し、沙見小学校にて伝達式が行われました。同クラブは平成4年の設立以来、消防訓練や防火、防災の啓発活動に積極的に取り組んでおり、平成31年には優良な少年消防クラブとして消防庁長官賞を受けております。総務大臣賞は、過去に優良な少年消防クラブとして受賞した団体のうち、その活動が特に優良なクラブに授与される賞で、令和4年度は全国4,150クラブの中から僅か14クラブのみの受賞となりました。このたびの受賞とこれまでの活動に心から敬意を表したいと思います。

4月25日、七ヶ浜町と株式会社船井総研デジタルとで、DX推進のための連携に関する協定を締結いたしました。この協定によりデジタルトランスフォーメーションがさらに推進され、町民サービスの向上及び地域の活力の創出並びにデジタル化による働き方の改革の推進が図られます。連携事項には、DXによる未来のまちづくりに関する事項、DXによる住民サービス刷新に関する事項、DXによる働き方改革及び人材育成に関する事項、その他DX推進に関する事項が掲げられております。

5月3日から5日まで、七ヶ浜国際村において「インターナショナルデイズ2023 Days of Thanks アメリカの故郷プリマス」が開催されました。インターナショナルデイズは、コロナの影響で4年ぶりの開催となりました。今回は、本町の姉妹都市であるアメリカマサチューセッツ州プリマスの歴史や人々の暮らしの紹介を中心に、ライブ演奏や映画上映、展示が行われ、旅行や食の体験コーナーもあり、国際交流による手工芸のワークショップなど、アメリカの伝統や文化に触れる多彩なプログラムが用意されました。3日にわたる開催期間に3,052名が来場され、異国文化を感じていただくよい機会となりました。

5月11日から20日まで、全国一斉に春の交通安全運動が展開されました。本町においても、 高齢歩行者、高齢運転者の交通事故防止を重点事項に掲げ、5月14日には交通安全車両パレー ドを行い、翌日は交通安全街頭啓発運動を行いました。昨年は、町内において交通死亡事故は 発生しておりませんが、これからも死亡事故ゼロが続くよう、さらに交通ルール、マナーの啓 発を行い、期間の更新を目指してまいります。

また、本町における飲酒運転による事故は、令和4年はゼロ件でした。飲酒運転は犯罪であり、一瞬にして人命を奪う重大な事故につながります。これからも、関係機関と連携して飲酒運転根絶に取り組んでまいります。

なお、4月1日に道路交通法が一部改正され、自転車の利用者に対し、乗車用へルメットの 着用が努力義務となりました。自転車利用者への啓発運動にも取り組んでまいります。

5月14日、野球場並びに第一スポーツ広場において、第69回地区対抗野球大会が開催されました。参加した12地区により熱戦が繰り広げられ、決勝戦は花渕浜と松ヶ浜となり、花渕浜が見事優勝いたしました。今後もスポーツを通して、町民同士のつながりが今までにも増して強くなることが期待されます。

5月27日、4年ぶり、第4回目の小学校地区民合同大運動会が開催されました。当日は25度を超える夏日になりましたが、暑さに負けない子供たちのはつらつとした元気な姿を見ることができました。久しぶりの人数制限のない運動会ということもあり、多くの方々にお越しいただき、子供たちの一生懸命頑張る姿に大きな声援と温かい拍手が送られていました。まさに、小学校と地域が一体となって子供たちの成長を見守るという連帯感を示すことができた有意義な運動会となりました。

5月28日、町制施行65周年を記念し、「特別巡回ラジオ体操・みんなの体操会」を七ヶ浜サッカースタジアムで開催いたしました。早朝にもかかわらず583名の方に参加いただき、NH Kラジオ第1で全国に生放送され、町民の元気な声を国内はもとより世界中のリスナーにお届けすることができました。

最後に、新型コロナウイルス感染症関連について報告をいたします。新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より、2類相当としている感染症法上の区分を季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられました。これまでは、法律に基づき行政が様々な要請や関与をしていく仕組みでしたが、今後は個人の判断を尊重する仕組みに変わります。そのため、マスクの着用などは個人の判断に委ねられます。国での対応方針は変わりましたが、本町では、従来どおりしばらくは集団接種を続けることとし、令和5年5月10日よりオミクロン株対応ワクチンの集団接種を武道館で始めました。接種対象者は約6,000名程度となっておりますが、重症化を防ぐ一つの手段だと考えておりますので、希望される方全員が安心して接種できるよう接種体制を整えております。

なお、集団接種は6月18日までとなっております。今後も、国などの情報を収集しながら、 引き続き町民の安全安心を最優先に、町民の皆様が心豊かに生き生きと暮らせる七ヶ浜の健康 で心通うまちづくりに向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、議員各位の格段の 御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。 提案理由の説明

○議長(岡﨑正憲君) 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登 壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長(寺澤 薫君) おはようございます。

それでは、令和5年七ヶ浜町議会定例会6月会議に提案いたしました議案等について説明を させていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、諮問が2件、また、議案第31号から議案第41号までの11議案、そして報告が1件であります。詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、諮問第1号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、星洋子さんの任期満了に伴い、人権擁護委員として再推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、諮問第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、現委員である伊藤せい子さんの任期満了に伴い、新たな人権擁護委員として渡邊十三生さんを推薦することについて議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第31号、七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例については、電子署名等に係る 地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、印鑑登録証明書の コンビニ交付サービスにおいて、これまでの個人番号カードの利用に加え、新たに移動端末設 備についても利用可能とするものであります。

次に、議案第32号、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。

次に、議案第33号、七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、 宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、規定を整理す るものであります。

次に、議案第34号、七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関す

る基準の一部改正により、厚生労働大臣から内閣総理大臣に権限が移行したため、所要の改正 を行うものであります。

次に、議案第35号、七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正により、 厚生労働大臣から内閣総理大臣に権限が移行したため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号、七ヶ浜健康スポーツセンター条例の一部を改正する条例については、七ヶ浜健康スポーツセンターの改修に伴い、新たに創設した施設の利用料金を定め、併せて設備利用料金の諸般の見直しを行うものであります。

次に、議案第37号、文書系サーバー機器及びクライアントパソコン等一式の財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号、校務支援システム及びクライアントパソコン等一式の財産の取得については、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第39号は令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第2号)であります。補正の額は1億6,560万4,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ74億3,607万8,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業、母子健康センター水道施設維持補修事業、消防団活動用資機材購入事業、向洋中学校図書室天井改修事業、3×3コート整備事業等であります。主な財源としましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、スポーツ振興くじ助成金、コミュニティー助成事業助成金等を充当しております。

次に、議案第40号は令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)であります。補正の額は7万5,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ23億4,807万5,000円とするものであります。内容としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化制度周知用チラシ印刷事業であります。

次に、議案第41号は令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算(第1号)であります。3条 予算の収益的収入、営業収益から3,936万8,000円を減額、営業外収益に2,624万6,000円を追加 するものであります。補正の主な内容としましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 地方交付金事業による上水道基本料金の減免に係る財源の整理であります。

次に、報告第4号は令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第7号、第8号)で議決していただきました繰越明許費の繰越し計算書に関する報告であります。

以上、御提案いたしました議案等について説明いたしましたが、慎重審議の上、御同意賜り 賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第3 一般質問

○議長(岡﨑正憲君) 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、13番仁田秀和議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔13番 仁田秀和君 登壇〕

○13番(仁田秀和君) 13番仁田秀和でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今後の町の展望についてであります。

震災から約12年が経過し、コロナ感染症も2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5 類に移行されたところであります。今後は、ポストコロナなど時代に合った政策展開が望まれております。そして、本年9月10日に任期満了を迎えることとなります当七ヶ浜町議会議員と同じく、町長も任期満了に伴う選挙が控えております。

そこで、これまでの町政の成果や今後の展望についての町長のお考えを伺うものであります。 1点目は、先般、本年度の施政方針を示され、その当初予算についても議会で審議し可決し たところでございます。そこで、これまで取り組まれてこられました施策について伺うもので あります。令和元年に町長自らが掲げられました公約についての進捗状況及び評価、そして、 課題がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

2点目は、ポストコロナを見据えた観光振興についてでございます。長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食業や旅館業など、多くの事業者の方々が疲弊している状況であります。観光振興策として、コロナ蔓延前と同様に事業展開するためには、コロナが完全に収束し、安心して旅行などの観光ができる環境になることが重要でございますが、コロナの影響で失われた需要を回復するための観光振興策については、より即効性のあるものが求められることであるというふうに思います。そこで、町長の今後のポストコロナ政策、観光振興策につ

いての考えを伺います。

3点目は、今後の学校教育についてでございます。町政の主な政策としまして、学校教育については大変重要なところでございます。これまで、本町では独自に英語コミュニケーションカの向上ということで、特に英語教育に力を入れて取り組まれてきているというように理解しております。人材育成とし、英語コミュニケーション力を小学校、中学校9年間にわたって育成し、将来に生きる英語力を育むため様々な施策を展開されているということでございます。そこで、具体的に本町の目指す人材育成とは何かというところを伺いたいと思います。そして、人材育成も大変重要でございますが、そうしたプログラムを経た子供たちが町に残っていただくための事業というのも同時に展開し、人口減少や人口流出に歯止めをかけなければいけないというのが、将来人口推計を見ましても喫緊の課題であるというように考えますが、町長及び教育長のお考えをお示しいただきたいというように思います。

また、青森県むつ市では、2019年に東京大学スポーツ先端科学研究拠点と、教育・スポーツ 活動の活性化に向けた共同事業を始められました。当時の記者発表によりますと、スポーツや 教育の活性化を通じ、若者の地元離れを食い止める、そして地域を活性化させるというもので あり、大学にとっても研究成果を社会実装するための実証研究フィールドが得られるといった ことが、それぞれにとって有意義という認識に至り、プロジェクトを開始されたとのことであ ります。本町には、大変すばらしい活動をされている野球やサッカー、銃剣道などの団体が多く、大変活発な活動をされ、スポーツ振興やスポーツ教育に大変大きく貢献いただいております。そこで、英語のみならず、本町独自の施策としてスポーツ教育の活性化を図り、地元離れを食い止めるための事業を実施する考えについて伺いたいと思います。

さらに、むつ市では、ほかにも「まさかり高校プロジェクト」を実施されております。この 事業を始められたきっかけとしましては、地域から育成しなければ地域に人材が定着してくれ ないという、宮下前むつ市長さんの問題意識から始まったものということでございます。人気 漫画、ドラマのドラゴン桜を御承知の方は内容は異なりますが、東大合格者を出したと言えば 同じプロジェクトなので、そちらをイメージしていただければ分かりやすいと思います。要す るに、地域でどのように子供を育てるか、その教育という将来への投資を大きくできる機会で あるというように、前むつ市長さんのように捉え、教育において本町の宝である子供たちへの 将来への投資をしっかりしていきましょうということで、今回御提案させていただいた次第で あります。

本町には高校はありませんが、有名予備校の講師を招き特別事業を展開するなどで、大学受

験などの機運の醸成につなげ、受験のモチベーションを高く持たせるような取組も必要だと思いますので、このことにつきましてお考えを伺いたいと思います。

さらに今後、より教育環境の充実を図るために、高校がない本町においては公立塾を設置することも考えられるというふうに思います。そこで、公立塾開設についてのお考えを伺いたいと思いますが、当然、現在事業運営されております塾の民間事業者の方々に対し、圧迫にならないように十分留意していく必要があると思います。そこで、現在運営されている事業者に対し、講師派遣の協力を求めたりすることなどや、同時に補助などについても考えられると思いますが、その点につきましてどのようにお考えか伺いたいと思います。

4点目は、インクルーシブな社会環境整備についてでございます。宮城県では、多賀城市内の県道におきまして歩道のバリアフリー化が完成しました。本町においても、攻めの福祉の一環として今後の町道の整備や改修に当たりましては、歩道においてバリアフリー化を図る必要があると考えますが、町長の考えについて伺います。

5点目は、本町のデジタル化の推進策についてでございます。令和3年3月定例会におきまして、私から一般質問させていただきました本町のデジタル推進策についての回答として、住民福祉の向上につながるものであれば積極的に導入していき、効果的な行政改革を前提としながら、行政手続のデジタル化を国の動向に注視しながら推進していきたいということでございました。マイナンバーカードを中心に、様々なデジタル分野においての政策が期待されるところであります。本町としましては、何をどのようにDX計画が進められるのか伺いたいと思います。

また、町民の多くの方々が御利用されます町ホームページが、今般、整備リニューアルされました。それに伴い、皆さんの知りたい情報が分かりやすくなることと期待が大きいところであると思います。同時に、日頃から町政や様々な事柄について問合せや御意見も町民の方から寄せられているところだと思います。そこで、先般、横須賀市でチャットGPTが全国自治体で初めて導入されました。かなり高度なAI技術によるチャットサービスでございますが、メリット、デメリット、それぞれあるというように理解しております。しかしながら、職員さんの事務負担の軽減など効果が大きく期待されるところもあるというように思います。そこで、本町においてチャットGPTの導入についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長(岡﨑正憲君) 今後の町の展望について、回答を求めます。

寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長(寺澤 薫君) それでは、13番仁田議員の御質問、今後の町の展望についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、先般、令和5年度の施政方針を示されたが、これまで取り組まれた施 策について令和元年に掲げられた町長公約についての進捗状況及び評価や課題についてお答え をさせていただきます。

2019年、令和元年度で掲げた公約の進捗状況につきましては、私はこれまで一貫して6つの施策を重点として掲げ、取り組んでまいりました。まず、最優先課題とする復興事業につきましては、ながすか多目的広場が2020年、いわゆる令和2年度において完成をもって、ハード面での復興事業を完了することができました。その矢先に、今度は御承知のとおり2019年度末から新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、国内はおろか世界的なパンデミックとなり、本町においても各種事業の中止や各施設の休館、また、小中学校では臨時休校措置を余儀なくされるなど、町民生活はもとより経済活動に至るまで大きな影響と制約を受けたことは周知のことでございます。この3年にも及ぶコロナ禍の中、施策については道半ばではありますが、職員をはじめ議員各位の御理解の下に、状況を見極めながら臨機応変に取組を進めてきたと思っております。

まず1つ目、安全安心の充実では、震災復興はもちろんのこと、今後襲来が予想される宮城県沖地震や激甚化する自然災害を踏まえ、2018年には本町を会場に全町民を対象とした宮城県9.1総合防災訓練を実施いたしました。また、2020年度、令和2年度からは東北大学災害科学研究所との学術等を連携し、災害レジリエンスとしてシンポジウムの開催など、町の防災計画などに反映してまいりました。令和4年度では、5月に宮城県が公表した津波浸水想定範囲に対応した津波ハザードマップの作成をはじめ、地域防災計画の見直しを実施したところでもございます。今年度では、湊浜、松ヶ浜、菖蒲田浜において避難訓練を実施し、津波に対する防災意識の高揚を図ってまいります。

6つの施策の2つ目は、人材の育成でございますが、このことについては世界に通用する子供たちの人材育成プログラムとして、子供たちの表現力や生きる力という財産を体の中に培いたいという思いから、英語を通じ、コミュニケーション能力の向上に取り組んでまいりました。町内3つの小学校で文部科学省より英語特例校の指定を受け、その後の取組が評価され、2020年、令和2年度、町内の小中学校を代表し、亦楽小学校が全国の小学校で初となる栄誉あるELEC英語教育賞文部科学大臣賞を受賞しております。また、中学校においても、5ラウンドシステムを導入し、書く力、読む力、英語運用能力にも向上が見られ、今後さらにブラッシュ

アップしてまいりたいという考えでございます。

3つ目の福祉の充実におきましては、「攻めの福祉」をテーマに、個々の事情に応じて適切な福祉サービスが提供できるよう地域見守り支援員を配置し、地区や社会福祉協議会と連携して見守りや介護予防に取り組んできたところでございます。また、先駆的事業として子ども未来課を創設し、2020年度、令和2年度から、児童福祉、子育て支援、母子保健の一体的な取組を進め、妊娠期から子育で期まで切れ目のない支援に取り組んでおります。さらに、待機児童を解消するため、令和4年度では民間保育所の開設に取り組むなど、保育環境の拡充を進めてきました。そして、町民の健康寿命延伸に向けて、健康講演会や子供からお年寄りまで幅広い年齢層を対象としたスポーツダーツ、ドライビングシミュレーターを活用した認知機能、運動機能の向上にも取り組んできたところでございます。

4つ目の地域の再構築については、コロナ禍で中断しましたが、学校と地域の協働の下、小学校地区民合同運動会をはじめ、町内各地区における地域間連携事業を実施し、コミュニティーの再生に取り組んできたところでもございます。また、2021年、令和3年度からスタートした七ヶ浜アロープログラムでは、介護予防教室や放課後児童クラブでも取り組んでおり、ダーツフェスタでは老若男女の幅広い年齢層の方の参加をいただき、ダーツを通じた世代間交流によるコミュニティーづくりに寄与してきたと思っております。

5つ目の地域公共交通につきましては、町の重要項目としてバスの運行台数を4台から5台に増車し、朝夕便に多賀城駅方面を新設しました。運行時間の延長や平日の便数を50便から81便に増やすなど、利用者のニーズに努めてきたところであります。さらに、バスロケーションシステムの導入やスマートフォンによる時刻表検索機能、英語版時刻表、定期券フリーパス方式、中学卒業生へのお試し無料乗車券の配布、車内広告のデジタル化等も実施し、利便性の向上に取り組んでまいりました。

6つ目の地場産業への新たな挑戦については、県漁協七ヶ浜支所の青年研究会と共に新たな本町の特産品になるよう期待を込め、トリガイの飼育に取り組んでおります。また、西洋野菜ルバーブについても、収穫量の確保に課題がありますが、現在、生産者等において流通や加工品の検討が進められております。2つとも生育や質、量の安定供給、流通など、まだ課題は多くありますが、これから期待をしたいと思っております。

以上、1点目の回答とさせていただきます。

次に、2点目の御質問、ポストコロナを見据えた観光振興について、コロナの影響で失われ た需要を回復するための観光施策についてより即効性のあるものが求められている、町長の考 えはについてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、議員御質問の観光事業にも著しい影響を及ぼし、本町における各種イベントや祭りなどの一切を中止せざるを得ない状況下となり、真に低迷期に入っておりました。しかしながら、昨年は全国的に若干の落ち着きを取り戻し、感染症対策を講じながら菖蒲田海水浴場の開設や、産業まつりなども開催したところでございます。また、今年に入ってからも、2月にながすか多目的広場で本町の特産であるノリを県内外にPRするイベントが開催されるなど、コロナ禍以前の姿に戻りつつあると思っております。

議員御質問の即効性のある観光振興策についてですが、現在、花渕浜館下地区には新しい飲食店もオープンするなど、新たなにぎわいと多くの来客者が訪れており、交流人口の拡大を期待するところでもございます。また、菖蒲田浜海岸を中心としたエリアでは、ながすか多目的広場等でのイベントやマルシェの開催など、町観光協会や民間事業者と連携や協力しながら、日帰りリゾートとしてのにぎわいや観光振興を模索してまいりたいと考えております。

以上、2点目の回答にさせていただきます。

次に3点目、本町の学校教育と目指す人材育成とは何かについてお答えいたします。我が国の学校教育は、昭和22年3月の基本教育法公布以降、一貫して平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を育成することを目的としています。その手段として、学習指導要領に基づいた教育活動を展開しています。本町の英語コミュニケーションは、グローバル社会を踏まえた独自の取組であるとともに、我が国の教育目的に資するものと評価されていることと思っております。町の目指す人材育成とは、教育基本法が示す目的に違うことなく、七ヶ浜町に生きる児童生徒を自立したグローバル社会の形成者に育成することと考えております。

なお、自立は主体的な思考力や判断力の育成あってのものだと思います。将来、町の実情を考え、本町での産業振興や起業に取り組む生き方を選択する成人に成長する可能性は十分に考えられます。教育原理に即した取組の結果として、人口減少や人口流出に歯止めがかかることはあるものの、それを目的とした教育は本質的ではないと考えます。

次に、町に残っていただくための事業を同時に展開し、人口減少や人口流出に歯止めをかけなければいけないと考えるが町長の考えはについてお答えをさせていただきます。

転出の主な要因としては進学や就職、転勤が考えられますが、新型コロナウイルス感染拡大 以降、テレワークの普及が進み、住む場所、働く場所の選択肢も広がってきております。本町 は、仙台市近郊にありながら風光明媚という地域特性が魅力の一つであり、ワークライフバラ ンスの実現に適した場所としてのポテンシャルを持っていると考えております。町に住みなが ら仕事ができれば、人口流出の抑制、また転入を促す大きな要素であり、今後ワークライフバランスが実現できる場所として本町をアピールするなど、ポテンシャルの洗い出しや新しい働き方への対応を探ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、高校生対象の公立塾の設置についてはどうかについてお答えいたします。この質問に 対しては教育長からもコメントをもらっておりますが、私から回答させていただきます。

塾とはいえ、教育を目的とした公立施設とした場合、憲法26条を踏まえる必要があると考えます。同法は、義務教育段階の教育を受ける権利として制定されましたが、現行教育法解釈の中では高校進学率が98%となり、高等学校の学費無償化がなされたように、準義務教育に方向づけられたものと認識しています。よって、本町に公立塾を設置した場合、町内在住の高校生470名程度を原則利用対象生徒とした準備が必要であると考えます。また、仁田議員の質問要旨にある実施自治体である青森県むつ市は、スポーツ、学業の少数エリート生徒の養成を目的としており、市内に開校している県立高校2校から校内選抜の上、東京都内大手予備校や東京大学の指導を受けさせる取組であり、七ヶ浜町の実情に沿わないと思われますので、設置する考えはございません。

以上、3点の回答とさせていただきます。

次に4点目の御質問、インクルーシブな社会環境整備について、本町においても攻めの福祉の一環として町道の整備や改修に当たり歩道のバリアフリー化を図る必要があると考えるが、町長の考えはについてお答えをさせていただきます。

七ヶ浜町の歩道整備としては、主に路面補修による雨水対策、段差解消など、局部的なバリアフリーの工事を実施しておりますが、県道などで実施している視覚障害者用誘導用の凹凸式高視認性ラインやブロック設置は、復興事業で整備はいたしましたが、その施設以外はほとんど設置されていない状況であります。今後、大規模な歩道改修などの際に検討してまいりたいと考えております。

以上、4点目の回答とさせていただきます。

次に5点目、本町のデジタル化の推進策について回答させていただきます。

七ヶ浜町トランスフォーメーション、DX推進計画は、本町のDX推進に向けた方針や関連する施策などをまとめ、住民サービスの向上、行政運営の効率化をさらに推進していくべく、町が取り組むべき重点取組事項を11事項を掲げ、昨年度策定したところです。本町でのDXに係る具体的な取組につきましては、マイナンバーカードによりコンビニでの住民票取得など、これまで進めておりますが、さらに今後、健康保険証となることを踏まえ、町民生活に直結す

ることから、申請サポートや電子申請手続の拡充を進めてまいります。さらに、町の各施設の オンライン予約施設の導入なども検討してまいります。また、こういったサービスの利用には、 スマートフォンでの対応が多くなりますので、操作が不慣れな方にデジタルディバイド対策と して講習会開催を行うなど、支援に取り組んでまいります。

次に、チャットGPTにつきましては、人工知能AIを活用したチャットサービスや対話型AIとなっており、今後、企業をはじめ一気に住民生活に普及浸透していくと思われますので、 先進的取組を進めている横須賀市でのチャットGPTの活用事例や、さらに仙台市なども取組 を進めているようでございますので、今後、業務効率化のための実証など成果を注視してまい りたいと考えております。

以上、仁田議員の質問への回答とさせていただきます。

- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) それでは、1点目について再質問をさせていただきます。

まず、この質問をするに当たり、一番重要なことについて伺っておかなければいけません。 今後の町の展望についてということで議長より質問の許可をいただきました。そして、町長と しても改選を控えられております。 2期8年を通しての評価と課題について質問させていただ いております。単刀直入に伺わせていただきます。 8月末の町長選挙においての出馬の意思と、 本町に潜在する問題や課題の解決のための政策などについての決意を表明していただきたいと いうふうに思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長 (寺澤 薫君) これまで、約8年近くといいますか、町長を務めさせていただきました。 そして、私はこの6つの施策を今お話をさせていただきましたが、進めてまいりました。そして、さらにブラッシュアップして進めていく考えでもございます。ただ、まだ道半ばの部分もあり、やっと芽が出てきたというふうな部分もございますので、3期目に対して果敢にこの施策の充実と、さらに町の課題対応に向けて挑戦してまいりたいと思っているところでございます。

そして、これまでは行政というのは、行政運営という形でありましたけれども、これからは 各自治体、行政経営という視点で安定的な行政を進めていかなければならない。単発ではなく、 やはり長いスパンでのいろんな安定した行政経営を進めていくということを一つ課題として捉 えて、今後の町の方向性を示して頑張ってまいりたいと思いますので、挑戦したいと思ってい るところでございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 町長選に御出馬され、さらなる問題、課題の解決に向けて取り組んでいきたいということで、ぜひ町民の方が望む七ヶ浜町の新たなステージに向けてチャレンジされますことを期待させていただく次第であります。

そこで町長、これまで公約として掲げてこられました6つの政策ございますが、今後の展望ということで、現在の本町を維持するため、特に重要なのが少子高齢化対策だというふうに思います。人口減少にも直結する大変重要な政策だと思います。少子高齢化については、本町は県内でも特に進んでおり、少子化対策、高齢化対策、それぞれに本町独自の課題点があると思います。

そこで再度伺いますが、本町が少子高齢化が顕著に表れているといった要因について、全国的な動向ではなく、本町においての要因はどこにあるのか、町長2期目もいよいよ終盤でございますので、町長が感じられている要因、課題、解決策について、どのようなビジョンで取り組まれてこられたのか、それぞれ伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 少子化が顕著という、まさにそうでございますけれども、本当に私が課題と思うのは、若い女性といいますか、子育てをする世代の女性の数が少ないこと。町内になかなかとどまっていただけない。そういったことを大きく課題としています。ですから、それはどういう原因なのか、いろんな雇用面とか住居の面とか、いろんなことがあると思いますけれども、なかなか、さらに今後この圏域、女性の数が少なくなってくる。それにしたがって子供たちが少なくなってくると。そして、そんな中でも私のほうでは質の高い教育を進めながら、この町で子育てをしたいというふうに思っていただけるような環境づくりに取り組んでまいりたいと。数の低下もさることながら、資質の低下といいますか、その向上を図ってまいりたいと。そして、やっぱり子育てをするんだったら七ヶ浜で育てたいというふうな思いを持っていただけるように、さらにブラッシュアップしてまいりたいという考えでございます。
- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 少子高齢化対策ということで、将来ビジョンということで伺いましたが、現在、御承知のとおり政府のほうでは異次元の少子化対策ということで議論されているところであります。先般のテレビニュースで、子育て支援策の効果分析などを続けてこられている京都大学准教授の柴田さんという方の見解が取り上げられておりました。国全体における少子化対策の考え方だというように思いますが、自治体レベルでの取組も当然必要であるという観点

で、日テレニュースにありました記事を抜粋し、少し紹介させていただきたいというふうに思います。

柴田さんは、少子化対策は2025年頃までがタイムリミットだというように強調しております。 その少子化対策には、結婚支援や子育て世帯の経済的負担を軽くする制度など、比較的すぐに できる即時策と、賃金上昇や働き方改革など抜本的な長期策があり、それらを同時並行で早急 に行う必要があるというように説かれております。いずれも、かなりの予算を伴うものでござ います。そこで、先ほど町長からは、女性が少なくなっているのが要因の一つではないかとい う回答がございました。そこで、本町独自に児童手当の多子加算や学校教育の負担軽減、そし て、さらなる保育環境の充実策など少子化対策を図るため、財政出動される考えについて伺い たいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 財政出動ということで町独自でということですが、ちょうど国のほうでも、この秋に「こども大綱」でしたか、こども家庭庁発足して、しっかりとそういった子供施策をこれから打ち出そうとしているということで、しっかりとその内容を把握してまいりたいと。そして、町としての対応も含めてどういった施策ができるのか、考えてまいりたいと思っているところでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) ぜひ、そういったところ積極的に取り組んでいただきたいというふうに 思いますが、現在の取組についてもそうですが、外にどんどん発信していくことが大変重要な ことになっているというふうに思います。町長の手腕の見せどころであるというふうにも思います。ぜひ全国に知れ渡るような、そういった施策と、同時にメディア、SNSなどを活用し、 どんどん本町をPRしていただきたいと思いますが、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) そういった意味では、やっぱり私、インパクトが弱いんだかもしれないですね。本当に、職員上がりということもあるんでしょうが、あまり派手なことをそんなに好んではいないといいますか、確実に進めていくというふうなこと、やはり、そして行政は単発ではなくて長いスパンで考えていかなければない、将来を見越しながらやっていかなければならないと。私の基本の中に、行政は住民から頂いた税を行政サービスという形で還元していくというふうな、基本的なことを忘れてはならないと思っていますので、しっかり地についた考

えの下に、これから町の子供行政なんかもしっかりと考えてまいりたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) インパクトが弱いとか、そういったことではないと思いますので、その 辺について、ぜひ今後は覚悟を持って、どんどん本町の顔としてPRしていただきたいという ふうに思いますけれども、その辺の覚悟について伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) うちとしても、質の高い教育というかそういったことを中心に、今後も しっかりとアピールをして、ぜひ、そういった子供を教育するんだったら七ヶ浜に来てくださ いと言えるように頑張ってまいりたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) それでは、2点目のポストコロナ政策について再質問させていただきます。

コロナで疲弊した事業者の方々が望まれる観光事業の回復を図るために、当然、自治体の 後押しも必要であり、地域全体で魅力と収益力を高める取組を図ることが重要であるというよ うに思います。現在、ながすか多目的広場に遊具が新設され、さらにイベント開催などで休日 にはお子さん連れの家族など、大変にぎわっている状況であるというように思います。

一昨年前に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う観光事業者への支援についての意見書の提出を求める請願書が本議会に提出されました。請願者は、町内で旅館業を経営されている方でございます。その際、紹介議員を仰せつかり、様々なお話を伺いました。そのときに、特に本町としましてどのように観光需要の回復を図るのかということでございますが、ながすか多目的広場に町内外から来られている方々に、もっと町の魅力を発信するための施策を図れば、そして、旅館とも連携を取っていただけるような事業を展開していただければありがたいということでございました。そこで、ポストコロナ政策の一環として、飲食業や旅館業などの事業者と連携を取り、交流人口拡大を活用した施策を図る考えはないか伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 交流人口の拡大ということで飲食やそういったことなんですが、やっぱり観光というのは、飲食と宿泊と交通だと私は思っているんですね。その3つがかみ合わないと、なかなか観光というのは成り立たないと思っているんですが、その面でも宿泊というふうな部分では、町内に今旅館等、SHICHI NO RESORTも含めて4か所ですか。そういった中では、年々宿泊客なんかも増えてきているというんですが、そもそもうちのほうで観

光客としてカウントされているのが、例えば石油コンビナートとかの関連の、電力の発電所に 関連する長期滞在者が、どうしても統計上、観光という宿泊客とカウントされるものですから、 純然たる観光客というのは、恐らく花渕浜周辺に泊まられる方だけだと思うんですが、その辺 の詳細が明確にちょっとまだ分からないんですけれども、そういう長期滞在者のために旅館業 といいますか、震災前もそういった民宿なんかが、そういった長期滞在者で生計といいますか、 営業を続けられていたというふうな部分がありますので、七ヶ浜での観光という部分で、今後 純然たる観光客、宿泊客を取り込むというのは、正直厳しいかなと。そして数も少ない。現に、 老舗の旅館をやっていたところが廃業して、全然その後も、今後新たな展開もないというふう なことも聞いておりますし、そういった部分では、今後いろんなことを取り込むのはやっぱり 民間の力といいますか、人はおいしいものがあると来るんですね、やっぱり。そして、やっと その花渕浜にも今後さらにカフェとか、何か飲食の関係のお店も検討されていると聞きますの で、ぜひそういった形で潤いがあればと思っています。

ただ、うちの町はどうしても通過交通がない。わざわざここに目的を持って七ヶ浜に行かないと、行かない。多目的広場とかに来られる方にお声がけして聞くんですね、どちらからですかと。仙台です、多賀城ですというのは多いんですけれども、七ヶ浜に何で来られるんですかと聞くと、お金かからないから、そこで適当に一日を過ごして遊べるからというような方が多くて、七ヶ浜に観光に来ようとか、七ヶ浜でお金落としていくというあれがないんですね。そういったことも含めて、やっぱりいろんなイベントのときは一時的なにぎわいはできるんですけれども、そういったことがなかなかできない。ですから、そういったことを、今後マルシェとかいろんなことを民間の方とも一緒にタイアップしながら仕掛けていったりして、いろんな交流人口を増やしていくというのが大事なのかなと思っているところでございます。

- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 実際、利用者の方に聞いたらお金がかからないからということで、それというのは、やはり事業展開がされていないからなのかなというところ、それがどっちが先かという話だと思うんですけれども、ぜひそういった、当然その長期滞在者の方が観光のほうでカウントされているというところ、キャパもありますし、民間の方のほうですと。そういったやっぱりポストコロナを踏まえた政策について、観光庁のメニューのほうでも民間への補助であったり、そういったメニューもございますので、そういったところの拡充、観光客を受け入れられるような環境の整備についての補助のお考えについては、どのようにお考えか伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 今、国のほうでもブルー・ツーリズムとかいろんなあれを出していますけれども、うちの町で、正直インバウンドが期待はあまりできないといいますか。松島町なんかにも行って、ちょっと松島町の状況なんか見ますと、かなり今増えてるのは、ほとんどアジアからのインバウンドの方が一気に増えている状況だということで、うちの町で今後そういった部分で増やせるかというと、ちょっとそこはあまり期待できないかなと思っているんですが、今後も国で打ち出す観光事業とかいろんな、うちのほうに合致するのかどうか、そういったもので探ってまいりたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) インフラの整備としても観光看板ですかね、そういったところも大変整備もいたしておりますし、やはりそういったところの民間への投資、そういうのも町として必要なのかなと思いまして提案させていただいた次第であります。ぜひそういった意味では連携を図っていただき、いろいろ調査していただきたいというように思います。

2点目について、角度を変えて再質問させていただきたいと思います。

先ほど出ました観光庁の掲げる感染拡大防止と観光需要回復のための政策プランについて、 国内外の観光客を引きつける滞在コンテンツの充実等の中で、本町に合った政策案というもの がありました。多様な関係者が連携し、地域に眠る観光資源を磨き上げる取組への支援でござ います。異業種との連携ということで、本町の基幹産業である水産業と観光の連携でございま す。観光客が立ち入りづらい漁業現場の体験ツアーを造成するといった取組への支援です。現 在、七ヶ浜漁協七ヶ浜支所さんとも新たなブランドの発掘などの事業連携により、いい関係が 構築されているというように理解しております。

そこで、ぜひ、前段でも提案させていただきました地元旅館業などの方々と漁業の方々と連携を図っていただき、お互いがウィン・ウィンの政策を提案し、支援する考えはないか伺います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) それでは、ただいまの御質問、産業課所管のほうからお答えさせていただきますが、今朝ほどの河北新報社様の記事のほうでもあったように、現在、花渕浜地区の商店会の事業主さんなんかが、今後体験型のこういった観光施策を講じるというふうな動きがございます。その中で、町といたしましても漁協さんであるとか、そういった可能性についていろいろ探ってまいりまして、連携と協力を求めて、ぜひ可能であればこの実現に向けて取

り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) ぜひ、いろんな角度から自治体としての支援策というものはあると思いますので、そういったところも中に入るのがいいのかどうなのかというところもありますけれども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。七ヶ浜の魅力ですね、そういったところを積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、3点目について再質問させていただきます。

スポーツを取り入れた事業展開に関しては、ぜひ、世界で活躍する選手が多く輩出される町となりますよう願うばかりでありますが、そういう意味では、英語教育も世界で活躍するために必要なわけでございますから、ぜひ継続していただきたいと思います。そして、そこで大事なのは、やはり先ほども御回答いただきましたが、今回の質問の中、全てに共通して大事なことでございます。外への発信ということでございます。町の中で様々な事業を展開し、少子化対策、こちらは人口減少とはちょっと本質的に違うという回答でございましたけれども、即効性のある少子化対策とはならないということでございますので、そういった事業発信をしていかなければということです。

1点目の質問に戻ったわけではございませんが、人材育成こそが子育て世帯にとって一番と言っていいほど魅力ある施策だと思います。人口減少対策でほかの市町村から人口を引っ張り合う政策は抜本的な解決にはならないと考えますが、そこで魅力的な人材育成を図っている自治体に興味が湧くというのは至極当然のことだと思います。近隣の二市三町とも連携が必要な時代になってきたというふうに同時に考えるものであります。

そこで伺いますが、人材育成や学校教育での取組についても、戦略的な情報発信をしていかれる考えはあるのかどうか。そして、その手法については、例えば「スポーツのまち七ヶ浜」とか「英語教育のまち七ヶ浜」とかブランドメッセージをつくり、町民参加型で主体性を出すような情報発信となるようにお考えが必要だと思いますが、どうでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 本当にスポーツというのは多くの人とのコミュニケーションができて、 やっぱり子供たちの人材育成にも大いに役に立ちますし、やっぱり大人の人たちも、スポーツ をやることによって人生の楽しみが増えるというのは、本当にすばらしいものだと思っていま す。そして、国でもやっぱりスポーツ庁をつくって法律もつくってやっているんですが、見ま

すと、どうしても国のスポーツ庁の発想だとトップアスリートの強化に大分傾注しているようなことがあるので、やっぱり広がるように。そしてうちの町を見ましても、あるスポーツについては子供のときからどんどんどんどん世代をしっかりと捉えて、大人の社会人までサッカーなんかはすごくその辺がしっかりと土台ができているんですが、そのスポーツによってもやっぱり世代世代の差があって、なかなかつながらないというふうな部分もあって、そういったことについては、しっかりと今後もスポーツ人口を増やすような形に取り組んでまいりたいとは思います。

本当に、一番は宮城県の子供たちの体力の低下といいますか、メタボも含めて小学校1年生は全国でワースト1位か2位か、そんな状況で、大人もですけれども、メタボだと全国47都道府県でも下から2番目とか3番目とかだったか、ずっと13年間も続いているということなので、やっぱりスポーツをすることの大切さということをさらに訴えてまいりたいと思います。

そして、うちのほうで子供たちのスポーツなんかでも、さっき仁田議員さんがおっしゃった 県外の子供たちとの交流とかいろいろやっていまして、町内に泊まっていただいたりしている 方がかなり数あるんですね。ですから、そういった意味でもやっぱりスポーツ人口といいます か、スポーツのそういう交流によってほかの面にも波及するいい面もございますので、そうい ったことも含めて、今後しっかりと見てまいりたいと思います。(「発信については」の声あ り)

それをさらに、そうですね。発信していかないとまずいですね。そして、仙台近郊にありながらスポーツ施設はうちのほうほかの町よりもあるんではないかなと思っていますので、そういったことを含めて、いろんな大会の開催とかできるような形にしていただければいいかなと。そうやってスポーツ人口の交流人口を増やしていくというのが大事かなと思っています。もちろん発信してまいりたいと思います。

- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) ぜひ、そういった交流人口の拡大にもつながると、いろんな事業者にも 影響が出るという、いい意味で影響が出るということでございますので、期待させていただき たいというふうに思います。

3点目につきまして、公営塾の開設についてでございますが、大体470名程度を受け入れるような環境の整備、そういったところもしなければいけないという観点であったりで、現時点では考えていないということでございますが、現在のそういった470名の方から、保護者であったりとか、アンケートなどを取り、需要について調査する必要はあると思いますが、塾に通

う子が非常に多くなっているというようにも思います。やはり、そういう意味では公平に塾に 通える環境というのを整備するのも、自治体の務めなのかなというように思います。そして、 子供への投資となる考えもございます。高校を設置してくださいというように言っているわけ ではございませんので、本来であれば、高校の設置について誘致できればというふうに思うん ですけれども、これについては通告外になりますので控えさせていただきますが、まずは、ぜ ひそうしたアンケート調査、そちらについて需要調査をしてみてはいかがでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 須藤教育長。
- ○教育長(須藤 清君) ただいまの公営塾の考え方について、町民へのアンケートが必要かということでございますけれども、私は現時点では必要ではないと考えています。それは、やはり教育の目的が何にあるか。根本的なところに、さらに町民、保護者の目を向けていくことのほうが、実は回り道に見えて近道であると。つまり、教育基本法にある自立した人間、2つのリツですね、「立つ」と「律する」と。そして社会をしっかり目を向け、社会人としてよりよい人生を築いていく。その基礎基本を義務教育段階でしっかりと長期的戦略の中でやっていく、このことが私どもの使命だと思っております。(「マイクお願いします、もう少し」の声あり)使命だと思っております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) ぜひ、その使命について全うされますことを期待させていただきたいと 思います。

4点目について再質問させていただきます。

インクルーシブ社会環境整備についてでございます。こちらも当然、かなりの予算が伴うものでございます。県の塩釜七ヶ浜多賀城線におきましては、延長約600メートルの歩道整備で約1億円の事業費ということでございました。しかしながら、今後の町道整備の際の考え方としましては、バリアフリー化を念頭に置くことも大事であるというように考えます。そこで、町内全体となるとなかなか難しいところだと思いますので、先ほどは、今後は検討していかなければいけないということでございましたが、まずは一度にとなると大変でございますので、小中学校や公共施設、病院、医院ですね、介護施設の周辺などについて、歩道をフラットにするといったバリアフリー化を図る考えについて伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 確かに公共施設の周りでしたり病院の周りも、歩道のバリアフリー 化、局部的な事業としては、段差を2センチ以下だったり乗り入れのところはしているんです

けれども、今後全体にする際に、大規模の際は補助事業とかそういった事業を見ながら整備と いう考えであります。

- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 積極的に整備していくということでございますが、また、障害者差別解 消法についても、やはりそういう観点から歩道整備についても伺ってまいりたいと思いますが、 高齢者や障害者を含め、誰もが安心して暮らせる人に優しい社会を実現するためには、そうい った歩道整備においてもバリアフリー対策を推進する必要があると思います。誰もが住みよい 福祉のまちづくりを進め、歩道などの利用者に配慮した歩道幅員の確保や段差の解消、公共施 設などでの視覚障害者誘導用ブロック設置などの整備を進める必要があるというふうに思いま すが、再度伺いたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 確かに、町内のほうには視覚障害者用の誘導のラインは少ない部分 あるんですけれども、人が多く集まるような場所の設置ということになっておりますので、そ の辺も考えながら、ラインの有効性をもってどこの場所がいいかも含めながら実施していきた いと思っております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

また、今般さくら児童館が移転、改築されます。児童の学校からの動線は、主には裏坂道を通っていただくということで、車椅子を利用する児童については県道側の歩道を職員が同伴し、通っていただくということでございます。そこで、現時点では様々なことを協議されている段階だというふうに思いますが、亦楽小学校周辺の歩道については、特に県道沿線上の歩道については、歩道ブロックなど凸凹で車椅子で通行するのは大変難儀だというふうに思います。そこを踏まえ、県のほうに要請していく考えについて伺いたいと思います。歩道管理者は安全に通れる道路を整備することが義務づけられておりますので、ぜひそういったバリアフリー化についても、町のほうからも県のほうに推進していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 広域要望とかも含めて、今後そういったこともお願いしてまいりたいと 思います。そして県のほうでも、結構、歩道については震災を含めて沿岸部が中心ですけれど も、大分歩道については整備をしていただいています。引き続きお願いをしてまいりたいと思

います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) ぜひ、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは、5点目について再質問させていただきます。

デジタル推進についてでございます。DX計画について御回答いただきました。多くの町民の方が期待されているところだというふうに思います。国のほうでは、マイナンバーカードの利用についてまだまだ課題があるようでございますが、本町としてのDX計画といったときに重要なのが、住民の方の理解度だと思います。スマホ教室など身近なところでスマホの利用についての不安解消であったり、便利な使い方を知るといった機会が得られるのは、大変有効だと思います。

そこで伺いますが、スマホを利用されている方には、デジタル化が自然と身につく形になればいいのですが、スマホを利用されていない方への周知や利用促進についてはどうお考えか、伺いたいと思います。今後、マイナンバーカードについても義務化が進む可能性もございます。つい先日には、マイナンバー法など関連法改正案が、参院の地方創生デジタル社会形成特別委員会で賛成多数により可決されたところでございます。今後も国の動向に注視していく必要があり、そういった部分では曖昧な部分で議論するのは適切ではないのかも分かりませんが、そういう可能性についても議論して備えておかなければ、世の中の流れについて行けなくなり、取り残されるということもあります。そうならないように、あらかじめいろんなことを想定し、準備、取り組んでおくのは大事なことでございます。その辺の考え方について伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 政策課長。
- ○政策課長(青木ゆかり君) 議員さんおっしゃるとおり、スマホを持っていない方への対応というのは、今後検討は必要になってくると思います。今現在はデジタルディバイドとして、まずはスマホをお持ちの方が利用できるようなところから取り組みたいと思いますので、今後その持っていない方についても、考えながら進めていきたいと思います。検討していきたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 持っていない方ということで、令和3年の質問の際にも伺いましたが、 デジタル化の促進に当たり、誰一人も取り残さないというのが大変重要なキーポイントになっ てくると思います。そこで、情報機器を持たない高齢者に対しスマートフォンを貸与し、災害

時の情報収集や今後のDXに対応できるように体制を整備する考えはないのかどうか、伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) その件については、生涯学習センターのほうでも教室を開いたり、スマホ関係の講座をやったりしておりますし、先日も5月11日から19日まで移動車で、そしてスマホを持っていない方には貸出しをするという形で、1週間ほど町内各地で、移動車でそういったことも取り組んでおります。今後もそういったデジタルディバイドといいますか、そういった方への対応をさらに周知してまいりたいと思いますし、スマホになれ親しんでもらう、特に高齢者なんですが。そして、その方に私聞きに行きましたら、結構七ヶ浜の人、女性の方が多いんですけれども、そういった形でほかの地区よりも多いですとは言っていただきました。ですから、今後さらにそういう移動車等を使って各地区に出向くような形ができないか、さらに協議を進めてまいりたいなと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 貸出しで取り組んでいるということでございますが、実際に使えるものとするためには本格的な貸与であったり、そういった補助についても考えていかなければいけないと思います。基金もかなり高齢者対策であったり、そういった基金についてもございますので、そういう基金の取崩しについては考えがあるのかどうか、伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 副町長。
- ○副町長(平山良一君) それでは、私のほうから今後の取組についてお話ししたいと思いますけれども、確かに議員さんおっしゃるように基金から取崩しというようなことにつきましては、今後は考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですけれども、ただその前に、私もなんですけれども、スマホとかデジタル関係というのは必要に迫られないと、なかなか準備しようかとかどういうふうにしようかという考えに行かないので、できれば、先に行政サービス、どこまで進めればいいかという問題がありますけれども、行政サービスのデジタル化、そういったことをどんどんどんどん進める中で、こういったサービスが受けられるんだったら自分もやってみようかとか、そちらのほうに向けていくというふうなことが大事だと思いますので、そういったことが見えた段階で、そういった補助とかあるいは将来に向けたものについて考えていきたいと思いますので、今、今年度中にどうするということではなくて、次の機会にというようなことで御理解いただければというふうに思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。

○13番(仁田秀和君) 出た段階じゃなくても、ぜひ早めに積極的に、世の中に取り残されないように、そして誰一人も取り残さないということを理念に持って進めていただきたいというふうに思います。

それでは、ホームページの問合せや意見に対する対応について伺いたいと思います。デジタル化が進み、そうしたチャットGPTもいいですが、いろんなところを調査して導入に向けて検討していきたいということでございましたが、行政に対する様々な生の声というのも実際あると思います。

そこで、角度を変えて伺いますが、ハラスメント対応について伺いたいと思います。チャットGPTでハラスメント相談窓口をリリースされた企業もございます。そうした事例もあるように、どうしてもハラスメントというのは出てくると思います。そうした対応策について、庁舎内のマニュアル化や方針はどのように取られているのか。また、問合せのみならずハラスメントについても、チャットGPTの回答が社労士さんの回答と99%ほぼ合致するといったような研究データもあるようでございますので、そちらもぜひ導入に向けて調査検討してみてはいかがかと思いますが、その辺について伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 総務課長。
- ○総務課長(藤井孝典君) それでは、DX関連というよりも、行政改革であったりその他ハラスメント全般に関わるようなこともありますので、総務課のほうから答えさせていただきます。 議員さんおっしゃるとおりチャットGPT等、このような最近のAIツールは非常に強力なツールであるというふうに認識をしております。使い方によっては、今のように絶大な効果を発揮するものでもあります。しかしながら、何分新しい技術でもあり、各企業であったり各自治体、今検証段階で進んでいる。私のほうでも私用で使ってみたことはありますが、やはり相応しい結果並びに今までとは違うデジタルツールであるなというところはあります。いかんせん唯一の問題点としては、必ずしもこちらの期待する結果が返ってこない場合があると。原因は、もともとが検索エンジンではなく、インターネット上の情報を集めてつないで回答するというシステムそのもののこともありますし、あとは有利な点としては、言語を自在に操るような機能もありますことから、誤字脱字であったりとか文章の言い回しについては、非常に人が考えるよりも効果的なものは組み立てられると思います。その点でハラスメント対策に取り組んでいたりとか、回答案、考え方のベースの基礎となる部分をはじき出すという道具としての利用については、今後前向きにちょっといろいろ考えていかなきゃいけない部分が多いなというふうに考えておりますが、現段階で今すぐ導入するとかではなく、今は検証段階ということ

でさせていただければなと考えております。

- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) ぜひそういったこともありますので、調査して、導入に向けて前向きに 考えていただきたいというふうに思います。

それでは、最後に総括して私の好きな論語を交えて伺いたいと思います。このような言葉がございます。「葉公、政を問う。子曰く、近き者説び遠き者来たる。」昔、中国の県知事、葉公が政治の揺動をかの孔子に聞きました。それに対して孔子は、近くの人たちが喜ぶような政治を行えば、遠方の人たちもその評判を聞いて慕って来るものですと答えたものであります。ぜひ地域の発展、そして地域住民が満足できる基幹産業の活性化、地場産業活性化を図り、交流人口拡大を目指す観光振興策、少子高齢化対策を図って、人口減少に歯止めをかけていただきたいというふうに思います。そして、人伝えに評判が広がっていくことも大事ですが、メディアやSNSなどで魅力を積極的に発信する時代でございます。最後にその辺も踏まえまして、今後、町長はどのように積極的に魅力ある町民が喜ぶようなまちづくりを考えていかれるのか、伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 今おっしゃられたように、本来であれば梁山泊になれれば一番いいとは 思うんですが、なかなか通過交通のない町域が狭いということでは、本当に厳しいところがあ りますけれども、今後、町のポテンシャルといいますか、そういった魅力をどんどんどん 発信するように頑張ってまいりたいと思います。

ただ、私がいつも思うのは、行政は本当は求められるのは全能感といいますか、万能感というんでしょうか、何でも住民の方は、今水が飲みたいからすぐ蛇口が欲しい、運動するのにすぐそういった施設が欲しい、具合悪くなったときはすぐ病院が近くにあればいいという、そして出かけたいときはできるだけ速い交通機関ですぐその場所に行けるものが欲しいというような、どうしてもそれを求めたがりますけれども、いろんな便利な自然がいいとかいろいろおっしゃられますけれども、そこはしっかりとうちの町のよさを訴えて、そして七ヶ浜ここがいいんだということを思ってもらえるような、理想ではないですけれども、まちづくりに向けてしっかりと取り組んでまいりたいと思います。そして、情報も発信してまいりたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) ぜひ、そうした町のポテンシャルを生かした事業についての、環境整備 についても大変重要でございますので、進めていただきたいというふうに期待させていただき

たいと思います。

今後も町民の方々の生命、財産、生活の安全を第一に考えつつ、安心で快適な住みよいまちづくりを進めていかれますことを期待申し上げ、私の質問を終わります。

○議長(岡崎正憲君) ここで暫時休憩いたします。ただ、昼時間にはかかりますが、この後11 時40分の再開で進めていきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

午前11時34分 休憩

午前11時40分 再開

○議長(岡﨑正憲君) 再開いたします。

次に、5番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[5番 熊谷明美君 登壇]

○5番(熊谷明美君) 5番熊谷明美でございます。ただいま議長より許可を得ましたので、公 共施設に「赤ちゃんの駅」設置をと、物価高騰対策はの2問について一般質問をさせていただ きます。

1問目、公共施設に「赤ちゃんの駅」設置をについてでございます。

少子化対策として国はこども家庭庁を立ち上げ、多方面からの政策を打ち出し、子供を産み育てやすい環境づくりに力を入れております。各都道府県の自治体は、国の政策と併せて独自の子育て支援策を提案し、子育てが安心して行える環境整備をすることが必要であると考えているようでございます。「赤ちゃんの駅」とは、乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組として、外出先で誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースのことを言います。町民だけでなく、町外から本町を訪れた方々が、自由に安心して利用できる「赤ちゃんの駅」の設置が必要と考え、以下の点を伺います。

1点目、本町内のおむつ替えや授乳が可能な公共施設はどのくらいあるのか伺います。

2点目、授乳ができる施設が少ないと思うが、今後、設置を進める考えはあるのか伺います。

3点目、災害時利用やイベント開催時に貸出し可能な「移動式赤ちゃんの駅」を導入する考えはないか伺います。

4点目、設置箇所の広報の考えを伺います。

続いて、2問目でございます。2問目、物価高騰対策はについてでございます。

エネルギー価格や飲食料品を中心とした身近な品目が値上がりを続け、物価高が町民生活に 大きな打撃を与えています。その現状を踏まえ、私は本年3月28日に物価高騰の対策に係る緊 急要望を町に提出させていただきました。国は各種対策を打ち出してくることが想定されますが、本町としても、物価高騰から町民の暮らしを守るため早急な対策が必要と考え、以下の点を伺います。

1点目、幼稚園や保育所、認定こども園に対し、給食の材料費高騰分の支援をする考えはないか伺います。

2点目、これまでも実施した生活応援食事券や割増し商品券事業のような飲食にとどまらず、 生活用品や燃料代など、対象商品や取扱店を拡充して事業を考えないか伺います。

3点目、電気と都市ガスは国が支援策を実施しておりますが、LPガス利用者に対する本町の支援策は考えているのか伺います。

以上、町長の回答を求めます。

○議長(岡﨑正憲君) 第1問、公共施設に「赤ちゃんの駅」の設置を、第2問、物価高騰対策 について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長(寺澤 薫君) それでは、5番熊谷明美議員の1問目の御質問、公共施設に「赤ちゃんの駅」の設置をについてお答えをさせていただきます。

議員御質問のとおり、赤ちゃんの駅事業とは乳幼児を連れた保護者が外出先でおむつ交換や 授乳等をする場所を提供する事業でございます。平成18年度に東京都板橋区で取組が始まり、 その後、全国の自治体、民間に広まったということでございます。「赤ちゃんの駅」として登 録されるためには、授乳スペースにおいてプライバシー確保のための仕切りを設けることや、 おむつ交換ができる適切な空間の整備など、幾つかの条件が必要であるとのことでございます。

それでは、1点目の御質問、おむつ替えや授乳が可能な町内の公共施設数についてお答えを させていただきます。現在、誰でもおむつ替えや授乳ができる授乳室を設置している公共施設 といたしましては、まず役場庁舎、中央公民館、子育て支援センターとなっており、国際村に おきましては、施設内多目的トイレにおむつ交換が可能なベビーシートが設置されております。

次に2点目の御質問、今後設置する考えはないかについてお答えいたします。公共施設への新たな設置につきましては、1点目で回答いたしましたとおり、町民あるいは町外からお越しいただく方が多く利用する施設において、授乳やおむつ交換等に対応しているところでございます。今後は、授乳室の利用状況などを踏まえ、新たな施設への設置については必要性を考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

次に3点目の御質問、「移動式赤ちゃんの駅」を導入する考えはないかについてお答えをさ

せていただきます。災害時におきましては、多くの方が避難所へ避難し、避難生活が長期化することも想定されます。災害時には、間仕切りや個室スペースをつくるテントを活用しながら、おむつ替えや授乳が可能な専用スペースを確保していくことで対応してまいりたいと考えております。また、町のイベントにつきましては、イベントの多くが町の施設を中心に開催されており、施設内でのおむつ交換や授乳で御対応いただきたいと考えております。イベント主催側に対する授乳室への対応、配慮についても関係課で留意してまいりたいと思います。

次に4点目の御質問、設置箇所の広報の考えはにつきましては、今後ホームページなどで周 知してまいりたいと考えております。

御質問の回答は以上となりますが、今後も子育て世帯の意見や要望をいただきながら、現場のニーズに合った必要な支援に取り組んでまいりたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

さらに御質問の2問目、物価高騰対策についてお答えをさせていただきます。

令和5年3月29日に、内閣府より新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増強、強化として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の追加が示されました。当町においては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金は、低所得世帯支援枠3,200万9,000円、推奨事業のメニューの5,716万2,000円の交付限度額が示されております。うち、特に速やかに事業の実施を進めたい非課税世帯等への給付金支給事業であります電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金支給事業分については、議員御承知のとおり5月補正予算に計上したところでございます。推奨事業メニューについては、エネルギー、食料品価格等への物価高騰の影響を受けた生活者及び事業者の支援を行う事業とされているところでございます。

1点目の御質問、幼稚園や保育所、認定こども園の給食の原材料費高騰分の支援を考えないかについてお答えをさせていただきます。議員御質問のとおり、食費等の物価高騰は幼稚園や保育所、認定こども園の運営においても影響を受けております。そのうち、給食費につきましては保護者の実費負担となっている部分でもありますので、状況につきまして町内の幼稚園等に聞き取りを行いました。その結果といたしまして、高騰分に伴う原材料費の値上がり分につきましては、園と保護者が負担するなど対応している園や、給食の提供人数等により原材料費の値上がりによる影響が見られない園もあり、給食費に係る対応は園ごとに様々でございました。そのため、原材料費高騰分の支援に代わる事業といたしまして、幼稚園や保育所、認定こども園への電気代高騰分の補助金の交付事業及び子育て世帯への燃料券の支給事業を行い、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上、1点目の回答とさせていただきます。

2点目の御質問、これまで実施した生活応援食事券や割増し商品券事業のような考えで、飲食に限らず、生活用品など対象商品や取扱店舗を拡充しての事業を考えないか伺うについてお答えをさせていただきます。

感染症拡大の影響による緊急経済対策として、これまでいくつかの事業者の事業継続支援策を講じてまいりました。食事券につきましては、七ヶ浜町内の事業者支援を最優先とする考えから飲食店のみで使用できるものといたし、割増し商品券につきましては、事業者支援の対象を拡充すべく、多賀城市、七ヶ浜町管内に登録のある274事業者、これは多賀城が220の事業者、七ヶ浜が54の事業者でございますが、274事業者より賛同をいただき、商品券の取扱店として登録させていただきました。この取扱店舗につきましては、飲食店、大型スーパーやコンビニのほか、生活関連の店舗としてガソリンスタンド、ガス配送事業者などの燃料店、美容室や生鮮食品を取り扱う小売店舗など、多くの事業者に賛同をいただき、地域経済の支援策として講じたところでございます。町といたしましては、長引くエネルギー価格、物価高騰対策について、国県の経済対策の動向を注視しながら、有効な事業者支援策を検討してまいりたいと考えております。

2点目の回答とさせていただきます。

次に3点目の御質問、電気と都市ガスは国が支援策を実施しているが、LPガス利用者に対する支援策は考えているのかについてお答えをさせていただきます。

国では、総合経済対策において価格激変緩和対策事業に電気、都市ガスは対象としたものの、LPガス利用料金を対象にされなかった理由として、都市ガスが家庭向けで約4割、工業向けで約8割上昇する一方、家庭向けのLPガス料金は約1割の値上がりにとどまっていることと、LPガスは小規模事業者が多く、事業者を通じた直接的な料金軽減策が難しいため、電気や都市ガスとは異なる支援制度としたとしております。また、LPガス料金の上昇対策としては、国のほうではLPガス事業者にコスト軽減を図る目的で中長期的に小売価格の低減効果が出てくる事業を実施しており、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金において、LPガス料金の上昇対策にも自治体は活用できるとされております。本町においても、LPガス利用者に対しての支援策について検討してまいりましたが、取り扱っているLPガス販売事業者が、町内事業者のみならず宮城県内の広範囲にわたっており、全ての利用世帯に支援が行き届かない可能性がございました。また、宮城県でも支援策を検討しているとの情報がございましたことから、LPガス利用者だけの支援ではなく、LPガス利用者も含めた物価高騰の影響を

受けている世帯、事業者への支援を優先させていただいたことを御理解いただきたいと思います。なお、今後も宮城県のLPガス利用者支援の情報収集に努めてまいりたいと思います。 以上、回答とさせていただきます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) では、再質問させていただきます。

まず、1問目の1点目でございます。ただいま、役場庁舎、中央公民館、それから子育て支援センター、国際村においては多目的なトイレでおむつ交換ができるということでございますが、役場庁舎、おむつ替えはもちろんできるとはありますけれども、授乳室はどこにあるのか伺いたいというふうに思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 回答いたします。

役場庁舎内の授乳室については、役場の相談室に一角を設けまして、そちらに準備をしております。要望があった際は、そちらを案内しております。

- ○議長(岡崎正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) そうしますと、そこではミルク用のお湯なんかも提供することができる のか伺いたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) お湯の用意があるかどうかという御質問だったんですけれど も、相談室のほうには、常時備付けは行っておりませんで、必要な場合は子ども未来課のほう でお湯のほうを準備させている状況でございます。

以上でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) では、民間施設のほうで設置されている場所は把握しているのかどうか 伺いたいと思います。もし把握してあるとすれば、どこなのか伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) お答えいたします。

民間で設置している場所でありますけれども、県の宮城子育て情報総合サイトというところで、町内では、カフェレストランSEA SAW、SHICHINO CAFE、ヤマザワ汐見台店が紹介されているようでございます。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 実際にそこに課長は行かれて確認されましたでしょうか。私もちょっと そのサイトを見まして、実際に確認しに、全部ではないですけれども行きました。やはり、お むつ交換はできるんですが、授乳場所がどこなのか分からないというところがありまして、そ の辺確認されたのかどうか伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) すみません、実際行って確認はしておりませんでした。こちらからお電話で問い合わせたところ、誰でも利用できるおむつ替えの設備があるという御回答でございました。

以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 先ほど町長もおっしゃったように、この赤ちゃんの駅事業は、子育で中の保護者が外出しやすい環境を整えるとともに、育児のストレスや孤立軽減を目指している事業でございます。全国に先駆けて東京板橋区が2006年6月から実施され、全国的に広がっている事業でございます。令和5年3月1日現在で板橋区の赤ちゃんの駅登録数は187か所となっております。本町においてもまずは公共施設へ、特に先ほど役場庁内にはあるということでございますけれども、今の国際村はおむつ替えしかできないというようなことでございますが、きちんと整備すべきではないかなというふうに思いますが、その見解を伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 回答として、必要に応じて検討したいといいますか、そして宮城県でも 今補助だったり、授乳室ですか、設置に対しての補助だったり、あとはさらにリースもあると いうふうなことも伺っておりますので、そういったことも含めて公共施設の中で必要となれば、 そういったことを前向きに考えたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 近隣の二市三町、また、宮黒の大和町も含めてですけれども、設置状況 を見ますと、公共施設と民間施設合わせて、例えば利府町は33施設、松島町は防災センターな ど23施設、大和町は16施設、多賀城市は41施設、塩竈市は39施設となっております。本町にお きましては、その数字に比べたら大変に少ないということで、やはり、こういうふうなきめ細 やかなサービスをすることで子育て世代の、また、これから子育てをしたいというふうに考え ている若い世代が、そういうふうにきちんと住民サービスができる町は魅力ある町だなと感じ

ると思いますが、この数字を見たときに本町は少な過ぎると思いますが、どのように考えるか 伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 今、熊谷議員さんおっしゃった数は、これ公共施設だけですか。(「民間と合わせて」の声あり)そのうちの公共施設はどれくらいあるんでしょうか。(「すみません、内訳はちょっと分かりません。それまで取っていませんでした」の声あり)恐らく、民間の大きなショッピングセンターとかそういうところには必ずあると思いますし、そういった意味では、なかなかうちのほうの事業所とか大きなスーパーがそんなにあるわけではないので、公共施設でそこまでほかでやっているとなると別ですが、いずれそういった、宮城県でも補助制度、そして民間の方に推奨するような形でぜひお願いしたいという、その場所ですね、人がやっぱり集まる場所をベースということでございますので、町としてもそういう必要性に応じて積極的に対応してまいりたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 2問目に移りたいと思います。

先ほどから続きますけれども、まず多目的トイレでおむつ交換は可能ですけれども、やはり 授乳室が少ないというのが現状でございます。やはり赤ちゃんの駅というのは、おむつ交換も できて、それから近くに授乳もできるような、セットの形で赤ちゃんの駅を設置するというの が大事じゃないかなと。若いお母様方には大変便利なところでございますので、そういうサービスは大切でないかなというふうに思います。子育てを経験しているお母様方の声を聞いてみますと、赤ちゃんを育て中は毎日ミルクとおむつ替えの繰り返しで、どこに行っても、泣いたときにはすぐに授乳やおむつ替えをしなければならないと思っていますと。また、出先でおむつ替えや授乳をするということは、本当に周りの目が気になって苦労していますというお言葉が聞こえてきました。町内の主な施設に赤ちゃんの駅があることで、子育てに力を入れている町と、先ほども申し上げましたように、子育て世代、これから子育てをするであろう若い人たちにも、町のそのような子育ての取組がしっかりアピールできるのではないかなというふうに思いますが、そういうことができる町ですよと、将来的に胸を張って言えるような、そのような政策を考えるべきだと思いますけれども、必要に応じてということではなく、今後やっぱり前向きに取り組む姿勢が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) その件につきましては、実は多目的広場のほうで、知らない人にいきな

り授乳どうのこうのと言えませんので、ちょっと知っている女性がいたので聞いたところ、七 ケ浜に来る人たちも含めて、意外と車で、ほとんど車なので車内でというふうなこととか、あ とは何かスモックで対応すれば、そんなにはあんまり感じていないけれどもという、あと、こ のコロナ禍の中であまり感染といいますか、衛生環境とかそういうのを考えるとちょっととい う人もいましたけれども、ただ、必要な箇所には町としても、やっぱりそういったところには さらに状況を見て、設置について前向きに検討してまいりたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) まず、授乳室のこともそうですけれども、先ほども宮城県のことが取り上げられました。令和5年度の主な事業のうち、置き型授乳室の設置の推進拡充として、宮城県は授乳室設置促進費ということで4,261万円を確保し、みやぎ子供授乳室プロジェクトを進めております。県はこの事業を広く普及させるために、先ほども町長がおっしゃっていたとおりに補助金制度も活用してほしいというようなことで、広報紙、それからホームページ等々にも載っております。県もそのように進めております。町としても、今、町長もおっしゃっているところで前向きに私も考えてほしいなというふうに思っておりますけれども、先ほど赤ちゃんの駅を設置しているところ、数字を申し上げて民間と公共施設どのくらいあるか、ちょっと私は、すみませんがその割合はちょっと分からなかったんですが、合計した数字を申し上げさせていただきました。

そのほかに、例えばほかのところでは、うちのほうはどうか分かりませんが、保育所だったり、それからもちろん幼稚園、それから広場とか公園だったり、そういうふうなところにも設置しているところがございます。あと、こども園はもちろんですけれども、民間のそういう小さい施設でも、それから公共施設においても、ありとあらゆる公共施設のところに設置を考えているところもありますし、設置しているところもございます。やはり、そこに行かなければ授乳できないとか、そこまで行かないとおむつ交換ができないというんではなくて、やはりある程度いろんなところにそういうところを設置していただいて、町外町内の方々が、例えば散歩に来たときとか遊びに来たときとか、何かレジャーに来たときとか、いろんな用途のときに、やっぱり赤ちゃんはどうしても授乳、それからおむつ替えというのが必要なわけですから、やっぱりそういう赤ちゃんの駅を増やして、利用がしやすいような環境を整えていくということが大事だと思いますが、県にも従ってというわけではありませんけれども、やはりこの赤ちゃんの駅事業には、うちの本町といたしましても事業として立ち上げて、ぜひ力を入れていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤 薫町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 設置も前向きに検討したいと思いますが、防犯面とかそういった逆の面 も考えながら、ちょっとその辺は検討させていただきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) では、3点目の「移動式の赤ちゃんの駅」でございます。移動式の赤ちゃんの駅の形状といたしましてはテント型で、折り畳み式の交換台や授乳用のいす、それからマットなどを設置して、その中で授乳やおむつ替えができるものでございます。これは、災害が発生し、乳幼児を連れて避難された保護者にとって周囲に気兼ねなくおむつ替えや授乳ができる環境づくりということで、有効でございます。先ほど町長の答弁としましては、避難所でのそのようなテント型とか、そういうもので利用していただきたいということでございますが、やはりこれは授乳やおむつ替えに特化した移動式の赤ちゃんの駅でございますので、これはぜひ災害備蓄品として考えるべきではないかなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 防災対策室長。
- ○防災対策室長(石井直紀君) 災害ということですので、私がお答えさせていただきます。 避難所につきましては、コロナ交付金のほうでいろいろとそろえさせていただきました。そ の中には、熊谷議員さん先ほどおっしゃったテントのほうもございます。そちらのほうを活用 していただければと思います。また、授乳だけの場合はちっちゃい三角形のテント、そちらの ほうもございますので、そういう今あるものを使って授乳スペースをつくったりしていただけ ればと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 本町は、妊産婦や乳幼児連れの家族が避難できる旅館さんと提携していただいて、避難場所設置しましたけれども、今回の津波の想定の見直しで、その施設が津波浸水想定区域内に含まれているということもございます。各地の避難所に避難するケースが、そのようなことを考えると、やはり一般的な避難所に乳幼児を連れている御家族が避難するケースが多くなってくるのではないかなと想像されます。やはり先ほど、ちっちゃなテントがありますとか、あと間仕切りというようなこともお考えだと思うんですけれども、やはりこれは、なぜ「移動式赤ちゃんの駅」という名称になっているかというと、そういうことがきちんとできるし対応できるようなテントだよということで、わざわざそういう移動式赤ちゃんの駅というものがあるということでございますので、やはりきちんと整備されている避難所もあるかも

しれませんが、そうじゃない避難所もあるかもしれません。ですから、せめて1基を持っておいて、そういうふうな大変不便なところの避難所にはそれを提供するという形で考えるべきだと思いますが、それはいかがでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 防災対策室長。
- ○防災対策室長(石井直紀君) 先ほども申し上げましたけれども、ございます。テントのほうはこちらにストック分もございますので、そちらのほうを有効的に活用したいと思いますので、よろしくお願いします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) じゃあ、私もしつこく言います。移動式赤ちゃんの駅設置自治体をちょっと見てみますと、ちょっと市が多いんですけれども、むつ市、二本松市、盛岡市、能代市、それから奈良県の大淀町、大阪府の熊取町、千葉県の栄町、茨城県の美浦村などでこの移動式の赤ちゃんの駅を持っているということでございます。これは災害時だけじゃなくて、屋外のイベント行事のときも貸出しをして、例えば本町でしたらば、この間の小学校と町民、区民の合同運動会のときもこういうものがあると、小さな赤ちゃんを連れたお母様方も安心してそういうふうなイベントに参加できる、また、見に来れる可能性があると思いますけれども、そのような用途も考えたときに、やはり移動式赤ちゃんの駅というのは必要ではないかなと思いますが、しつこいようですけれども、その辺の、こちらになると防災というよりも政策のほうかなというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) それでは、私のほうから回答を申し上げますが、今、どこまで必要か というようなことについては、各担当からお話しさせていただきましたけれども、今すぐに必 要かどうかというようなことについては、ちょっと今後検討する時間が欲しいなというふうに 思いますので、ちょっとそういった時間を貸していただければ、どのくらいの量でどういった ものが必要かということを検討できると思いますので、それをちょっと検討する時間をお貸し いただければというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) では、4点目に移ります。設置箇所の広報でございます。ホームページ で周知しますということでございますが、おむつ替えのスペースは、本町でも数か所あります。 せっかく設置されていても、先ほども私、役場でどこで授乳できるんですかというふうにお伺 いいたしました。やはり皆さん利用したいなと思っても、どこに授乳室があるのか、おトイレ

は多目的トイレにあるなというのは大体想像つくんですが、どこに授乳室あるのというふうになったときに、ここが授乳室ですよと別に案内されているわけでもなく、やはりそういうふうな、まず場所の周知というのは大事だと思います。赤ちゃんの駅事業を立ち上げて取り組むことが、やはり大事だというふうに思っております。それはなぜかといいますと、これは埼玉県の三芳町なんですが、わざわざこういうものをつくって、これステッカーで、こちらが旗なんですね。例えば庁舎でしたらば、玄関の入り口のところにこの旗を立てて、赤ちゃんの駅がありますよ、設置されていますよ、そして授乳室のところの前には、ここが赤ちゃんの駅ですよ、授乳できますよという、そのようなきちんと案内をするべきだというふうに。せっかく設置してあるのにどこにあるのか分からない、本町で役場に来ても、そんなことできるのかどうかも分からない、そういうので大変不親切だと思いますが、そのように案内できるようなものを考えないかを伺いたいというふうに思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 財政課長。
- ○財政課長(小野勝洋君) 施設管理ということで財政課のほうからお答えしたいと思います。 確かに議員さんおっしゃるように今まで案内板がなかったという点については、やはり不備 なところがあると思います。また、相談室ということになっていますので、様々な人の出入り、 また職員が使う場面もありますので、その辺の利用の仕方も検討しつつ、そのサイン表示につ いては考えていきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) あと、ほかの市町村で設置しているといいますと、例えばコンビニなんですけれども、やはりコンビニでもそのように赤ちゃんの駅を設置しているコンビニもあります。そういうふうなところにも、やはりステッカーを貼らせてくださいということで、利用ができやすいようなことをしている自治体もございますので、やはり公共施設だけじゃなくて民間事業者さんにも御協力をいただいて、住民サービスをしていくべきだというふうに考えております。今、相談室を利用しているということでございますが、やはり今課長おっしゃったみたいに、相談室になるといろんな人がやっぱり出入りして、安心してやっぱり授乳というのはなかなかできないと思うんですよ。お母さんもやっぱり子供を出産されてデリケートなところもあると思いますので、やはりきちんと授乳が安心してできるような、そういう場所を確保すべきだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 財政課長。
- ○財政課長(小野勝洋君) 熊谷議員さんの意見も当然あると思います。そういうことになりま

すので、これ庁舎全体の位置づけ、いろんな考え方ありますけれども、それについては担当課 の子ども未来課と財政課、それと関係する課合わせまして、活用方法とこれからの運用方法が どうなのかということも併せまして、さらに検討していきたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 先ほどホームページが出ましたけれども、例えば柴田町のホームページを見ますと、赤ちゃんの駅の公共施設の名前と、それから民間事業者のところの名前がきちんとホームページに載っております。利府町なんかは先ほども言ったようにショッピングセンターとかにたくさんありますので、そこなんかも、おむつ替えしかできないところとか、授乳ができるところとか、きちんと内訳されて案内しているわけです。ですから、やはりそのホームページでの案内も、きちんと町内でこういうところできますよ、こういうところはおむつ替えしかできませんよとか、そのようなきちんと詳細を載せるべきではないかなと思いますが、そのようなサービスは考えているかどうかを伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 議員さんおっしゃるとおり、授乳できる、またはおむつ替えができる場所の周知というのは、今現在不十分であると考えております。今後は町のホームページや子育てポータルサイトといったものを活用しまして、周知を図っていきたいと考えております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) それでは、2問目の物価高騰対策についてでございます。

1点目の、幼稚園、保育所、認定こども園に対して聞き取り調査をしたということでございますけれども、やはり実際に物価高騰であまり影響がないというのは、そうなのかなと、実際にそういう意見があったということではございますけれども、私たち家計を見ても、特に6月はまた物価高騰でいろんな、3,600品目ですか、品目がもう値上がりしているわけですね。そういうふうな中で、幼稚園、保育所、認定こども園さんのほうで影響がないというのはどうなのかなというふうに思ったりもします。やはり、今後まだまだ値上がりする、7月も値上がりするというような情報も入っておりますが、やはり給食代が高騰しないように、きちんと町としても支援策を講じるべきだというふうに思いますが、どのような考えされているのか伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) それでは、私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、いろ

んな施設に通所している方というのは、町外だったり町内だったりしますし、そういったもので直接的にその人たちに、通う人たちに支援をするか、あるいは施設のほうに支援をするかということで違ってくると思いますね。それらを考慮して、うちのほうでは、個人のほうにそういった直接的に支援したほうがいいんじゃないかということでやらせていただきました。今後もそういった、どちらがいいかということについては常に考え方改めていかなければなりませんので、例えばLPガスについても同じことが言えると思います。町内からだけ取っているのかとか、いろんなそういうふうな取引の関係が違ってきますのでね。そういった意味では広くというふうなことについては、できるんであれば施設のほうにとか、やって効果が生まれるということであればそういった支援もしますけれども、ただ、できれば広く直接的に支援ができればというようことで、ちょっと今回の物価高騰に対しては、そういった支援をというふうなことで考えておりますので、御理解いただければと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 先ほど1点目の回答の中で、最後のほうに燃料券というのが出てまいりました。この燃料券というのは具体的にどのようなものなのか伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) こちらの燃料券についてですが、児童1人当たりに1万円分の10枚つづり、1枚1,000円が10枚つづりになって使えるものでして、ガソリンスタンドや燃料組合のほうで、灯油だったりガソリンだったりに使えるということでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) そうすると、それは食料品等では使えないということで理解してよろしいでしょうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) おっしゃるとおり食料品には使えないということで、燃料券のほうで負担軽減を図っていきたいということであります。
 以上です。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) ちょっとずれるかもしれません、今までそのような支援をしたときに、 今1,000円単位ということでしたけれども、とても1,000円単位では使いづらくて、500円単位 のつづりのほうが使いやすいなというふうに思いますので、その辺ちょっと参考にしていただ きたいというふうに思っております。

では、2点目に移りたいと思います。引き続きですが生活応援食事券、それから割増し商品券等々、今までもいろんな対策を実施してきた本町でございますけれども、やはり特に10割増し商品券のときは、ガソリンスタンドとか、そういうふうなものも使えるということで大変有効でございました。最後の、全世帯に1,000円の食事券も配布になっております。ちょっと七ヶ浜の町民の方に聞いたところ、最後の1,000円はなかなか使っていない人も結構いるみたいだよというちょっとお声があったものですから、ちょっと商工会のほうにお伺いしました。そうしたところ、全体的に、多賀城も含めてなので85.1%の換金率だったということで、これは多賀城が大分成績がよかったのかなというふうに思うんですけれども、やはりそういうふうなところで使い勝手がよかったのか悪かったのか、その辺もちょっと検証していただきながら、今後、やはり食料品だけじゃなくていろんなものに使えるような、全体的にもう値上がりしておりますので、いろんなものに使えるような商品券だったり、ポイントだったり、スタンプラリーだったり、いろんなことがあると思いますけれども、ぜひ、そのような考えを今後していくのかどうか伺いたいというふうに思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) ただいま御質問いただきました件でございますが、今後の経済状況を見ながら、同じような商品券発行が必要だというふうに判断される場合につきましては、当然対象の拡大ということで、使われる方のことを考えながら対応してまいりたいと思いますが、まず対象を広げるとなりますと、隣接する多賀城市さんとの御理解、あとは参加登録をされる事業者さんの御理解がないと、なかなかこれ対象拡充ということが行政側でできるものではないものですから、そういった賛同をしていただけるような調整を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(岡崎正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) ぜひ、賛同いただけるような働きかけをしていただきたいというふうに 思います。

では、3点目に移りたいと思います。このLPガスのことでございます。全国的にLPガスのほうが都市ガスよりも料金が高いのが現状でございます。本町におきまして、LPガスと都市ガスの割合というのは、どのようになっているのか伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 政策課長。
- ○政策課長(青木ゆかり君) では、私のほうからお答えいたします。

実際の利用している世帯数というのはなかなか把握できておりません。都市ガスについては、約1,800ぐらいの世帯があるというのは業者さんのほうから聞いているんですが、残りの世帯がオール電化の世帯とLPガスの世帯がありまして、そこがちょっとこちらでは把握できていない状況でありました。

- ○議長(岡崎正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) そうですね。これは資源エネルギー庁の資料をちょっと見させていただ いております。地方創生臨時交付金を活用した新たなLPガス料金対策の事業化に向けた検討 ということで、本年の3月28日に令和4年度の予備費を活用して、臨時交付金を7,000億円積 み増ししているそうでございます。その際、LPガス利用世帯が多い地域に重点的に配分する というふうなことになっているようでございます。やはり全国的に見ますと、どうしてもやっ ぱり町とか村とかとなるとLPガス、先ほども町長がおっしゃったように町内だけの事業者さ んじゃなくて、多賀城だったり塩竈だったり仙台だったりのLPガスを使われている事業者さ んもいらっしゃるので、そこに対しての補助というのはなかなか難しいなというのは、確かに そうだと思っております。ですから、ぜひ県のほうに働きかけをすべきだというふうに思って おります。このエネルギー庁の調べによりますと、これまで全ての自治体でLPガス支援を含 むエネルギー対策を検討しておりますというふうに言っているそうでございます。そのうち、 実際に具体的に取り組んでいるのが全国的に11自治体であったそうでございます。その中の、 例えば茨城県はLPガス消費者世帯に対して、LPガス販売事業者を通じて1世帯当たり500 円の値引きをしていると。それから大分県によりますと、やはり地域消費換金プレミアム商品 券支援事業として、LPガス消費者がLPガス料金の支払いに利用し得る新たなプレミアム商 品券を市町村が発行して、20%県が助成してくれるというような内容のものもやっているそう でございます。やはり小さな自治体にだけではなく、県にどんどんどんどんアピールしていた だいて、本当にLPガスの利用者世帯はこの高騰に対して大変な思いをしているので、ぜひ県 もどんどん動いていただきたいというような要望をすべきだと思いますが、その辺はいかがで しょうか。
- ○議長(岡崎正憲君) 政策課長。
- ○政策課長(青木ゆかり君) 議員さんおっしゃるとおり、ほかのところでは県のほうで様々な事業を取り組んでいるということのようです。宮城県のほうでも取り組まれている、検討されているというふうなことがありますので、今後、要望のほうをさせていただければと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。

○5番(熊谷明美君) そうですね。やはり、ただ待っているだけではなくてきちんと声を上げて、七ヶ浜でも大変困っているというようなことを、声を上げてアピールしていただいて、こちらに少しでも多く補助金、助成金が入ってくるように、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長(岡﨑正憲君) ここで暫時休憩いたします。

午後1時30分再開といたします。

午前11時38分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長(岡﨑正憲君) 再開いたします。

次に、8番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[8番 遠藤喜二君 登壇]

○8番(遠藤喜二君) 議席番号8番、議長の許可を得ましたので、これより一般質問させていただきます。今回は3問になります。

津波ハザードマップについて。

2番目、町のPR動画の利活用について。

3番目、ビーチクリーンの仕上げ確認と検証と反省点と改善策について。

以上3点になります。

このうち2つは以前にも質問していますので、多分、きちんとした返事さえもらえば再質問はないと思います。

まず、津波ハザードマップについて。2023年1月発行の七ヶ浜町津波ハザードマップの「① 津波の怖さを知る」、昔から住んでいる七ヶ浜町の住民の方々や2011年の東日本大震災を経験 した住民の方々も、また、誰しもが地震と津波の怖さを知っていますということで、①から②、 2つの質問になります。これは町から出されたやつなんですけれども、これの「①津波の怖さ を知る」、「②地震・津波から身を守る」、「③情報の収集」、「④津波に備える」、「⑤避 難施設一覧」となっています。

それで、⑤の避難施設一覧に関して、昨年5月10日の宮城県知事公表の10メータークラスの 津波が押し寄せてきた場合のハザードマップが作成されましたが、避難施設56か所のうち13か 所は津波警報・大津波警報の場合は浸水するおそれがあるとしているが、前回の津波の北上川 の7キロ余りの波の遡上等もあるように、避難所としての浸水する可能性があるところはさら に増えると思われますが、これに対する町の考え方は、そして、その周知方法はということで お尋ねします。

②、前回も質問いたしましたが、防潮堤内にとどまった場合の滞留海水の電源の確保と排水 方法に関する早期解決方法はということで、再度お尋ねします。

次、2番目、町のPR動画の利活用について。今般5回目のコロナワクチン接種で、最初からお願いしていた接種後の待機時間、人によっては15分から30分、私は2度ほど蜂に刺されていますので、1回目は30分待機ということで待たされましたというか、待機時間を要しました。そして、七ヶ浜を再度認識していただきたい思いで今回は設置してもらいましたが、設置のモニターが当初21インチだと。その途中で、担当課の課長さんの計らいで47インチになったということで、ここの私の質問の意義がちょっと薄くなったんですけれども、この中で、コロナワクチン接種会場のモニター等を見直す考えはないかということで、ここは47インチに限らず、もう少し大きめのやつとか設置できるのかどうか、それを問うものであります。

またあと、このような接種に限らず、今後このような待ち時間を利用しての町のPR動画なりを活用する考えはあるかどうかを伺うものであります。

3番目、町のPR動画を、今後町民や町外の方にどのように発信していくか、どのような発信方法をしていくかをお尋ねするものであります。

次、大綱の3番目、ビーチクリーンの仕上げ確認と検証と反省点と改善策について、ちょっと長いですけれども。毎年、浜に来る人たちを迎えるに当たって、今現在、2012年6月に寄贈された、前回も質問していますけれども、ステンレスササラ式の要はビーチクリーナーを使っています。メーカーが宣伝しています花火やたばこの吸い殻どころか、逆にトラクターで牽引するものですから、トラクターのタイヤがもうめり込ませてごみを下に沈めるとか、あと、ここでは表浜だけということで書いていますけれども、その片づけ方が、もう毎週日曜日やったとしても2か月かかると、この片づけ方だけで。そうすると、メインのごみ拾いができなくなっちゃうんですね。そういうのもちょっとありまして、この機械は仕事でいえば粗仕事、あくまでも。要は、大工でいえばカンナ削りから始まる、その作業の一つだと思うんですよ。あくまでもこれは仕上げ作業には向かない機械ということで感じられるというか、思いがいっぱいです。そして、町への来町者が多くなる夏を迎えるに当たって、このビーチクリーンに対する改善策、このビーチクリーナーを使ってのビーチクリーンの改善策を伺うものであります。

①、寄贈されたので毎年20万何がしの保守点検料を使って、使えなくなるまで使うのか。

2番目、ダブルタインと、メーカーさんではダブルタインということでありますが、私たちからすれば雪国の電車のササラですね、ササラ式の除雪タイプという感じの粗作業用であり、他社のふるい式の回収式ビーチクリーナーを使うか、人力で掃除等をしたほうがよいのではないかということで伺うものであります。あくまでも粗作業として使い、その現状で最後はやっぱり人海戦術でトングを持つなりできれいに、やっぱり人を並べて拾ったほうがきれいじゃないかなと思います。

次、3番目、担当課はこの作業終了後、今、観光協会さんに委託して四、五人くらい入れて 1日くらいで終わるのかどうか分からないですけれども、たまに取ったごみを山にして置いて おいたりしますけれども、その確認方法、写真提出、その他現地確認は行って指導とかをして いるのかどうかを伺うものであります。

以上3点になります。

○議長(岡﨑正憲君) 第1間、津波ハザードマップについて、第2間、町のPR動画の利活用 について、第3間、ビーチクリーンの仕上げ確認と検証と反省点と改善策について回答を求め ます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長(寺澤 薫君) それでは、8番遠藤喜二議員の1問目の御質問、津波ハザードマップについてお答えをさせていただきます。

初めに、議員御質問の1点目、まずは⑤の避難施設一覧に関して、昨年5月10日の宮城県知事公表の10メートルクラスの津波が押し寄せてきた場合のハザードマップが作成されたが、避難施設56か所のうち13か所が津波警報・大津波警報の場合は浸水するおそれがあるとしているが、北上川の7キロメートル余りの波の遡上等もあるように、避難所として浸水する可能性があるところはさらに増えると思われるが町の考えは、また周知方法はについてお答えをさせていただきます。

御質問のとおり、昨年5月10日に宮城県知事が公表しました最大クラスの津波の浸水想定を基に町のハザードマップを改訂しております。宮城県で公表した想定では、七ヶ浜町での最大となる津波の高さは菖蒲田浜字長砂付近で10メートル、これはTP10メートル。その浸水面積は東北地方太平洋沖地震津波の約1.16倍となる5.8平方キロメートルとされておりますことは、議員も御承知のことと思います。宮城県の津波浸水想定は、基礎調査として地形のデータ作成、陸域と海域ですが、地質等に関する調査、土地利用状況の把握などを実施し、最大クラスの津波の断層モデルを東北地方太平洋沖、千島海溝、日本海溝の3モデルで設定し、津波シミュレ

ーションを作成したものでございます。宮城県はその結果を関係市町村に通知、公表し、関係 市町村はその結果を基にし、ハザードマップや避難計画を見直し、改定したところであります。 以前にも回答させていただきましたが、現段階で想定される悪条件を加味してシミュレーショ ンしたものでございますので、今考えられる最悪の条件における津波想定として捉えていると ころでございます。

御質問の内容に戻りますが、昨年宮城県が公表した津波浸水想定では、津波警報・大津波警報発令時、最大クラスの津波が襲来すると想定した場合、七ヶ浜町の避難所や避難場所での浸水するおそれのある施設等は13か所でございます。あくまでも今回の津波浸水想定であり、今後様々な条件が加わり想定が変わる場合もございます。その場合は、当然のことながらハザードマップ等の見直しを迅速に対処する考えでございます。

また、周知方法につきましては、昨年度は改定したハザードマップを全世帯に配布し、町広報紙や町ホームページに掲載し、周知をしております。今後状況の変化が生じた場合におきましては、その都度、対応に係る周知などを広報紙、ホームページに掲載してまいりたいと思います。

次に御質問の2点目、前回も質問したが、防潮堤内にとどまった場合の滞留海水の電源の確保と排水方法等に関する早期解決方法はについてお答えさせていただきます。

令和4年議会定例会6月会議で、滞留した海水の排水については強制排水を仮設ポンプなどでせざるを得ないと回答させていただきました。その電源の確保に係る御質問として回答させていただきます。電源につきましては、電気供給事業者や発電機のレンタル事業者と、災害時には優先的に提供していただく協定を締結するなど、早期対応ができるように進めたところでございます。災害時での対応につきましては、災害の大きさや被害の状況にもよりますが、迅速かつ早期に排水を行うための機材や体制の充実も必要であることから、今後も検討を重ねてまいります。

次に2問目の御質問、今般5回目のコロナワクチン接種で、最初からお願いしていた接種後の待機時間、15分ないし30分の間で、七ヶ浜を再度認識していただきたい思いで設置してもらったが、設置してもらったモニターの大きさが21インチでは小さ過ぎて見えないことや、画像が暗過ぎて見えづらいと一部の方から言われているについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、コロナワクチン接種会場のモニター等を見直す考えはないのかについてお答えをさせていただきます。御質問のモニター設置している場所は、新型コロナウイルスワクチンを接種された方が待機されるスペースにモニターを1台設置しております。議員御質問に

ありますモニターが小さ過ぎて見えないことや、画像が暗過ぎて見えづらいとの御指摘につきましては、できるだけ費用をかけないで、また、使用できる機材にて対応して設置を考えました。それで現在は、47インチと言いましたが46インチみたいです。46インチのモニターを設置して対応させていただきました。今後も利用者目線も含めて、御指摘がありましたことも含めて、対応に努めてまいりたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

2点目の御質問、このような接種に限らず、今後このような待ち時間を利用してのPR動画 の活用の考えは、3点目の御質問、町のPR動画を今後町民や町外の方に発信していく考えは については共通していますので、まとめて回答させていただきたいと思います。

このPR動画は、令和4年度に七ヶ浜魅力発信映像として作成したものでございます。その内容は、七ヶ浜町の四季の映像を春夏秋冬の4種、それぞれ90秒にまとめたものが4本、「うみ・ひと・まち」をそれぞれ90秒にまとめたものが3本、総集編として4分にまとめたものを1本作成いたしました。このPR動画につきましては、七ヶ浜国際村や生涯学習センターでのロビーでのPRをはじめ、例えば町制施行65周年記念式典などの町の催しなどの際にも町民の皆様に御覧いただきたいと考えております。またこの動画を、町内外いつでもどこでも御覧いただくことができるように、ユーチューブにも載せております。今後様々な機会を見つけ、このPR動画を活用し、七ヶ浜の魅力を発信してまいりたいと考えているところでございます。

次に3問目の御質問、ビーチクリーンの仕上げ確認と検証と反省点と改善策についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、毎年20万円の保守点検を費やすのかについてお答えさせていただきます。 議員御承知のとおり、現在の車両及びビーチクリーナーは丸紅株式会社様より平成24年7月に 寄贈され、本年で12年になります。これまで、毎年20万円程度の整備点検料の予算で保守点検 を行っておりますが、寄贈されたものだからではなくて、車両として安全な運転走行や清掃作 業に必要な費用を予算計上しているものでございます。

次に2点目の御質問、現在のササラ式の作業ではなく、他者製品の回収式や人力清掃のほうがよいのではないかについてお答えをさせていただきます。議員御指摘のとおり、機械運転による清掃作業には限界があることは理解をしております。しかしながら、過去に御質問いただきました一般質問でも御回答させていただきましたが、ビーチクリーナーを使用しての清掃活動だけではなく、遠藤議員さんをはじめとする多くの清掃ボランティアの皆さんの御理解と御協力をいただきながら、今後も七ヶ浜の海岸清掃を進めていきたいと考えているところでございます。

次に3点目の御質問、作業終了後、確認方法や写真提出やその後の現地確認を行っているのかについてお答えをさせていただきます。担当課では、作業完了の連絡が入った後、担当職員による現場の確認を行っております。また、委託事業者からの清掃状況の写真を提出していただいており、清掃活動時の確認も同時に行っているところでございます。今年度の委託事業はこれから着手することになりますが、清掃活動の開始時には立会いを行い、作業内容や状況報告等を万全にするよう指導してまいりたいと考えております。

以上、遠藤議員への一般質問の回答とさせていただきます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) 今般、前にもこれ出しましたけれども、10メーター、10メーターといってもやっぱり遡上すれば十何メーターになると思うんですよ。そうすると、例えばこのハザードマップでは汐見台3丁目付近とかその横並びのところが、ちょっと穴空いていますけれども、全然、要は浸水していないわけですよ。これは直されたやつでいいということですかね。そこのところちょっとまず、防災ですか、担当は。ちょっとそこのところ確認したいんですけれども。
- ○議長(岡﨑正憲君) 防災対策室長。
- ○防災対策室長(石井直紀君) 今の御質問にお答えします。

そちらのほうの浸水範囲ですけれども、こちら宮城県のほうからデータをいただきまして、 そのままプロットしたものでございます。ですので、その浸水範囲につきましては間違いございません。

以上でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) その間違いないというのが1つと、あと宮城県からもらったもの、いや、我々七ヶ浜町民なんですよ。なぜ町民のほうが県のほうにきちんと言わないんですか。そこおかしいんじゃないですか。県から言われた、じゃあ県では……ちょっと待ってくださいね、これ大事なものなので。県では、要は町から上がってこなきゃこういう図面は作りませんよ。そうすると町の担当者、例えば10メーターの津波が来ますよと、いいですか、あそこバス通りですよ。あのバス停の上まで10メーターないんですよ、8.6メーターぐらいですから。それ波が乗ってきたら今度下のほうに、要は小学校のほう、汐見小学校のほうに波は落ちるんですよ。その前に、あの前の田んぼ、農園からも波が押し寄せてくるんですよ。防災のほうの担当者が、県から下りてきたからということでこれを図にするというのはおかしいと思うんですよね。何

かあの辺に住む町民をないがしろにしたような図面の表し方じゃないんですか。そこのところ 再度。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 議員御指摘のあれでございますが、今回の日本海溝と千島列島の地震による津波ということで、この想定については最悪条件ということで、今築造されている防潮堤が全部破堤して、そして1メーター地盤が沈下して、それで津波が押し寄せた場合、どのような浸水域になるのかというふうなことで、そして今のTPの地盤高のエリアを想定して1.16倍というか、そして満潮位、東日本大震災ときはどちらかというと干潮位だったので、今よりも1メーターちょっと高くなる浸水域での波が押し寄せた場合のシミュレーションとして、県が今想定できる最悪の条件を全て加味した感じで提示されたのが、今のハザードマップ。それを地図として落としたということでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) 県では、浸水面積が震災の1.2倍、最低でも1.2倍になりますよというふ うに出しているんですよ。それで、さらにその120か所が要は避難所、避難場所が浸水想定地 域になるというふうになっているんですね。これは県のホームページから出したやつなので。 そうした場合、このハザードマップそのもの、私も建設課さんから白図を買って色塗りしてい るんですよ。半年かかっていますけれども、汐見台3丁目、小学校付近、あと堤、結局あの辺 からも波が来れば、あの坂を上って今度お墓のほうに向かって水がたまっちゃうんですよね。 七浦堤そのものが冠水しますけれども。だから、それがこの図面では止まっているんですね。 止まっているというか、色塗りがされていないんですよ。そうすると、これを見た町民の方は、 うちは来ないから大丈夫だと、そういうふうな勘違い、間違いするのではないかと私は危惧し ているんですね。前の津波のときだって花渕浜の観音崎、今ホテルが建っていますけれども、 あそこで、このくらいの地震だったらあのくらいの津波だからと御夫婦が残って、亡くなって いる方いるんですよ。だから、今回はちょっと津波をばかにしたと言うと失礼ですけれども、 それで亡くなっていますから、だから特に何ていうのかな、昔の方、昔からここに住んでいる 方は、今回の津波で怖さ、恐ろしさを分かったと思いますけれども、町外から来て住まわれて いる方は、町からのこういう情報提供で安心し切ってしまうんじゃないかと私は危惧している んですよ。その点いかがですか。何回もちょっとしつこいようですけれども、お尋ねします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 防災対策室長。
- ○防災対策室長(石井直紀君) 遠藤議員さんおっしゃるとおりでございますが、今回のハザー

ドマップ改訂の趣旨を全協あたりで御説明を申し上げていると思います。その中で、まず流れを御説明させていただきました。そのときに、宮城県が改定したデータを基に我々も改定しなければならないということになってございます。それで、宮城県のほうにはこちらの地形データとかいろんなものをやり取りしながら、宮城県と作成をしたところでございます。そのデータを基に、県内の15市町がハザードマップのほうを作成してございますので、現在考えられる最悪の津波、先ほど町長も申し上げましたとおり現在考えられる最悪の津波ということで、このシミュレーション結果が出ておりますので、何とぞ御理解いただきたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) いや、理解してくれと言ってもできませんよ。町民の方が納得しますか。これだったら、この前の津波と一緒ですよ、一緒。今度10メーターの想定ですよ、3倍以上ですよ。波の強さだって3倍じゃないんですよ、6倍、9倍になるんですよ。だから、県から言われたからこのマップに載せましたよというのは、私は納得できないんですね。だから全協で説明したからと、いや、全協で説明はいいですよ、あなた方の説明は。でも我々町民とすれば、納得できるものじゃないんですよ、これは。町民の命を預かる町として、どうなんですか。説明したからいいんですか。それとも見直す気はあるんですか、これ。ましてやこの避難所だって、チェックしましたけれども13じゃなくて16の後、ちょっとやばいところが5か所プラスされるんですね。波の流れとか地形からいって、例えばこの建物がないからここもやばいんじゃないかということで、私もちょっと色塗りとかはしているんですけれども、そういうのを担当課はきちんと見直ししているんでしょうかね。町民の命を守るということで。いかがでしょうか。
- ○議長(岡崎正憲君) 防災対策室長。
- ○防災対策室長(石井直紀君) 見直しということになりますけれども、先ほど町長の答弁にも ございました、いろんな状況が変化していくものでございますので、その都度ハザードマップ 等の見直しは行っていくということで御回答を差し上げてございますので、御理解いただきた いと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) じゃあ、最後にします。その都度見直してハザードマップをつくり直すでいいですか、町長。その都度と今言われたんですけれども、その都度がちょっとあれですよね、微妙ですよね。
- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。

○町長(寺澤 薫君) その都度ということに対しては、以前国の中央防災会議では、宮城県沖 地震が発生した場合の津波想定は、七ヶ浜の場合は3.3メーターというふうに言われていまし た。ところが、東日本大震災で来た津波は遡上波も含めて12.1と9メーターが襲来したと言わ れておりますけれども、そういった条件下の中で今度は、そのときに少し干潮位であったとい うことで、満潮位だったらどうなんだろうかということで最悪津波と、そういった部分も含め て、今回いろんな地盤高とかいろんなシミュレーションして、それで学識者とかいろんな形で 出したのがこの七ヶ浜の、宮城県で出した最悪津波。それも、今造っている防潮堤に前面に当 てたときにそれが全部なかったもの、そして、1メートル沈下した条件下の中でどれだけの浸 水域になるのかということで明示された地図ということで、今後、この条件によってはどうい ったことが想定されるか、こればっかりは分かりません。あくまでも想定でございます。です から、その条件が変わったり、例えば波が押し寄せるベクトルが変わったり、そういったこと で解析するとか、いろんなことが条件が変われば、そのときにはやはり迅速に見直さなければ ならないと思っています。例えば私が聞いたときに、本来であれば、花渕だったら小浜のほう から波が一番襲来すると思っていたら、表浜のほうから一気に行ったということ、さらには割 山のところに押し寄せた津波がバックウオーター、海水波で次の第2波とぶつかったために大 きなあれにはならなかったとか。ですから、1つ条件が変われば津波の想定というのは遡上波 でもエネルギーが違いますから、津波は。ですから、そういった部分ではいろんな条件がもう どこまでも際限なくなりますけれども、今後その条件とか変わった場合には、やっぱり見直さ なきゃならないと、すぐやらなきゃならないと思います。そういった意味での都度というふう な防災室長の回答だと思います。

○議長(岡崎正憲君) 遠藤議員。

○8番(遠藤喜二君) その都度見直すということで約束というか、それでよろしいですか。

それで今、重ねるハザードマップとパソコンなんかを開くと出てくるんですけれども、これちょっと私のパソコンが古いものであれなんですけれども、ここに重ねるハザードマップと出てくるんですよ。そうすると、ここにポチが6つ出てくるんですね。例えば、洪水、土砂災害、高波、津波、道路防災情報、地形分類ということで。これ七ヶ浜の場合、クリックすると(「マイクのほうでお願いします」の声あり)すみません。七ヶ浜の場合、クリックすると土砂災害、あとは津波、あとは道路防災情報として役場が点滅します。あとは地形分類となるとこれが緑っぽくなったりします。これあと時間があるとき皆さん見ていただきたいんですけれども、こういうのをやっぱりこちらにも載せるとかするべきだと思うんですよね。せっかく国

のほうでやっているんですから、その点いかがでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 防災対策室長。
- ○防災対策室長(石井直紀君) ちょっと内容のほうを、もう一度私のほうも確認させていただきまして、後ほど検討させていただきたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) これ、あんまりしつこくつっつくと嫌われるので、軽く。 じゃあ、1番目の2番目、ちょっと移りたいと思います。

これは前回も排水の件、電源車とか質問しました。私これ手作りで、Excelでちょっと作ってみたので申し訳ないんですけれども、すみません。これ、今の防潮堤は波返しがないものですから台形の形に見えるんですね。それでこの、一番なのが発電設備、装置ですね、電源装置。あとは、その排水ポンプをこの防潮堤の天端にどのように運ぶか。前回も多分へリコプターか何かで運ぶほかないんじゃないかということで質問はしたと思うんですけれども、だから今の電源車そのものが、津波が来れば、あの会社さん、菖蒲田ある会社さんが高台に電源車を持っていくはいいんですよ。ところが、この防潮堤に緑にちょっと色を塗りましたけれども、いかように運ぶのか、町でどのような対策をしているのか、それをお尋ねしたいんです。

それで、これ量が量なので、ちょっとお待ちくださいね、ごめんなさい。仙台空港が浸水したとき、164日間、3月6日から8月26日にかけて排水ポンプ車延べ1日4,000台。それで5,600万立米を排水したという、仙台空港だけで。これを、仙台空港を25メータープールに換算すると、25メータープールというのはLが25メーターの16メーター、大体深さが1.5メーターで大体600立米なんですね。これだと1万4,000倍。25メータープールで1万4,000倍、立米計算すると8,400万立米なんですよ。七ヶ浜はこれを例えば防潮堤5メーターに換算して、例えば6割冠水しましたよとなると、ちょっとコンタというか標高の絡みもありますけれども、大体6メーター冠水すると79万立米ぐらいなんです。5メーター冠水すると65万9,500立米ぐらいなんですよ。空港と変わりないんですね、量的には。空港の場合1日4,000台、あそこ平地ですから4,000台の配水車を使ってやっているわけですよ。七ヶ浜は、その堤防5か所、6か所に何台の排水設備を使って何日で排水させるのか、それとも自然排水させるにしても、排水溝の穴そのものは600、900ですよ。それが2か所、3か所しかないわけですから、そうすると、防潮堤を要は爆破して早く抜くか、それしかないですよね。その点いかがですか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) これの内水にたまった海水をどうするかということなんですが、今の防

潮堤そのものがバックウオーターの安定計算をしていないので何とも言えないですけれども、これはやっぱり一番もう人命を守るのが第一義で、高台にとにかく、幾らでも高いところに逃げてもらうというのが1つで、人命優先にするという。その排水については潮の干満、そしてその状況にもよりますし、防潮堤が、さっき言ったバックウオーターの計算していないので防潮堤が残っているということも保障できないわけですよね。そういった意味では、うまく水門が使えたり、あとは、そういった条件下の中で防潮堤の上に車両が入っていけるような、そういった条件下だったらいいですが、それは難しいと思うので、私が一番懸念しているのは、あそこの菖蒲田にある排水機場が全く動かなかった場合どうするかというか、自然排水しかないというのが現実で、とにかくそういった場合にはもう人命を守るためには、とにかく上のほうに逃げてくださいというふうな訓練しかないと思っています。

- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) とにかく人命第一で、町の広報さんなり防災さんがやっぱり小まめに、 そうなればもう寝ずの作業というか行動になりますけれども、住民の人命を第一に考えて行動 してもらいたいと思います。これ以上突っ込んでも、これは仕方ないんですよね、町長ね。あ と前向きに、とにかく七ヶ浜も非常電源を大きいやつちょっと用意してもらうとか、ヘリコプ ターを1台、ドクターヘリ側に用意してもらうとか、そのほうがいいと思うんですね。

次の質問に移らせていただきます。ちょっと半端になりましたけれども。町のほうで対処してくれるということでよろしいですよね、今の件は。

まず、先ほどのモニターの件。最初は私も、今回5回目の注射打ったんですけれども、21インチでこんな小さかったんですよ。ちょっと暗いんですよ。それで音も聞こえていないと。担当者さんに聞いたら、ボリューム調整しても音が出ないと。高くしろとは言いません、それは。その後、担当課さんに言いましたらきちんと対応してくれましたので、そこで目をつぶって私知りませんよという顔をしていますけれども、きちんとこのくらい明るく映るように、ちょっと音声のほうは分からないんですけれども。だから、町でもやっぱりできるんですよ。ただ、私前からお願いしているんですね、せっかくなんだから町のPR、あそこで15分、30分待つ人がいるわけですから。だから、今回は春夏秋冬バージョンとかいろいろあって、あるいは町のやつでつくったとは思うんですけれども、総集編とかですね。だから、見る人は多分9分くらいだったら一回り2つぐらい見て帰る方もいると思うんです。またあと、私も亡くなった友人がつくったビデオありますから、それだってもう30本、40本ありますから、それもやっぱり活用して町のためのPR、今の時期だと浜辺を写すとか、あと漁業関係とか、皆さんの中では見

た方もいらっしゃると思いますけれども、そういう映像のやつがいっぱい載っているわけですよ。ここにこういうふうな明細が載っています、このくらい。ただ、もう撮った本人は今亡くなっていますので、本人と会えませんけれども、この画像・映像として見れます。だからやっぱりこれを見て、私はフェイスブックで広めているんですけれども、やっぱりその町を紹介すると、こういうのあるんだ、あそこあるんだと質問とか問合せ来るんですよ。やっぱりうれしいですよね、地元の町を宣伝して問合せとかが来ると。ただ、言われるのが泊まる場所あるのと言われるんですよ。泊まる場所、宿泊する場所、先ほども町長から答弁ありましたけれども、4か所、それも作業員さんが大体泊まっている、麻屋さんでもみうらさんでも。泊まる場所がないんですよ、せっかく来ても。そうすると、やっぱり多賀城なりとか仙台なりを紹介するほかないんですね。やっぱり町の、何ていうのかな、第三セクターでもいいから、私とすれば伊達政宗公の仮の宿、あそこを改修して第三セクターでやるとか、そのくらいの予算を何かの基金を崩してでもやってもらうとか、やっぱりもう少し前向きに考えることはできないかなと思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

- ○議長(岡崎正憲君) いや、遠藤喜二議員、今PR活動の関係でやっておりますので、宿泊施設の件については一応抑えておいてください。
- ○8番(遠藤喜二君) これも町のPRなので。
- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 御指摘を受けましたとおり私も実は行って見てまいりました。それで、 塩竈から来ているあそこにいるスタッフの方の意見を聞いたら、七ヶ浜はいいところだと改め て再発見しましたと、好評ですというふうなことを言っていただきまして、今後も現有の機材 を活用しながら、やっぱりああいう町のPRをちょっとしたところで発信するというのは大事 だなと思っていますし、今後もユーチューブとか、あと貴重な映像いっぱいありますので、い ろんな式典とか大きな行事の前に、例えば国際村のホールとかでやるようなときの前段として、 そういったのもちょっと考えてまいりたいなと思っています。
- ○議長(岡崎正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) できれば46インチじゃなくて、もう少しスクリーン的に大きいやつで見せると。できればそれでお願いしてよろしいでしょうか、大丈夫ですかね。大丈夫ですかね。
- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) それ以上の、そのための専用のというとないものですから、今後のプロジェクターとかそういうのがどうなのかもありますけれども、今は取りあえず現有、御指摘い

ただいたので本当にすぐ対応できる46インチのやつで、それでも私も一番後ろに座って見たら、 意外ときれいに見えました。ですから、今ある機材を利活用しながら、当面はそういった形で 進めていきたいと思っています。

- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) じゃあ、それに関しては今後、町の行動力に期待をしたいと思います。 3問目行きます。あと4分しかないものですから。

ビーチクリーンの仕上げなんですけれども、毎回言っていますけれども、ササラ式というか 今タイン式のやつだとごみが残ると。我々ふるいとか使ってごみを集めて、砂を落としてごみ袋 に入れると。あとは濡れていると防潮堤のコンクリートの上に置いて、1週間なり乾かしてまた ふるいをかけてやると。無駄な作業なんですよ、あのビーチクリーナーは。だから、あれはあく までも粗仕事だと。そうすると、やっぱり49万何がしの予算をつけてビーチクリーンを頼んでいるわけですから、もう少しその49万円の価値相応の仕事をしてもらいたいんですよね。あれだったら、悪いですけれども4人、5人いて、あの機械を貸与して町で金を取るかどうか分からないですけれども、あれを使って49万何がしは高過ぎると思うんですよ、私からすれば。いかがなものでしょうか。財政課さん、どこになるの。

- ○議長(岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) 御質問いただきましたビーチクリーンの49万5,000円につきましては、菖蒲田浜、小豆浜、表浜の3地区のビーチを年に6回ということで契約をさせていただいております。議員さん御指摘のとおり細かい作業には向いているものとは思っておりません。あくまで粗作業ということで、現状を見ますと、大規模な流木あるいは大量の海藻を収集するためにビーチクリーナーは効果的であるというふうに担当課としては思っているところでございます。ですので、引き続きそういった活用と、あとはやっぱり細かいところは人力でのということで、今後も清掃ボランティアの皆様と共にきれいな海浜に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(岡崎正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) 私が今聞いているのは清掃ボランティアさんじゃないんですよ。お金を 出して業者に頼んでいて、あの仕上げかということで聞いているんですよ。そこのところもう 一度、ちょっと履き違えているようですから。
- ○議長(岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) 今の質問ですが、細かい清掃委託まではこの業務には入っておりま

せん。大きな流木、ビーチクリーンでの清掃ということで委託をさせていただいております。

- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) そのビーチクリーンというのは何なんですか、じゃあ。今の言われた細かい作業は入っていない、ビーチクリーンしていると。ビーチクリーンというのはビーチをきれいにするのがビーチクリーンじゃないんですか。細かい作業は入っていなくて49万5,000円も出しているんですか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) 基本的には、機械で可能な限りの清掃はそのビーチクリーナーを使わせていただいております。そのほかに、業者のほうで周辺の細かいごみは手で拾っていただいたりというふうなところで、現場で確認をさせていただいております。
- ○議長(岡崎正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) 細かい手作業をしてもらっていると。手作業をしていないから私質問しているんですよ。意味理解していますか。手作業をしているんだったら、何も私2か月かかっても、あそこをきれいにしていませんよ。汚くされるからきれいにするんですよ、2か月かかって。じゃあ、何のための49万5,000円ですかと私聞いているんですよ。ただあれを、機械だけ回すんだったら回すことないですよ。それこそ高校生でも中学生でも大学生でも、アルバイト使って1列に並ばせて、トングで拾ってもらったほうがよっぽどきれいです。いかがですか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) 私のほうから、自分指名委員会とかの長をやっていますので、指名とかそういった観点から、契約の観点から説明させていただきますけれども、細かい作業までの委託にはなっておりません。機械の運転と、それで収集したごみについての処分、ある一定の場所まで運ぶというようなことでの契約になっております。それが高いか安いかにつきましては、確かに仕上がりがどうかと考えた場合には、確かに高いかなという感じも受けるかもしれませんけれども、それは何日間運転した結果がこのくらいのごみで、それをこうだということになりますので、今後、結果どの程度まできれいになるかというようなことは今後も検証させていただきますし、人海がどのくらい必要かとか、あるいはほかの清掃作業がどのくらい必要かということも、今後検討させていただきたいと思います。今の段階では、49万何がしで機械の運転と機械で集められるごみの処分、そういったことで委託をしているということでございます。あと金額につきましては、今後の予算を検討する際にどうかということ、適当なのかどうなのかということは検討させていただきたいというふうに思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) 先ほど産業課長が、菖蒲田、小豆浜、表浜で金額合算して49万5,000円ですか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) 3か所合算して49万5,000円でございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) 3か所で49万5,000円ですね。ただ、作業内容は、私はあの機械を町から借りてやって、5人出て1日で上げる、1つの浜1日かかったとしても3日ですよ。5人ずつだって15人工ですよ。15人工に要は50万円、49万5,000円を払うと。そんな感じですね。私は高いと思います、それであれば。きれいにしてこそやっぱり仕事だと思うし。いかがですか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) どの程度きれいになったかというふうな部分については主観的な部分 もありますけれども、もう一度、仕様、どういった作業が入っているのかということ、それから、どういった作業を委託するかということについて、内容をもう少し吟味させていただきたいと思いますので、この次の予算までに、そういったことについては返答ができるようにして おきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) それで多分正解だと思います。内容をきちんと吟味していただいて、どこまでやってくださいと、きちんと。あとはその確認をきちんとやることを職員さんが、先ほど写真を添付してもらうとか、こっちでもしたと言ってもどこの部分を撮っているか分かんないですよ、全体を撮れば終わりですから。そういうことじゃなくて、やっぱり歩いたところをちょっと大きめに撮るとか、やっぱりやってもらいたいですよね。そしてやっぱり自分の家を掃除するという形で、やっぱりその気持ちで皆さんにやってもらうというのが一番だと思うんですよ。そこのところ最後に、副町長また3回目でお願いします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) おっしゃるとおりでございますので、今後検討材料にさせていただきますし、御意見を承っておきたいというふうに思います。

以上でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 遠藤議員。
- ○8番(遠藤喜二君) これで私の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(岡崎正憲君) ここで暫時休憩いたします。

午後2時35分に再開いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時35分 再開

○議長(岡﨑正憲君) 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[12番 歌川 渡君 登壇]

○12番(歌川 渡君) 12番、日本共産党の歌川 渡でございます。議長より質問の許可をいた だきましたので、3点について質問いたします。

第一の質問は、「七ヶ浜町町営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱」に照らして、2023 年度で一般入居されている対象世帯に対し減免等が受けられるよう、事業の促進のため、以下 の5点を伺うものであります。

1つは、対象となる世帯に対し、同事務取扱要綱の周知方法はどのようになっているのか伺います。

2つは、同事務取扱要綱に照らして、減免等の対象となる地区ごとの世帯は何件なのか伺います。

3つは、同事務取扱要綱に照らして、直近の地区ごとの減免等の申請済み世帯数と減免認定 された世帯はそれぞれ何件なのか伺います。

4つは、対象となる世帯の年齢層及び平均年齢などが分かれば示していただきたいと思います。

5つは、対象となる世帯でいまだ申請していない世帯に対する申請の周知と、援助方法はど のように考えているのか伺うものであります。

第2の質問は、高校生等通学者の町民バス「ぐるりんこ」運賃の無料化についてでありますが、高校生を例に取り上げ質問するものであります。本町には高校がなく、全ての高校生が町外に通学せざるを得ないことから、町民バス「ぐるりんこ」の高校通学者の運賃の無料化を求めるに当たり、以下の6点を伺うものであります。

1つは、近年の本町の中学生の高校への進学率は何%なのか伺います。

2つは、2023年度、本町の高校通学者数1年生から3年生の数は何人でしょうか。

3つは、高校通学者の町民バス「ぐるりんこ」の月平均利用者数は何人なのでしょうか。

4つは、学生定期券、いわゆるフリーパスですね。料金設定に当たっての積算根拠と定期券 発行に伴う事業用事業要綱の定めがあれば、説明を求めるものであります。

5つ目は、学生通学者の月運賃収入額と、減免しないで利用した場合の収入見込額と学生定期券料金に伴う町の負担額、その差額は幾らになっているのか、説明を求めます。

6つ目は、高校通学者の町民バス、本題であります「ぐるりんこ」運賃の無料化をする考え はないか伺うものであります。

第3の質問は、町道に車道との境界ブロックの設置について伺うものであります。中田団地から菖蒲田浜地区町営住宅前交差点間の町道の車道との境界ブロックの設置を求めるに当たり、以下の2点を伺うものであります。

1つは、この区間の一部は境界ブロックが設置されておりますが、残りの区間が設置されていない理由について伺います。

2つは、通行者の安全確保のため、全区間の境界ブロックの設置の考えはないか伺うものであります。

以上、第1回目の質問とし、町長等の説明を求めるものであります。

○議長(岡崎正憲君) 第1問、「七ヶ浜町営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱」に基づく2023年度で対象となる入居世帯への対応と実績について、第2問、高校生と通学者の町民バス「ぐるりんこ」運賃を無料に、第3問、中田団地から菖蒲田浜地区町営住宅前交差点間の町道に車道との境界ブロックの設置をについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長(寺澤 薫君) それでは、12番歌川議員の1問目の御質問、「七ヶ浜町営住宅家賃減免 及び徴収猶予事務取扱要綱」に基づく2023年度で対象となる入居世帯への対応と実績について お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、対象世帯に対する同事務取扱要綱の周知方法についてお答えをさせていただきます。家賃減免の対象となる一般入居者に対し、令和5年2月に発送した収入額認定兼家賃月額通知書に、家賃減免申請書と案内を同封し周知をしたところでございます。また、そのほかに家賃減免の案内を含めた町営住宅の情報のチラシを年1回全世帯へお配りし、周知をしているところでございます。

次に2点目の御質問、同事務取扱要綱に基づく減免等対象となる地区別世帯数についてお答えをさせていただきます。松ヶ浜地区が9世帯、菖蒲田浜地区が18世帯、花渕浜地区が15世帯、代ヶ崎浜地区が8世帯、吉田浜地区の対象世帯はありません。合計50世帯となっております。

次に3点目の御質問、同事務取扱要綱に基づく直近の地区別減免等を申請済み世帯数と、減免認定世帯数についてお答えをさせていただきます。令和5年4月現在の状況でございますが、 菖蒲田浜地区は申請6世帯、承認5世帯となっております。花渕浜地区、代ヶ崎浜地区は共に 申請3世帯、承認も3世帯となっております。松ヶ浜地区は申請ございませんでした。合計、 申請地12世帯、承認11世帯となっております。

次に4点目の御質問、対象世帯の年齢層及び平均年齢についてお答えをさせていただきます。 対象世帯50世帯111名の年齢層は、ゼロ歳から18歳までの方が46人、19歳から64歳までの方は 41人、65歳以上の方は24人でございます。対象50世帯の平均年齢は35.6歳となっております。

次に5点目の御質問、未申請世帯に対する申請の周知と援助方法についてお答えさせていただきます。町営住宅情報のチラシと個別の案内で周知はしておりますが、未申請世帯への周知はしておりません。収入や世帯人数の変化等があった場合は、個別に対応して減免を行っております。

次に2問目、高校生等通学者の町民バス「ぐるりんこ」運賃を無料にについて、お答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、近年の高校進学率、2点目の御質問、2023年度本町の高校通学者数1年生から3年生について、併せてお答えをさせていただきます。町内の七ヶ浜中学校、向洋中学校の卒業者から把握できる本町の3か年平均の高校進学率は、99.58%となっております。2023年度、実際の通学者数は把握できておりませんが、中学校卒業者から把握できる高校通学者数は477人となっております。

以上1点目、2点目の回答とさせていただきます。

次に3点目の御質問、高校通学者の町民バス「ぐるりんこ」月平均利用者数についてお答えをさせていただきます。令和4年度実績で1,356人、令和3年度実績では1,283人となっております。

次に4点目の御質問、学生定期券(フリーパス)料金設定の算出根拠と事業要綱についてお答えをさせていただきます。フリーパスについては、どこで乗り降りしても統一料金とした通勤、通学者の定期利用者に対する利便性向上のために平成28年11月より導入したもので、料金は令和元年10月より現在の料金に改定されております。学生定期券、フリーパス設定の1か月の算出根拠については、平均運賃片道200円を基に試算し、往復で30日使用した場合の50%の金額としており、3か月についてはさらに割引率を大きくし、45%としております。そして、事業要綱につきましては、本町の町民バスは民間事業者が道路運送法第4条の一般旅客自動車

運送事業許可を得て運行しているものですので、町として事業要綱などは定めておりません。 俗に言う4条運行でございます。

次に5点目の御質問、学生通学者の実運賃収入額と学生定期券料金に伴う町負担額について お答えをさせていただきます。学生通学者につきましては、利用人数は把握しておりますが、 乗車区間及び実運賃収入については把握しておりません。また、学生定期券料金に伴う町負担 額については、フリーパスの販売額から単純に割り返しますと、令和4年度で約240万円となっております。

以上5点目の回答とさせていただきます。

次に6点目の御質問、無料化にする考えはないかについてお答えをさせていただきます。高校生がいる世帯に対しましては、国では高校生等への就学支援を実施しており、町では子ども医療費の助成事業を実施し支援を行っております。令和4年度には燃料券助成事業を行い、今年度についても同様の事業を実施し、保護者の負担軽減を図る予定としております。鉄道がない本町にとって町民バスは重要な公共交通機関であり、限られた財源の中で継続的な運行が必要不可欠と考えているところでございます。利用者の皆様に御負担をいただきながら、現在の運行体系を維持していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。国でも、高校生を対象とした児童手当の拡充などの動きがあるようでございますので、今後の情報にも留意してまいりたいと思います。

以上2問目の回答にさせていただきます。

話を伺い、この件については考えてまいりたいと思います。

次に3問目の御質問、中田団地から菖蒲田浜地区町営住宅前交差点間の町道に車道との境界 ブロックの設置をについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、境界ブロックを設置していない理由についてお答えをさせていただきます。 御質問の箇所は、菖蒲田浜中田地区の造成工事に伴う復興交付金事業の雨水排水施設整備事業 として、阿川沼までの排水路延長370メーターを整備した箇所の一部になります。復興交付金 事業目的が道路整備事業ではないため歩道としては整備できませんでしたが、町道久保線区間 140メーターを蓋つき側溝の幅広路肩として、歩行者に配慮した整備をした経緯がございます。 次に2点目の御質問、歩行者の安全確保のために設置の考えはないかについてお答えをいた します。中田団地の道路カーブで見通しがよくない箇所には、地区要望により飛び出し注意、 減速の路面標示による車両減速を促す注意喚起対策の実施をしております。御質問箇所の幅広 路肩部分を車両、歩行者の通行にはどのような安全対策がいいのか、地区区長さんや関係者の 以上、歌川議員の質問への回答とさせていただきます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 再質問させていただきます。

まず、第1問目のほうから質問させていただきます。周知方法はということで説明がありました。この事務連絡ですね。そして収入額認定兼家賃月額通知書、あとは町営住宅家賃の減免についてという、この3つを含む各種書類を渡しております。(「マイク近づけてください」の声あり)この書類で、対象となる方々が全て理解できるということでよろしいのでしょうか。理解できているということでいいのかどうか、その点を伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 理解はできていると思われます。ただ、分からない場合は電話等で 対応したりしております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 分からないときには電話等でと、今回の2月に通知して4月の家賃の算 出の間に、これに対する問合せというのは何件あったのか、その点伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 私が理解している分は1件はありました。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 分かりました。2点目に移ります。

対象となる地域については50件ということであります。そこで伺います。この50件の中で、 収入認定額における認定月額がゼロ円となっている世帯は、地区別ごとに何件いるのか。説明 を求めたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 地区、そこまでちょっと今日、手持ち資料ありません。申し訳ありません。
- ○議長(岡崎正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 町から提供された資料によりますと、この認定月額ゼロ円となっている 世帯は松ヶ浜 5 件、菖蒲田浜 7 件、花渕浜 8 件、代ヶ崎浜 5 件の25件にあります。そこで伺います。この1点目の七ヶ浜町町営住宅家賃減免及び徴収猶予事務取扱要綱の3条のそれぞれ、 特に(2)の基準額から0.2未満の場合は家賃の徴収を免除するということになります。この 方々に対しては、今把握していないということですけれども、記憶の中で、この25件ある中で

全ての方が家賃免除されているのでしょうか。頭の中にあるだけでいいです。

- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 25件全てはなっていないと思われます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 25件中、減免、要するに免除されている世帯は1件もありません。これは5月10日付での当局からいただいた資料で把握させていただきました。要するに、政令月収がゼロ円の人そのものも、本来ゼロ円になれるのにしていない。ちょっとこれ、担当課としてもせっかくの条例、要綱つくったにもかかわらず、こういう方に対しての優しさがちょっと欠けているのではないかなというふうに思います。改めて、認定月額がゼロ円の世帯で免除されている世帯は、私の資料では1件もないと把握しておりますけれども、正しいのかどうか、その点を伺いたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 建設課長。把握していないということですね。歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) じゃあ、3点目に移ります。

減免申請済みと減免認定世帯数ということであります。要するに対象者そのものが一般入居されている世帯で50件いるのに、実際に申請されているのは12件しかいない。そして、受理された、承認されたのが11件。これは行政の担当者として、この要綱から照らして町民への負担の軽減、取るときはいっぱい取って、そういう優しさには欠けている点、そういうことに対して何の疑問も持たないのか、その点を伺いたいというふうに思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) その点に関しましては、確かに申請の数も少なくなっておりますので、その周知方法について、もっと周知を分かりやすく考えたいと思っております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) なかなか進展しないので、次に移ります。

対象世帯の年齢層及び平均年齢ということで、35.6歳ということでありました。理解しました。

じゃあ次、5点目に移ります。最後になりますね。

未申請者に対する申請の周知と援助の方法、今るるお話ししたように、50件の世帯がその対象者になっているにもかかわらず、12件の申請しかない、そして受理されたのは11件ということは、残りの38件ですか。38件の方々が手続をしたくないのか、仕方が分からないのか、その点、担当課として38人の方が申請していない理由について、改めて説明を求めたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 確かに30、生保世帯は別なんですけれども、数は多いのはまず承知しておりました。ただ、いろんな世帯の考えもありますので、確かにその申請方法がちょっと煩雑というようなこともあるかもしれませんが、そちらに関しましては、いろんなケース・バイ・ケースだと思われます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) そもそも町営住宅、当初は災害公営住宅から町営住宅に変わりましたので、一般入居者も入れるということであります。そして、この町営住宅というのは公営住宅法で定められているものであります。要するに低所得者、生活困窮者等々も含めての方々に提供する住宅であります。そういう方々が、ずっとですけれども、特に近年の物価高騰とかこれからずっとしばらくは続くでしょうから、そういう生活困窮の方が入居している、そういう方々たちに少しでも生活の安定、経済的保証、援助することが行政の仕事ではないでしょうか。その点、先ほどの話では未申請者については通知していないという話でありました。なぜこの公営住宅法に照らして、または、さらにこの取扱要綱に照らして、未申請者に対して再申請なり通知をしていない、その理由について改めて答弁を求めたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 入居などお知らせ等の通知とチラシの案内、それで2度ほどは申請というかお知らせはしております。ただ、そちらに対してその未申請者の方に、また出すか出さないかというのまではちょっとしておりませんでしたが、2度ほど町としては通知をしているというようなことであります。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 課長の答弁で、先ほど手続が複雑だというような説明がありました。改めて3文書最低、住宅家賃の減免についての事務連絡、家賃減免、これ一定の基準等に該当する低所得な入居者に対しての説明であります。そして、別紙、町営住宅の家賃減免についてを熟読し、関係書類を出してけさいんというのが、文章です。じゃあ、町営住宅の家賃の減免についてということで、家賃の減免対象となる入居者、これはその通知書にもあるんですけれども、この通知書プラス非課税所得割る12で、政令月収7万2,800円以下の入居者、要するに政令月収については町から通知来ていますから、周知できるんです。そして非課税所得とかそういうものが、入居者が分かるのかどうか。そして、家賃減免申請に必要な書類、住民票、住民抄本、所得証明書とか、あとは源泉徴収書写し、そして、非課税の方は年金というふうに書か

れています。そこで、私ちょっとちらっと思ったんですけれども、課長、児童手当、児童扶養 手当は課税なのか非課税なのか、私ちょっと周知していないので、ちょっと説明を求めたいと 思います。どちらなんですか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) 担当課長、回答にちょっと窮しているようなんですけれども、生活状況までこちらで公の立場として把握する、どこまで把握できるかということについては、今課長が答弁に窮しているということでございますので、そこまでは把握していないということで御理解をいただきたいというふうに思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 要するに、こういう文章を渡すには担当課長だけが勝手に決めてやるわけじゃないでしょう。所得との関係があるので、それは税務課なり、最終的に2役の判こをどんともらって提出するわけでしょう。児童手当、児童扶養手当というのは非課税部分なんですよ。ということになると、ここの中に非課税所得というのが、父子・母子家庭の方は自分が対象なんだということで理解しちゃうんですよ。これは課税の対象だなと思っているから。ところが非課税なんですよ。ということで私何件か相談あって、母子・父子家庭の方はなかなか対象にならないというのが現実です。これは後で補正のいろんなことで質問しますけれども。ということで、こういう文章が入居者に言えるかどうか。そして、平均年齢35になっていましたけれども、実質的には高齢者の単身者とかの方も多分いるんですよ。こういう方たちなんか半分歩けないですよ。こういう方に対して、やはり町としてちゃんと事前の文書、最初の手続、そして未申請者に対する手続についても、各町営住宅の地区避難所に一定の日にちを定めて通知して、その近くに足を運んでもらって手続する、そういう考えはないかどうか伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) 私のほうから回答申し上げたいと思いますけれども、未申請者がどういったことで申請しなかったかということについては、これを把握するすべですけれども、やればいいのかも分かりませんけれども、これは自己申請なんでございます。それを何でというふうなことが問合せできるかどうか、そういったことについては、申請がされない段階でそこまで突っ込んでいいかどうかということについては、不親切だと言われるとちょっと困るんですけれども、そこまでこちらで踏み込んでいいかということについては考え方の違いだと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 要するに、先ほども冒頭に言いました。50件があるのに、誰1人としてゼロ円の収入の方も町としてゼロ円にしていないんですよ。このゼロ円の方が、さっき言いました25件の方が家賃ただになるんですよ。それが皆さん1万4,900円払っているんですよ、最低でも。おかしいじゃないですか。これが、今のコロナ禍の中で、あとは物価高騰の中でこの分が生活費に回れば、七ヶ浜町長優しいんだねとなるんじゃないですか。そういう点では、ましてやこの要綱の下に書かれている3条の3の基準額と減免率、こういうこと自体も入居者が自分がどのぐらい減免されるのか、家賃が下がるのかというのは周知されていないから、何ぼ下がるんだ、おらい期待していないやとなっているのかもしれないし、あとは文章そのものも理解できないというところがあるのかなというふうに思います。それで改めて、地区別に定めて、ございんと、行政のほうも足運ぶからと、そういう優しさがないのかどうか、改めて。
- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) 議員さんがおっしゃるような優しさでどこまでできるかということに ついては今後の検討となりますけれども、今の段階でどこまで説明をしたら分かっていただけ るか、そういったことも含めて検討させていただきますので、御理解いただきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) それに当たって、ぜひ、私の知り合いのお二人なんかも、うちの中を半分はいずって歩いているような方もおりますので、そういう点では、なかなか足、いろんな住民票とか所得非課税とかそういう証明が要るので、そういう方に対してはきちんと委任状をもらって町が手続して、後で家賃から経費を差し引くとか、そういう優しさがあってもしかりではないかなというふうに思って、1点目の質問を終わらせていただきます。
 - 2点目、町民バスについてです。時間もないので、こっ早くやります。
 - 1点目、2点目、3点目については分かりました。4点目等々から伺っていきたいと思います。

平均200円の往復掛ける30日の半額だと、3か月については45%だということであります。 私、このフリーパスの設定の仕方というのは、ちょっと人によっては差が生じるんじゃないか なと思います。電車の仙石線とか、あまり私も利用したことないですけれども、1駅ごととい うか区間ごとに料金というのは変わるんですね。ところが、七ヶ浜町の場合だと花渕浜館下か ら下馬まで行くのに350円かかるんですよ。北遠山から行くのに150円かかるんですよ。その 方々たちが同じ料金なんですよ。それは館下の方から見ればうんと安いんです。遠山からの人 から見ても安いんだけれども、割が合わないんですよ。あとはたまに雨の日、ちょっと結構見ると、梅雨の日と冬場が定期券購入利用者が多いんです、一般も含めて。そうすると定期券で1か月なり、あとは回数券で買った方、あとは現金で買った方、要するに館下から下馬、北遠山から下馬、要するに定期券買っていない人と買った人たちの差も生じるんだけれども、定期券で買った、フリーパスで買った人たちが何でこうも違うのやと。差がつけろとは言いません。なので、こういう方たちが同じ平等なように全て、下馬、本塩釜、多賀城駅に行くに当たっては無料にして、利用者の格差をなくすような考えはないのか伺いたいというふうに思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 政策課長。
- ○政策課長(青木ゆかり君) フリーパスの導入の際には、利用区間を設定した発行のほうがちょっと困難だったということもありまして、どこでも乗り降りしても統一料金である今のフリーパスになっております。確かに北遠山と花渕のほうから乗るに当たっては、現在運賃は違いますが、どこで乗り降りしても同じ料金というふうなこともありますので、ぜひそこのところは御理解いただければと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(\(\text{\text{\$\mu}\) | 渡君) どこでも同じじゃねえべっちゃって。町内は100円でいいんだけれども、町内はいいよ。館下の人が下馬に行くと違うでしょう、350円かかるんでしょう、片道。だからそういう点でも、今言ったように差をつけなさいということではないけれども、そういう同じ高校生、大学院生、専門学校の人たちが同じ町民で、本来なら一般で通学すれば違うのに、同じ料金で減免されて、遠山の人だったらもっと安くできるんじゃないですか、普通。本来だったら。150円だもの、片道。ということで話を進めます。先ほどの実績で、これに費やすフリーパスのお金、令和4年度で240万円であります。この240万円だけですよ。このぐらい出すことできないのかどうか。そして今、多賀城なんかでは高齢者のフリーパスみたいなの、ちょっとこれ限定されていますけれども、やはり七ヶ浜みたいに高校がない、通わなきゃいけない、そういう特殊な事情がある中でやはり勉学に励んでもらう、これからの七ヶ浜の経済、町政を担っていただく若者に対して、このぐらいの持ち出しの事業をやる考えはないか、改めて答弁を求めたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 当面、やっぱり皆さんに御負担をいただいて、長くリーズナブルな料金でやるというのは、近隣市町ではもう値上げの話が大分出ているのも御承知のことだと思います。ですから、うちのほうはそういったことがないように、今の現行運賃をずっと長くするた

めに努力してまいりたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 最後に話して。私、5月の半ばに岡山の奈義町というところにちょっと 遊びに行ったんです。そこも七ヶ浜と同じように高校のない町なんですね。人口6,000人ぐら いの町なんですけれども。今年度から高校生、距離関係なく1か月2万円の交通費を出したん です。すごいね。やっぱり首長が変わると子供も変わるんだなというふうに思います。

じゃあ、3点目に移ります。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員、今の発言の中で、ちょっと不穏当な言葉がありました。遊び という言葉が出ました。
- ○12番(歌川 渡君) だって、そのままじゃないですか。これ首長の施策だもの。
- ○議長(岡﨑正憲君) いえ、遊びではございませんので。
- ○12番(歌川 渡君) 3点目、境界ブロックですね。現場見たかと思いますが、あそこは境界 ブロックを設置しては駄目な区間として理解していいのかどうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 建設課長。
- ○建設課長(鈴木英明君) 駄目な区間ではございません。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 菖蒲田浜の交差点から大体100メーター弱が境界ブロック設置されているんですよね。そして、途中までは避難所まで通じる道路、あともう一つは阿川沼のほうに通じるところ。そして、その先がついていないんですよ。じゃあ何で、人が通行するのは中田からですよね。中田から菖蒲田のいろんなところに、農協に行ったりとか小学校に行ったりとか、近所にお茶飲みに行ったりとか。やはりそういう点では、歩行者の安全のために設置すべきではなかったのかなというふうに思いますけれども、改めて。
- ○議長(岡崎正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) あそこについては実は経過がございまして、実は以前あの通りは農道だったんです。農道だったので、そして中田の高台移転のときに効果促進事業という復興事業の中で、農道から町道にまず転換して、それで効果促進事業でやって、そして、水路幅まであるところまでをできるだけ広げたほうがいいということでさせていただきました。そのときには歩道というふうなことまでは認められなかったんだと思います。できるだけ広くして、人が歩くと思うからそこはできるだけ幅を確保しておいたほうがいいよと。そして、反対側の縦断線のほうに行くところは夜間子供たちも通学するし、照明も必要だからということで、震災後、

あそこの歩道の整備をさせてもらいました。通学路とかどうなのかと聞いたら、何か謡の中のほうを通っているとはいうものの、あのエリア、地区避難所とか災害公営、そして学校に行くのにも利用する子も今後出てくると思いますので、どういった歩車境界ブロックがいいのか、そして結構車も飛ばして歩くと思うのでどういったほうがいいのか、ガードレールがいいのか、ガードパイプがいいのか、逆に幅員がどうなのか、その辺もちょっと地区の区長さんとかの意見聞きながら、ちょっとその辺を考えてみたいと思いますので。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) ということで、ここはなぜ通学路になっていないのかというのを松ヶ浜 小学校の教頭と教師に聞きました。そしたら根本的な理由は分からないんですね、やっぱり変 わっちゃっているからね。多分、震災であそこが浸水したのでというふうな話じゃないかなと いう臆測なんですね。でも、実際そうじゃないと思うんですけれども。そういう点では、ちゃんと学校としては、そこはちょっと惜しいですけれども、通行禁止ということで通学路の指定 はしていないということです。でも実際は中田のあそこ、そこの子供の保護者から聞いたら、そこの地域、中田には大体10人ぐらいの松ヶ浜小学校に通っている児童がいるということを確 認しました。そして、兄弟がいる方なんかは謡の中を通っていくということであります。しかし、私の伺った別な方は、ここの境界ブロックのない道路を、女の子が近所におばあさんがいるということでおばあさんを連れ出して、ちょっと行ってくれということでやっているんですね。ということで、実際には子供の通学にもなっているというのが現状であります。

そして最後に、この前、5月20日に議会として議会懇談会をそれぞれの地区で開催しました。 そして菖蒲田浜の懇談会の中で区長より、この境界ブロックやってほしいんだということを高 らかに言われました。そして終わってから、区長、これは町さ言ってんのすかと言ったら、ま だ言ってないんだと言っていましたので、ぜひそういう声も、生の声を聞きながら、やはり今 言ったように境界ブロックがいいのか、ガードポールがいいのか、あとは工事現場でやってい るようなコンクリートブロックでガードレールぽつんと移動するようなあれを、全部じゃなく ても間引きしながら簡易的に置くのがいいのか、それは私、何とも言えませんけれども、しか し今後の通行者の安全確保のために、何でここまであってここがないのやと、一過性がない。 そういうところを、やはり今日の一般質問でも歩道のバリアフリー化とかいろんなことを質問 されている状況なので、そういうところも鑑みながら、前向きにではなくて実行するように求 めて、質問を終わらせていただきます。

○議長(岡﨑正憲君) 終わりですね。

ここで、暫時休憩いたします。3時35分の再開といたします。

午後3時23分 休憩

午後3時35分 再開

○議長(岡﨑正憲君) 再開いたします。

次に、6番佐藤壮一議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[6番 佐藤壮一君 登壇]

○6番(佐藤壮一君) 6番佐藤壮一でございます。議長の許可を得ましたので、3問質問させていただきます。

1問目は、こちら東宮埠頭周辺の住民の健康に関してなんですが、はしょって、一応説明したいと思います。東宮浜の、昨年なんですが5月ぐらいに、高齢者の方が気管を患って入院したということなんです。入院期間は1か月間ちょっとぐらいだと思います。それで一応、今回この質問をさせていただきました。

1点目は、やはり今までのリサイクルコンクリートの中に有害物質が入っているのかどうか というのが住民の人たちの思いなんですね。有害物が入っているのであれば、すぐやめてほし いという要望です。

2点目は、粉じんを吸い続けるとどういった病気になるのか、これも心配しております。こ ちらは専門用語、一般名ありますので、町民に分かりやすい一般名でお願いしたい。

それから3点目、土曜日の荷役作業、こちらのダンプの搬出も含めて中止をお願いしたいという要望です。

4点目、荷役作業の期間は大体いつぐらいまでかかるのかというのが地区の要望でございます。

2問目、危険急傾斜地の工事をするに当たって、その規制はどうなっているのかということです。

- 1点目が、傾斜地の高さ。
- 2点目、傾斜の角度は何度なのか。

それから3点目、工事対象件数は何件以上なのか。

4点目、その他基準はあるのかどうかいうことです。

3問目、区長の手当なんですが、僕、今期で8年になります。何か全然変わっていないような気がしています。実際、やはりこれは社会状況に合わせて、やはりそれもきちんと対応すべ

きじゃないかなと思いまして、この質問をさせていただきました。

以上の3間です。よろしくお願いいたします。

○議長(岡﨑正憲君) 第1問、東宮埠頭周辺住民の健康について、第2問、危険傾斜地の規制 緩和について、第3問、区長手当の増額について回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願い ます。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長(寺澤 薫君) 6番佐藤議員の御質問、東宮埠頭周辺の住民の健康についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の御質問、荷役作業のリサイクルコンクリートに有害物質が混入しているのかについてお答えをさせていただきます。東宮埠頭で積卸しされているコンクリートについては、通常のリサイクルコンクリートであると捉えております。一般に、コンクリートには粉じんとしての懸念はありますが、大気汚染防止法が定める有害物質は含まれていないとされているところでございます。

2点目の御質問、粉じんを吸い続けると肺はどうなるのかについてお答えをさせていただきます。これも一般的な御説明となってしまいますが、コンクリート粉じんに限らず、小さな粉じんを長年にわたって大量に吸い込むことで、じん肺を発症することがあるとされております。じん肺は、肺が弾力性を失って硬くなり、肺の機能が低下する病気でもあり、アスベストに起因する発症がよく知られているところでもございます。

次に3点目の御質問、土曜日の荷役作業を中止にできないかについてお答えをさせていただきます。今年3月会議の一般質問の際にも御説明をしたとおり、宮城県仙台塩釜港湾事務所では、東宮埠頭の利用上のルールを定め、その中で日曜、祝日の作業は行わないこととしております。これにより、東宮埠頭の騒音や粉じんの問題について一定の改善が見られたものと認識はしております。御質問は、これに加えて土曜日も中止にできないかということでございますが、この東宮埠頭は県の管轄となっておりますので、所管する宮城県仙台塩釜港湾事務所に、そのような要望があることを伝えてまいりたいと思います。

次に4点目の御質問、荷役作業の期間はいつまでかについてお答えいたします。荷役作業の期間については町として承知しておりませんが、基本的には年間を通じて荷役作業が行われるものと考えております。東宮埠頭は県が事業者に利用させるために整備した施設ですので、期間を問わず荷役作業に利用されるものと思われます。町としましては、東宮埠頭の問題の解消に向けてこれまでも県に働きかけてまいりました。今後も引き続き状況の把握に努めるととも

に、県港湾事務所と連携を密にしながら、現状を伝えていくなどの対応をしてまいりたいと思 います。

次に2問目の御質問、急傾斜地の規制緩和についてお答えをさせていただきます。

急傾斜地に関しては、町内48か所を宮城県が急傾斜地崩壊危険区域に指定の上、県が施設整備を行っていただいております。整備工事をするに当たっての各採択基準としましては、1点目の傾斜地の高さは、5メートル以上になります。

2点目の傾斜の角度は、30度以上になります。

3点目の工事対象件数については、人家で5戸以上に倒壊など著しい被害を及ぼすおそれの あるところ、または、5戸未満であっても官公庁、学校、病院、旅館、避難所等は該当すると のことでございます。

4点目のその他の基準はあるのかについては、崩壊により危害が生ずるおそれのある対象物 の移転適地がないことに対しての対応ということでの基準はあるようでございます。

次に3問目の御質問、区長手当の増額についてのお答えをさせていただきます。

初めに、区長報酬については御承知のとおり、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例で定めているところでございます。区長報酬の増額につきましては、佐藤議 員の御質問にあるとおり、多様化する社会への対応等、地区における環境変化があり、業務の 質も時代とともに変わってきていることは十分認識しているところでございます。地区では、 業務への対応、後継者の不足など、様々な問題や要素を抱えております。それらを鑑みて、町 では各地区の区長さんとお互いに情報を共有しながら、住民にとってよりよい時代に即した形 を考えてまいりたいと思います。今後ともそういった形で協議してまいりますので、御理解の ほどお願いいたします。

以上、佐藤議員への一般質問の回答とさせていただきます。

- ○議長(岡崎正憲君) 佐藤議員。
- ○6番(佐藤壮一君) それでは、1問目に関して再質問させていただきます。これは全般的に 一応させていただきます。

まずは、やはりあの辺は大型ダンプ結構頻繁に、もう往来するときは20台以上通るときもあるんですね。問題も1つありまして、通学時間、やはりあそこで子供たちが待機しているわけですよ、信号機の道路。そこをスピードを出しながらダンプが走っていくので、もう子供も親も、見守りのパトロールの方も危険だなというので、そういった声も上がっています。ですから、やはりこういった問題はすぐにその時間帯を省いて、できるだけ要望したいというのが考

えておりますので、町長の考え、いかがなものでしょうかね。

- ○議長(岡崎正憲君) 寺澤町長。(「最初、町民生活課長から」の声あり)ごめんなさい、町 民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) ただいまの御質問でございます。道路については検討かどうかという話もありますが、いずれ港湾の利用に関連してということでございますので、港湾事務所にもその辺の要望はしてまいりたいと考えております。具体にどういう対応までしてもらえるか、どういう方法があるかにつきましては、今ちょっと即答はいたしかねますが、いずれそういった危険があるということで県と共有しながら、可能な対応を探っていきたいと考えております。お願いいたします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○6番(佐藤壮一君) 今の答弁聞いて、何かほっとしたような感じもします。ぜひ、県のほう に投げかけていただきたいと思います。

ただ、今回のこの粉じんに関しては、やはりこの地区だけの問題ではないような気がします。 これやはり町全体でしっかりと県、県が駄目なら国、そうやっていかないと、これは解決でき ないと思っています。ぜひその辺を注視しながら、ぜひ町長には頑張っていただきたいなと思 っておりますので、これで1問目の質問を、終わらせます。

2問目は、こちらやはり確かに基準があります。やはり一番困っているのは、今2地区、要害の小畑、それから代ヶ崎西地区、こちら軒数が4軒。ただ、ある程度こういった危険箇所があるのであれば工事やっていただきたいというのがやはり住民の声なんですね。ぜひ、そういったことでこの規制緩和をぜひお願いしたいなと思っておりますので、なかなか難しいと思いますよ。でもこれはしっかりと訴えていかないと、5軒以上のところが優遇されて、同じ住民で片方4軒でできない。しかもそっちは危険性がある。であれば、やはりその辺は対象にしてしっかりと工事をすべきじゃないかなと思っております。その辺、再度確認したいんですが、町長どうでしょうか。

- ○議長(岡崎正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) これも本当にしっかりと要望してまいりたいと思います。そして、今までも本当に県議の方々に、本当にその辺は七ヶ浜の急傾斜地については強力に県のほうに働きかけていただいておりますので、引き続き対応をお願いしたいということで、伝えてまいりたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。

○6番(佐藤壮一君) それでは3問目、再質問いたします。これはぜひ、区長さん大変な仕事をやっていると思います。ぜひその辺は、その時代時代に合わせて、例えば5年に1回とか、その辺をいろいろと見直ししていただいて、しっかりその社会経済に合ったような手当をしていただきたいと考えておりますので、ぜひ、その辺の要望を聞いていただきたいなと思っております。

早くしろと言ったんだよね。

- ○議長(岡﨑正憲君) 回答求めますか。
- ○6番(佐藤壮一君) 以上、取りあえずという言葉もあれなんですけれども、以上、私の質問を終わらせていただきます。回答は要らないです。
- ○議長(岡崎正憲君) 分かりました。続けてまいります。

次に、10番渡邉 淳議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[10番 渡邉 淳君 登壇]

○10番 (渡邉 淳君) 10番渡邉 淳です。議長の許可をもらって一般質問します。

言った本人なので早く終わります。2つですね、今回は。

1つは、前、事務事業編の、環境対策推進の件は事務事業編としてつくっていただいて、それから2050年までまた改編したということで、かなりきついパーセントになってきていると。それで6点質問させていただきますけれども、これ前、町長からも答えをもらっているので、要はいろんな施設を造る際には必ずこういう考え方を入れるということなので、この50%推進のほうでも同じなのかどうかということですね。

それからあと2番目は、これは消費するほうと、保全してエネルギーをなるべく使わない方法と、消費するにしてもなるべく少なくするというふうな考え方で環境というものを捉えた場合に、どっちかを優先するものじゃないんですけれども、うちとしては「みどりの基本計画」というものの策定は考えた上で、緑の役割というのを出していってもいいんではないかと。

それからあと同じような考え方で、この「みどりの基本計画」を出す、そしてこの緑を機能として保全する、最高の機能として森林整備計画をするというような考え方で、この温暖化対策の1つにするというような計画なんですが、そういったものの整合を取っていくのかと。

それからあと、4番目はエネルギーを生むほうの話ですけれども、遊休地に関しての、太陽 光なりいろんな風車もあるんですが、うちとしては風車というのはなかなか難しいかもしれま せんので、太陽光パネル。これ今、パネルのほうにしても農業併設型もあるし、あとこの辺だ と利府みたいに追尾型というんですか、太陽光追尾型のやつもあるし、農地にそれを置いてい る場合もあるんですが、そういった形で下の利用というのを考えてやっていくという方法もあると。そういった誘導策というのはどうなんでしょうと。町内にも多少の太陽光パネルのあれはありますけれども、こういうエネルギー政策としての持っていき方というのは考えないのかということですね。

それからあと、ブルーカーボンですね。グリーンカーボン、ブルーカーボンいろいろありますけれども、うちはせっかく海が近くて、そういったところのブルーカーボンの評価、これはカーボン・オフセットの話も後で出ると思うんですが、そういった準備の話もあるので、この間の南三陸の話もしましたので、ああいった形での促進策というのは考えたらどうかということ、考えないのかという話です。

最後に、前回は事務編だけだったので、今回は区域施策編ということで、作成はしないんで しょうかというのは、前回と同じでございます。

それから2番目ですが、これは昔の住宅マスタープランとかの話でございます。ちょっと口を悪く言えば、公営住宅の戸数はどうやって決めたんだというような形に戻ってくる話なんですけれども、住生活基本法というのは前につくられているんですが、これの公営住宅の低減策というのも考えられるのでは、やり方にしては考えられるということなので、こういったものをつくって、実際この町の住宅というものがどういう問題があるのか。今、空き家対策で登録される空き家はあまりないということでやっていますけれども、もともとこういう住生活基本計画というのをもって、戸建て住宅も公営住宅にしてしまうと。そういったものの考え方をして、その元の考え方には、この町にとってはどのぐらいの住宅が必要なんだというのを位置づけして、本来ならば公営住宅というのはあるはずなんだけれども、津波でたまたま必要に迫られて造っているというのが実情だと思うんですが、その辺を、こういう住生活基本計画というものがありますので、どういった考え方をされるんでしょうかと、この2点でございます。

○議長(岡﨑正憲君) 第1間、改正地球温暖化対策推進法とエネルギー策について、第2間、 住宅政策マスタープランについて回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長(寺澤 薫君) 10番渡邉 淳議員の御質問、改正地球温暖化対策推進法とエネルギー策 についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、新たな施設には推進法は考慮されるのかについてお答えさせていただきます。町として新たに施設を整備するに当たっては、温室効果ガス削減のための統一的な基準等は特に設けてはおりませんが、今後、施設の新設や大規模改修を行うなどの場合に、地球温暖

化対策として、できるだけ環境に配慮したものを検討して取り組んでまいりたいと考えている ところでもございます。

2点目の御質問ですが、「みどりの基本計画」の策定は考えられるのかについてお答えさせていただきます。緑の基本計画については、都市計画区域内における緑地の保全及び緑化の推進に関する計画であり、都市緑地法第4条に規定されております。そして、法的な策定業務はありませんが、県内では仙台市をはじめ4市町村が策定されております。当町としては、現時点では策定の予定は持っておりませんが、御指摘のとおり地球温暖化対策との関連を踏まえた緑地の保全が必要であると考えております。最近では、菖蒲田浜海浜公園や表浜緑地公園において、企業ボランティアの方々の善意により植樹活動を行っていただいておりました。町としても、公園などの緑地の保全に今後も努めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の御質問、森林整備計画との整合は取っていくのかについてお答えをさせていただきます。森林につきましては大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が比較的少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えないカーボンニュートラルの特性を有することから、脱炭素社会の実現に貢献するものでございます。御質問の森林整備計画との整合性につきまして、整備計画の1つ目の項目、森林整備の現状と課題において、温室効果ガス削減に資するためにも健全な森林整備及び保全の一層の推進が必要であると記述しており、地球温暖化対策の考え方を踏まえた計画としているところでございます。

次に4点目の御質問、町有地や廃棄物処理場、ため池などを活用する再生可能エネルギーの 誘導策は考えられるのかについてお答えをさせていただきます。再生可能エネルギーにつきま しては、水上設置型を含む太陽光パネルの設置やバイオマス発電など、新たな技術が次々と開 発され、少しずつではありますが実用化されつつあります。現時点での具体的な誘導策はござ いませんが、今後の復旧状況や民間の動向などを踏まえながら対応を検討してまいりたいと考 えております。

次に5点目の御質問、ブルーカーボンの促進策は考えられるのかについてお答えさせていただきます。地球温暖化防止のための新しい二酸化炭素吸収方法として注目されるブルーカーボンでありますが、海中の二酸化炭素が藻類によって取り込まれ、長時間ため込まれることで海洋生物によい影響を与えることは、大変よいことと考えております。宮城県が策定した水産業の振興に関する基本的な計画の中で、環境と調和した持続可能な水産業の確立に向けた重点プ

ロジェクトとして、宮城ブルーカーボンプロジェクトを掲げ、そのプロジェクトの中心として、 令和4年1月に宮城県ブルーカーボン協議会が発足をしております。石巻市の沿岸海域をモデ ル地域としてアラメ等の育成試験を実施しており、今後は宮城県藻場ビジョンと連携しながら 漁場整備や藻場の再生、保全に取り組んでいく予定となっておりますので、具体的な取組を注 視してまいりたいと思っております。

最後に6点目の御質問、区域施策編は作成するのかについてお答えします。区域施策編の策定には法的な義務はございませんが、県内で実際に策定している市町村は、仙台市を含め4市でございます。町としましては、現段階では区域施策編の策定までは考えておりませんが、今後策定している4市の策定経過やエリアスケール、具体的な成果など、状況について調べてまいりたいと思います。

次に2間目、住宅政策マスタープランについてお答えをさせていただきます。平成18年に施行されました住生活基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされており、市町村の計画の策定については法律には明記されておらず、策定は任意となっておりますが、しかしながら少子高齢化による人口減少が進んでいく中で、住宅政策を取り巻く課題は多岐にわたっており、防災対策、まちづくり、福祉対策等様々な部署が関係し、長期的な取組や庁舎内横断的な連携などが必要不可欠と考えております。指針として機能するこの計画は、ほかの計画と一体的に策定することも可能となっており、市町村計画で定める事項については、国や県のように法律において定めてはおりませんが、重点施策等にポイントを絞った計画や地域特性に特化した計画にすることも考えられるようでございます。今後、関係各課と協議の中で計画の策定の必要性、策定方法など、どのような手法がよいのかも含め検討してまいりたいと思います。以上、回答とさせていただきます。

- ○議長(岡崎正憲君) 渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) 1問目の1、2、3までは前回と大体同じなのであれなんですが、ここでちょっとまず4番目ですけれども、これうちの場合の、町有地プラス例えば今回野球場で利用しました灰捨場、例えば電力の持ち物でしょうけれども、ああいうところというのは用途は変更しないとなかなか難しいんですけれども、やっぱり未利用地扱いという考え方にして、同じ再生可能エネルギーの電力への施設を置くということは、今、時流としては合っているのかなと。ただ、手続上はちょっと難しいかもしれませんけれども、そういう努力はすべきかなというのが4番目の。ですから、その辺は町として町が出資するという考え方もあります。です

が、町が出資するというと、今度売り物でどこに売るのかというのも決めておかなくちゃいけないので、例えば公共で全部使うんだというようなスタイルの計画がないとなかなか難しいので、そういう可能性というのは町長としては考えられるかということでございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 渡邉議員おっしゃるとおりできれば灰捨てとかに、電気を生産している会社でございますから、そういった再生可能のためのパネルとか設置していただければ、なおさら南斜面で、あの斜面なんかにもそういったものはどうなんだろうかと私も考えます。ただ、今のところやっぱり廃棄物処理場ということで、掘削とかそういったこともままならないということでございますので、産廃処理場として、どの時点でそれがある程度収まってそういったことができるのか、ぜひそういった再生可能エネルギーの設置も含めて、今後電力さんのほうにぜひ検討もお願いしたいとは伝えてまいりたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) ほかの産廃場もリビルドしてもう1回使う産廃場もありますし、管理型では。キャッピングの厚いもので上に蓋をかけるようなイメージですね、そういったものをかけて基礎的なところはそんなに深くはないので、当然風の計算は十分しなくちゃいけませんけれども、そういった手法というのは、やはり下の内容のものをあまり拡散しないでやれる方法というのは今もう考えられていると思いますので、そういう技術的な話も含めて、積極的に電力と話をしたほうがいいかもしれません。要は販売が、町として販売というとなかなか難しいので、ああいう電気事業者の方の力を借りてその販売ルートを、公共で買うというようなスタイルでどうなのかと。電力会社に売るというのは簡単な話なんでしょうけれども、それではあまりこのエネルギーに関しては意味がないので、そういったものに変換していって、うちのエネルギーに関しては意味がないので、そういったものに変換していって、うちのエネルギー策の1つということで政策として持っていけないのかなというところでございます。ここは、その程度でございます。

5番目なんですけれども、ブルーカーボンなんですが、これも海域は抱えているんですが、何ていうんですかね、藻類に関していろいろありますけれども、そういったものが元気に育っているのかというのと、量の把握というのがなかなか難しくて、うちの場合だと視程が悪いというか、透明度がないのでなかなか難しいんです。ですから、できれば県の藻場ビジョンと海域の環境をちょっと調査という格好で、定期的なもので準備というのがあってもいいのかなというふうなものなので、簡単に言えば、準備のための水質の調査というのを定期的に入れる考えはないのかどうか伺うものでございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) ただいまの御質問ですが、昨年度で県の受託を受けまして、宮城県水産振興協会のほうで、自主事業という形で本町の松ヶ浜の人工リーフの周辺で一度調査を行っております。ちょっと今後もモニタリング等も含めて、できれば継続していく方向で町からもお願いしているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) 藻場ビジョンのお話ですと松ヶ浜中心になっているんですが、一応菖蒲田の海域も入っていないんですよね。ですから、その入っていないというのはなぜかというのもあるので、あとうちの場合は、もっと藻場状態になっているところがもっといろいろあると思うので、エリアの話と定点の観測の話等は並行してやっていってもらえればなと思うんですけれども、そこまででございます。

区域施策編というのを6番でつくってはどうかということなので、考えますよみたいな話なんですが、ここでちょっと言いたいのは、全体として言いたいのは、これ例えば環境というと町民課の範疇でこういうものが、前回もというか大分前もこの事務事業編というのをつくられましたけれども、これ各課、例えば今、産業課の課長が話をしてくれましたけれども、ほかにもいろんな事業を抱えていますよね、うちは。そういったところに伝わっていないような気がするんですけれどもね。ですから、横断的にこういう計画ものを上げましたという、つくったところは確かに町民課かもしれませんけれども、みんなの課で協力していただかないと、こういうものは進まないんだよということを、みんな、この気持ちが浸透するようにしてもらいたいというのがここで言いたいところなんです。ですから、そのためには町長としてどう考えるかということを伺うものでございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) 申し訳ございません、町民生活課から言わせていただきます。 横断的に取り組むべきだというのは仰せのとおりかと思います。それがもし浸透していない んじゃないかと議員さんから御覧になって見えるようであれば、それは担当課、私の責任があ るのかなと、私のほうでもちょっとそこは頑張らせていただきたいなということで、改めて申 し訳ございません。今後そこも含めて気をつけて進めていきたいと考えます。 以上です。
- ○議長(岡﨑正憲君) 渡邉議員。

○10番(渡邉 淳君) 頑張るというんだから頑張ってくださいみたいな話ですけれども、冗談 抜きで、これはきちっと皆さんの課で、みんなの課でやってもらわないと、ちっちゃい町なの でこのエネルギーはなかなか生まれてこないし、使えば使うなりに出ていっちゃうだけなので、もっと頑張ってください、じゃあ。

ということで、次に入らせていただきます。

次は、住生活基本法というものはありますけれども、これは一応、空き家対策という1つの問題にしても、これ私の個人的な話も含めて商売になる可能性もあるのかなという前提で話させていただきますけれども、今、調整区域と市街化区域、うちの町はいろいろ2つあって、市街化区域の空き家についてはいろいろ売ったり貸したりすることは個人の自由なので、それを促進するには課税して促進させるという促す方法も1つあると思うのね。そこは価値のある建物ということで構わないと思うんです。一番問題なのは空き家にも登録されていない、今これは650戸だったかな、610戸。県の資料でそういうふうになっていたので、調べた結果、うちにはこういう数字出てこないんですね。何を言いたいかというと、うちの町の空き家というのは、調整区域の中の空き家というのを解決しない限りなかなか難しいと思うんです。

こんな町ってあんまりないので、そこで、この住生活基本計画というものを持ち出してきた らどうかなと。要は簡単に言うと、市街化区域で一部の部分を住宅として開発しました、要は 環境に負荷かけましたよと。残りは負荷かかっていない状態、しなくちゃいけないんだけれど も、実際はかけていますと。これは昔、この法規制の前に建ててかけていますと。それが住ま なくなったということは、新しく市街化区域を拡幅、大きくすると調整区域のほうはどうする んですかと。負荷かけてあんたらやったでしょと、人間はやったんじゃないのと。そのときに、 負荷かけたものをどういうふうに始末するんだというものの考え方にのっとって、例えばゴコ イチみたいな、例えば菖蒲田なんか見ていると、狭いところに5軒ぐらい空き家になっている ところがあるわけです、ぼこっと。この間も区画整理の隣接という話をさせていただきました けれども、その5戸がぽこっと空いているので、そこをこの住生活基本計画の中に盛り込んだ 考え方、方針というのをつくると。そうすると、どういうふうな可能性になってくるかという と、これ戸建て持家住宅というものを公営住宅にしちゃうということです、簡単に言うと。そ うすると、うちみたいにこの地域特性がありますよね、今言った市街化区域と調整区域の中で 昔負荷かけたところと、新しく負荷かけたところ。新しく負荷かけたところについては、流動 化はできると。だけれども、古いほうの負荷かけたところは流動化しないので、そこの流動化 促進をさせるということも考え方です。簡単に言うと共同建築とか、役所としての共同建築、

そういったものを入れて、区画整理の手法と言うと怒られるので、換地の手法と建物を集約した形で公営住宅を1つ造ると。あとは売り物の宅地も造ると。それで商売は商売でやってくださいと、家は貸すからというような考え方で、公営住宅の安価なものをセットしておくというような考え方をしたら、昔負荷かけたところで何もしないようなところも生まれ変わるんではないのという考え方で、この基本計画という策定を促してみたらどうでしょうという話です。分かりますかねという話なんですけれども。

いや、同じちっちゃいブロックの中に半分ぐらいはもう新しいものできちゃって、そこはもうリビルドしたら売れますよと、それは市街化区域ではそうだと。じゃあ、古いほうの半分は何もならないでしょと、こんなところ。そしたら、何か生かす方法としたらニコイチなのかサンコイチなのか分かりませんけれども、たまたま隣接している空き家というのは結構あって、それも土地のほうも結構広い。そういったところを再編成する。そしてそこに、石巻なんかでやっているんですけれども、公営住宅整備をして公的住宅として貸す、これですね。そういうやり方というのが、空き家対策の1つの解決策にもなるので、計画がないとよりどころがないので、お造りになったらどうでしょうという意見というか要望というか、そういう考え方をお示ししたので、町長としてはどうでしょうという話です。

- ○議長(岡崎正憲君) 回答を求めるんですね。(「はい」の声あり)寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 今、私もそういうふうな考えのあれなのかということで、すみません、 初めて分かりました。今までだと、どうしても都市マスプランとか都市計画とか、その用途地 域だけでの議論ですから、そうじゃなくて、そういったマスタープランみたいなものの中で、 逆にその区域制度だったり地区計画だったり、いろんなものをその下に、それだったらばビジョンとしてそういうふうな考えが持てば、なおさら計画的なものとしては、なるほどなという ふうにちょっと思ったものですから。ちょっと申し訳ございません、さらにその辺を、詳細を 調べてまいりたいと思っています。
- ○議長(岡﨑正憲君) 渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) ちょっと私、うそついているかもしれませんので、よく調べたほうがいい。残念なことだけ1つだけ言わせていただきますと、菖蒲田で2人の障害を持った人、年寄りと息子が住んでいて、家もちゃんとあるんですよ。だけれども、住めるような家でなくなったのでこちらにも相談しましたけれども、最終的にはどうしたかというと、多賀城に引っ越したんですよ。その家どうなっているかというと、そのまんまなんです。だから、こういうの情けないなと思って、俺も隣にいてがっかりしたんだけれども、どうしたらこれ解決できるのか

なと思ってね。それで石巻なんかのやつを見ると、戸建てを買って貸しているというやり方があるんだけれども、それは再編しないんですよ。だけれども、そこに1つ加えて再編して、売り物と貸すものと、こっちは収益にならないと困るので、我々公共のほうはですね。だって家賃取らないとどこからも、こっちから出すのはいいですよ、それは。出すのはいいんだけれども、家賃取らないとどうしようもないので。そういったビジネスモデルというものをつくってやるというのが1つの考え方かなと思ったんですね。ですから、これは計画を持っていないと全然よりどころがないので、よりどころがないということは違法になっちゃうんですね。こんなことできませんよと言われる。だけれども、これは地区の特性を入れて考えられるんです。ですから、御一考くださいということです。

以上、質問を終わります。

○議長(岡崎正憲君) それでは、お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日6月2日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時02分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、 ここに署名する。

令和5年6月1日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年6月2日(金曜日)

七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録 (第2日目)

令和5年七ヶ浜町議会定例会6月会議会議録第2号

君

君

仁 田 秀 和 君

令和5年6月2日(金曜日)

12番

出席議員(11名)

小 林 倫 明 君 1番 佐藤直美君 2番 熊谷明美君 5番 6番 佐藤壮一 遠 藤 喜 二 7番 安倍敏彦君 8番 10番 渡邉 淳 君 11番 佐藤 梶信 君

13番

渡君

14番 岡崎正憲君

歌川

欠席議員(1名)

木 村 稔 君 4番

説明のため出席した者

町 長 寺 澤 薫 君 副 町 長 平山 良一 君 藤井 総 務 課 長 孝 典 君 防災対策室長 石 井 直紀 君 ゆかり 政 策 課 長 青 木 君 財 政 課 長 小 野 勝洋 君 課 税 務 長 遠 藤 衛 君 町民生活課長 宮 下 尚 久 君 産 業 課 長 鈴木 昭 史 君 建設課長兼復興推進室長 鈴木 明 君 英 水道事業所長 稲 妻 和久 君

玉	際	村事	事 矜	易局	長	後	藤	謙	_	君
子	ど	もま	卡 来	: 課	長	菅	井	明	子	君
健	康	福	祉	課	長	関	本	英	児	君
長	寿	社	会	課	長	沼	倉	隆	弘	君
会	計	徻	宇	理	者	鈴	木	正	実	君
教	育				長	須	藤		清	君
教	育	総	務	課	長	佐	藤	浩	明	君
生.	涯	学	習	課	長	遠	藤	裕	_	君

事務局職員出席者

 議 会 事 務 局 長
 佐々木 祐 一 君

 同 書 記
 鈴 木 一 叶 君

 同 書 記
 渡 辺 豊 範 君

議事日程 第2号

令和5年6月2日(金曜日) 午前10時00分 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ て

日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 議案第31号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第32号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者 に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例 の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第33号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 について

日程第 8 議案第34号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに

特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

- 日程第 9 議案第35号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36条 七ヶ浜町健康スポーツセンター条例の一部を改正する条例に ついて
- 日程第11 議案第37号 財産の取得について「文書系サーバー機器及びクライアントパソコン等一式」
- 日程第12 議案第38号 財産の取得について「校務支援システム及びクライアントパ ソコン等一式」
- 日程第13 議案第39号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第40号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第15 議案第41号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 報告第 4号 令和4年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて
- 日程第17 請願第 1号 「生活環境改善についての請願書」について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについ て
- 日程第 4 諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 5 議案第31号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第32号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者 に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例 の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第33号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

について

- 日程第 8 議案第34号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第35号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第36条 七ヶ浜町健康スポーツセンター条例の一部を改正する条例に ついて
- 日程第11 議案第37号 財産の取得について「文書系サーバー機器及びクライアントパソコン等一式」
- 日程第12 議案第38号 財産の取得について「校務支援システム及びクライアントパ ソコン等一式」
- 日程第13 議案第39号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第40号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1号)
- 日程第15 議案第41号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 報告第 4号 令和4年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて
- 日程第17 請願第 1号 「生活環境改善についての請願書」について

午前10時00分 開会

○議長(岡﨑正憲君) おはようございます。

これより令和5年七ヶ浜町議会定例会6月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は11名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入る前に、本日佐藤壮一議員から昨日の一般質問における発言につきまして、会議規 則第64条の規定により一部取り消したいとの申出がありました。

これを許可することに御異議ございませんか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番 (歌川 渡君) その発言の一部というのは我々分からないので、改めてどういう発言の 内容なのか見たいと、賛成、反対、許可するしないの判断をしたいと思いますので。
- ○議長(岡崎正憲君) では本件につきまして局長より報告いたします。
- ○議会事務局長(佐々木祐一君) 先日佐藤壮一議員の一般質問のほうで、後ろを見ながら時間を早める、早く終わらせるというような文言がありましたので、そちらを今日御本人のほうから取消ししたいという申出がありましたので、それに関する会議規則上一部取消ししたいという申出があったので、それを諮っていただきたいということになります。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) それが本人の申出だからいいと思うんですけれども、そもそもがそれを 削除しなきゃいけないような発言だということで我々は理解していいのかどうか、その点だけ 議長の説明を求めたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 議場の秩序等のことを考えまして、本件につきましては御本人の申出ど おりの表現に対する取消しは妥当かと思っております。

それでは、本件につきまして、異議なしということで、異議なしでよろしいでしょうか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声ありましたので、異議なしと認めます。よって佐藤壮一議員からの発言取消し申出を許可することにいたしました。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(岡﨑正憲君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番渡邉 淳議員、11番 佐藤梶信議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(岡崎正憲君) 日程第2、これより1日に続き一般質問を行います。

初めに1番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[1番 佐藤直美君 登壇]

○1番(佐藤直美君) 1番、佐藤直美でございます。

議長より許可をいただきましたので、2問質問させていただきます。

まず1問目、男女共同参画事業についてでございます。現在、男女共同参画担当部署、七ヶ浜町内、生涯学習課が担当課となっております。本来であれば町の政策としてなのですが、さらなる明確な取組を行う必要があると思われます。七ヶ浜男女共同参画プランを見ても具体的な取組、目標値の記載が本当に少な過ぎます。性別や年齢、障害のあるなしにかかわらず、全ての男女が互いに尊重し合い、家庭、地域、職場、学校などの社会のあらゆる分野で個人の特性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、総合的かつ計画的に進めるため、具体的に何をどのように進めるのか、町長の考えを伺いたいと思います。

2問目。野外活動センターの整備・管理計画について。令和4年定例会9月会議でアンケート調査を実施し、利用者のニーズに応える考えがあるか質問した際、スポーツ施設の指定管理者であるNPO法人アクアゆめクラブでスポーツ利用者へのアンケート調査を実施しているので、そのアンケート調査を参考にして施設の改修改善に努めていく、施設利用者の声を大切にし、よりよい施設運営を行っていきたいと考えているとの答弁をいただきましたが、アンケート調査の結果を町としてしっかり把握しているのか、本来であれば町独自で取るべきだとは思いますが、把握しているのであればどのような声が上がっているのかを伺います。また、以前も質問しておりますが、ドッグラン、3x3コートの設置、キャンプ場、旧アーチェリー場、その他未利用地もたくさんございますけれども、関しての整備、管理計画があるのかを伺います。

以上2間です。

○議長(岡﨑正憲君) 第1問、男女共同参画事業について。

第2問、野外活動センターの整備・管理計画について回答を求めます。須藤教育長、御登壇 願います。

〔教育長 須藤 清君 登壇〕

○教育長(須藤 清君) 佐藤直美議員の1問目の質問、男女共同参画事業についてお答えします。本町は令和4年3月に男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、七ヶ浜男女共同参画プラン2022-2026を策定し、本町における男女共同参画社会の形成の促進に関し5つの基本目標を掲げています。

5つの基本目標とは1、地域社会全体における男女共同参画の実現。2、家庭生活における 男女共同参画の実現。3、学校教育における男女共同参画の促進。4、職場における女性の活 躍推進。5、防災における男女共同参画の実現の5つでございます。

令和5年度においては、県との共催により男女共同参画に関する普及啓発を目標としたパートナーシップ事業、つまり県から講師を招いての研修会の開催や啓発パネルの展示などを予定しております。男女共同参画社会基本法の理念は男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現にあります。

本町においても男女共同参画社会の実現に向けた普及啓発事業を中心とした各種施策を展開 してまいりますので、議員の御理解を賜り、1問目の回答とさせていただきます。

続いて、野外活動センターの整備・管理計画についてお答えします。

まずアクアゆめクラブが実施しました利用者アンケートの概要について説明いたします。本アンケートは令和4年9月から11月にかけて本町のスポーツ振興及び施設の管理運営の参考とすることを目的として実施したもので、施設利用の申込時にアンケート用紙を配付しアンケートに協力いただける方に記入していただき、結果として113名の回答をいただきました。アンケートの設問は11問用意し、利用手続や申請方法、開館日、利用時間、利用料金、施設の使いやすさ、職員対応に関する満足度、自由意見を記載する内容等となっております。結果を見ますと非常に満足、まあまあ満足が68%、普通が24%、やや不満、非常に不満が4%、無回答が4%でございました。自由意見としては5点、サッカースタジアムに照明を設置してほしい。第一スポーツ広場の屋根つきのベンチが欲しい。月曜日も施設の開放をしてほしい。バスケットボールができる場所が欲しい。施設の空き情報をネットで見られるようにしてほしいでございます。

次に野外活動センターに関する整備や管理ですが、まず3x3コートに関しましては、本議

会においてスポーツ振興宝くじの補助金を活用し、野外活動センターのスケートボード場の隣にある健康広場の一角を利用し、令和5年度中の完成を目途に整備を予定しております。キャンプ場については既存の施設がありますので、引き続き適正な管理運用を行ってまいります。なお、野外活動センターは昭和54年度に社会体育施設設備事業補助金を利用し整備を行っており、アーチェリー場や相撲場、アスレチックなどの整備を行っています。整備が完了してから既に44年が経過し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、いわゆる適化法の処分制限期間に定める24年、現行の補助金であれば学校施設環境改善交付金の屋内運動場の木造施設が類似に当たりますを越えていることから、既存施設の解体に特に制限はなく、アーチェリー場や相撲場の跡地を新たな施設整備として活用することは社会教育施設として位置づけられている範囲において十分に可能と理解しています。御提案いただいたドッグランにつきましては、現時点において跡地活用の候補としては考えておりませんが、昭和54年度に整備しました野外活動センター計画の見直しに関してましては、社会教育施設として位置づけられる範囲内において、体育及びリクレーション活動、文化的教養を高め得るような環境の情勢、生涯学習の振興など前段で説明いたしましたアンケート結果や議員の皆様をはじめとした町民のあるいは利用者の声を踏まえ幅広い検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、佐藤直美議員の一般質問の回答とさせていただきます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) まず1問目の再質問になります。今年度は男女共同参画事業、県から講師を招いて講話なりなんなりをするということと啓発パネルを設置と、これ去年もやっていますし今までと同じなんですけれども、何が違うんでしょう。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 基本的には4年度にやった事業も今年度も実施したいというふうに考えております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) まずその点もちょっと今からいろいろ聞こうと思うので。まずこの男女 共同参画プランという七ヶ浜の令和4年の3月に作成されているところですけれども、まず1 間目。これを作成するに当たってどんな委員の方が関わってどなたがこれを作成したのか説明 を求めます。そしてその方々の名前をここに載せていないのはなぜなのかもお伺いいたします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) こちらは男女共同参画推進委員会というのがございまして、そ

ちらの委員の方々で構成した方でこちらの計画を令和3年度に策定をしております。おっしゃるとおり確かに委員の名簿も載っておりませんでしたので、この辺はなお確認して載せるかどうかについては検討したいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) 今その委員の方々の役職等々教えていただけますか。例えば利府ですと、 しっかりと利府町男女共同参画推進町民会議委員名簿というものをしっかりとプランの中に載 せています。こういった方々がしっかりと作成しているんだと読んでいる町民も分かると思う んですが、そこのところいかがでしょうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 大変申し訳ございません。今年度から新しい委員が選ばれてお りまして、その方々の役職等は把握しておるんですが、策定したときそれほど大きな変化はな いと思うんですけれども、参考までにお伝えしますと、県のほうの環境生活部共同参画社会推 進課の方からお越しいただいているのと、婦人会、これ全部町ですね、町の社会教育委員…… (「もう一回すみません。ちょっとせきで聞こえなかったのでもう一回お願いします」の声あ り) 県のほうの環境生活部共同参画社会推進課からお越しいただいています。これちょっと要 綱と照らし合わせてになるんですけれども、要綱の第3条のほうに委員の構成は10名以内とい うことであって、そこの中で学識経験者、町内団体が推薦する町民、企業等の関係者、一般公 募による町民というふうに分かれているわけなんですけれども、県の今の方は一号委員という 方になります。二号委員というのが各種団体が推薦する町民ということで、婦人会、社会教育 委員、それからそういった方が委員になっております。三号委員というのが企業等の関係者と いうことで、現在は東北電力、ENEOS、漁業協同組合の七ヶ浜支所、あと多賀城七ヶ浜商 工会のほうから選んでおります。あと四号委員というのは一般公募による町民ということで、 そのときちょっとすみません、今と変わっているのでちょっとどうだったか今資料ないんです けれども、今年度からの部分についてはそういう方が一人おりまして、四号委員ということで 選んでおります。ですから現在は8名でございます。

よろしくお願いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) お名前は個人名になるからお伺いできないんでしょうか。それから男女 の比、それから年齢お伺いいたします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。

- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 策定のときの部分の名簿と違っている可能性があるので、あくまでも今の現時点の名簿ということでよろしいですか。(「はい」の声あり)年齢はちょっとすみません、そこには記載がないので分からないんですけれども、性別で言うと女性が5名……。
- ○議長(岡崎正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) 例えば環境生活共同、県から来た方が女性(「はい」の声あり)婦人会は女性だと思うんですけれどもというふうに一人一人。(「分かりました」の声あり)
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) まず一号委員の方は女性でございます。県の方は女性でございます。二号委員の婦人会は女性、社会教育委員も女性でございます。企業のほうの中で東北電力の方は男性でございます。 ENEOSの方も男性、あと漁業協同組合の方は女性でございます。多賀城七ヶ浜商工会も女性で今年からの方は男性でございます。 以上です。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) なぜ年齢聞いたかといいますと、これ男女共同参画プランなのでいろいろな年代の方がいないといろいろな御意見も伺えないというところもあるかと思うんですが、 平均的に見た感じ、皆さんもう40代、50代、60代、70代なのでしょうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) いわゆる現役世代と言ったら怒られるんですけれども、60歳に 到達していない方がほとんどでございます。見た感じ40代から50代というふうに見受けられま す。ただちょっと企業の方と県の方の年代はちょっとこの名前だけでは把握できていないんで すけれども、四、五十代の方が中心のように見られました。 以上です。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) そうしますとやはり育った環境もほぼ変わらないというところで、いろいろな方の年代が一緒だとその時代に大体同じような時代に育った方々の意見が固まるんじゃないかなと思うんですが、そこのところで年代をもっと幅広く持っていろいろな方の意見をお聞きするという考えはなかったのか。恐らくこのプランを作ったときもそうですし、今回新たに委員になられた方々も同じなのかなというふうに想像してしまうんですが、そこのところはいかがでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) これの男女共同参画推進委員会のほうの選び方の中で四号というのがございまして、一般公募ということで町民の方から選ぶことができます。ということで今ちょっと今回、今決定したものについてはこういうふうになっているんですけれども、今後の選び方の中でできるだけ今議員さんおっしゃったような若い世代、できれば女性も含めてなんですけれども、そういった方にこういった計画策定に加わっていただきたいというふうには考えておりますので、その辺の募集の仕方、周知の仕方については今後そういうふうになるように検討したいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) それぞれいろいろな団体があるかと思います。PTAがあったり、生徒会が中学校にあったり、それから二十歳になる成人式をやるときにそういった企画運営されている二十歳の若い方々もいらっしゃいます。それから育成会、子供会育成会があったりと幅広くいろいろな団体、例えばスポーツ少年団でもいいですよね、そういったところもございます。そうするといろんな年代の保護者の方が関わっているというところもあるので、今までの慣例にとらわれずにやはり向かっていかなければいけないんじゃないかなと私は常々考えているんですけれども、そこのところ教育長いかがでしょうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 須藤教育長。
- ○教育長(須藤 清君) 議員がおっしゃるように慣例にとらわれないということは政治あるいは行政の基本スタンスだと思います。ただ慣例の中には不易と流行という言葉がありますけれども、不易の部分についてはこれは大切にすべきものと考えております。流行の部分については慎重な検討が必要かと思います。ただ、後ろ向きであることはこれはどの世代、どの性の性別、どの町民にとってもいいことではないということにおいては、私もそう思っております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) それでは施策に関してなんですけれども、これの男女共同プランのほうの13ページから。町長も副町長も目を通されていると思いますけれども、こちら施策の項目における取組というふうに載っています、取組です。私これ何回も読んだんですが、ちょっと本当にどんな取り組みをするのかというのが本当に具体的にこれ見えない。私の読解力が悪いんだか分からないんですが、例えば(1)審議会等委員の女性登用の推進、審議会等委員における女性の割合、令和3年4月1日現在なんですけれども、町の現況地29.1、県平均値28.2、県目標値35%、令和7年度までだそうなんですけれども、ここに町の目標値と人数書いていない

のですがいかがでしょうか。その他本当に全てにおいて目標値というのが本当に書いていない んですね。(2) 町役場や学校教育での管理職等への女性登用の推進。女性職員の管理職割合、 令和3年4月1日現在、町現況地9.5、県平均値20.6、町目標値14%以上、これは書いてあり ます。七ヶ浜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画というのに載って いるんでしょうね。ただし、これ現況何人中何人を目標にしているんでしょう。ちょっと分か りません。(3)男女共同参画に関する普及啓発事業の実施。男女共同参画セミナーのPRや 参加の呼びかけ、啓発リーフレット等の設置及び学習機会の提供、計画期間内に1回以上セミ ナー等を開催、こちらPRしていますでしょうか。十分ですか。セミナー内容はニーズに合っ ていますか。(4)地域活動への参画促進のための情報提供。男女が共に地域活動に参画でき るよう各種会合やボランティアなどに関する情報の提供、どんな情報ですか。どんな方法で行 うんでしょうか。(5)互いに支え合う家庭生活に関する情報及び学習機会の提供、男女が共 に家事、育児、介護に取り組めるよう情報の提供や学習機会の提供、計画期間内に1回以上セ ミナー等を開催、どんな情報、それからどんな学習機会ですか。セミナーの内容はどんな内容 でしょう。(6) 育児及び介護支援体制の整備及び情報提供。七ヶ浜町特定事業主行動計画に 基づいた取組を主体とした情報の提供。どんな取組でしょうか。(7)暴力を根絶し発生を防 ぐための意識啓発。パートナーからの暴力は人権侵害であるとの認識を浸透させるための意識 の啓発。どういうふうにして啓発するんでしょうか。まず13ページをお伺いいたします。

- ○議長(岡崎正憲君) 佐藤議員、今の内容全部言っちゃうと分かりかねますので、初めからの 一問一答で確認していただけますか。
- ○1番(佐藤直美君) じゃあまず13ページでお願いします。
- ○議長(岡崎正憲君) いや、その1つ目とかありましたので。大丈夫ですか。 (「はい」の声あり) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) まずこの計画をつくった背景について簡単に説明をさせていただきます。冒頭で教育長がこの計画の法的根拠を説明しました。これを読みますと、これは男女共同参画社会基本法に基づいた市町村のプランをつくっているんですが、この第14条の第4項に都道府県または市町村はというふうな表記がございます。普通こういった法的根拠ですと都道府県の計画と町の計画というのは別に存在するんですが、この基本法はそうではなくて都道府県または市町村は、都道府県男女共同参画または市町村男女共同参画計画を定めということがございますので、ですので先ほど議員さん御指摘の部分、目標値の部分に関しては基本的には県の目標値を町のほうで目標値とするというふうなことで担当から聞きました。ただ、私

も議員さんおっしゃるのと同等に、町の目標値という表記がなかったのでここはちょっと紛ら わしいなというふうに感じていました。なので、本来は県の目標値が審議会等委員の女性登用 の推進が県目標値が令和7年度まで35%であれば、ここは県ではなくて町というふうに書くべ きだったというふうに私も思いました。ほかのものの数値目標も基本的には先ほど申した県の プランが策定されていまして、それに合わせて指標、目標等を定めたというふうに伺っており ます。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) しかしながら、県に沿ってということなんですが、例えばこの基本目標 1、審議会等委員における女性の割合、利府だと現状値31.3%なんですね。これ利府のほうでは令和5年度4月なので、目標値令和9年度に向けてはこちら40%、利府さんのほうでは全て 独自でこれちゃんと数字全部このプランのほうに載せているんですよね、分かりやすいように。 条例だ基本だと教育長がお読みになったところの、今課長もお読みになったところのものを町 民がこれをすぐ見て分かりますか。こういうふうに利府みたいにこういうふうになっていたら 本当分かりやすいですよね。誰が見てもここが目標値なんだなと分かりますよね。そういった つくり方というのは、なぜうちの町ではできなかったんでしょう。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 今のまずちょっと直接の回答ではないんですけれども、審議会等の女性登用の推進に関しましては、先ほど申したとおり県の目標値を町の目標値として令和7年度までやると。それに関しては令和5年度実績、これは令和4年4月1日現在の数値につきましては30.7%になっています、本町に関しては。これについては今議員さんおっしゃったとおりどうなっているかという部分は、そういう公表を分かりやすいように町のほうではしていないというふうに私も感じましたので、現在それについてはうちのほうですと16の施策に対して目標値を定めていますので、そういった利府さんのような公表はちょっとしたいというふうに考えています。ちょっとこれは今そういった準備をさせていただいて、6月中には公表したいというふうに考えています。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) それでは目標値は6月中には公表すると。その公表の方法はほかの自治体見ますとしっかりその広報とかに何回、男女共同参画事業のものを載せていますと、多賀城とかだとこういうふうに本当に詳しくここに載っているんですね、何回行いました等々このプ

ランの中に。あ、載せているんだというような計画が見られるんですよね、ほかのところは。 ちなみにこのプランの前にも担当課が生涯学習課じゃないというところもあるのかもしれない んですが、多賀城と利府だとしっかりと市長と町長、言葉で、はじめにということで御挨拶さ れているんですよね。これはこういったものがないというのは、生涯学習課が所管だから町長 の御挨拶はここに載せていないという認識でよろしいんでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) こちらのほうの設置要綱、男女共同参画推進委員会につきましてはここの中の第7条の中に委員会の庶務は七ヶ浜町教育委員会生涯学習課で処理するというふうに規定されています。これは改正がありました平成16年度からそういった改正になっています。それともう一つが、七ヶ浜町教育委員会の組織規則の中の生涯学習課いきいき楽習係の中に男女共同参画社会に関することというのが定められていますので、事務分掌的なもの、組織経営についてはその自治体によって、例えばうちの町ですと子ども未来課があったりとか長寿社会課というのはほかの町もそうなっているわけではございません。各自治体のほうの経営とかそういった判断のほうでなっておりますので、そういう部分でうちの町は男女共同参画については生涯学習課に位置づけられているということでございますので、議員さん御指摘の生涯学習課だから、そういったのがないということではございませんので御承知おき願いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) そうしますと、でもこの男女共同参画というのは町全体のことですよね。 子育てにも関わります。やっぱDVとかだったらやはりそういった子ども未来課ももちろん関 わります。長寿社会課だって関わりますよね、いろんなところで関わる上で町長はどのように 男女共同参画に関して考えているかというふうなのを町民にお示しするということはできると いう認識でよろしいでしょうか、町長。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 当課の事務は先ほど冒頭で教育長が説明した普及啓発事業もありますけれども、各課の実施内容の取りまとめも含まれていますので、今の部分もうちのほうの所管のほうに入るということで、まず説明させていただきます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) そうすると、各課関連して行っているということですよね、横のつながりでいろんなことを。そうするとその取組もどこの課が何を具体的にするかというのをなぜこ

のプランの中に入れないんでしょう、こういったこと困ったわ、私どこに相談したらいいんだ ろうとありますよね。これ見ていてもどこに行けばいいか分からないんですよね。

例えば利府だと人権及び男女共同参画に関する意識のとかというこの女性に配慮した指導及び学校運営推進担当課、子ども支援課、教育総務課とかというふうに分かりやすく全部こういうふうに書いてあるんですよ。ここにこれ、この町の政策ですよね、関わってくること。生涯学習課だけじゃないですよね、今おっしゃったように。なので一つ一つの課に責任を持ってもらってやっていただいているとは思いますけれども、それをさらに町民に分かりやすく、困ったときはどこに行けばいいんだろう、これをもっと啓発したかったらどうしたらいいんだろうというのを、なぜできないのでしょうか。お伺いします。これに関して、プランに関して。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 全くおっしゃるとおりで、ちょっとこの計画そのものに関してこれをどういうふうに位置づけるかということによっても違うんですけれども、例えば町では総合計画的に捉えるのか、そうではなくていろんな政策の個別計画として捉えるかによって細かさという部分はちょっと違うとは思うんですが、それにしてもこの先ほど御指摘いただいた施策の項目に関する取組について具体的内容があるんですけれども、この事業をどこでやるかという記載がおっしゃるとおりございませんので、こちらについてはここの部分はちょっと令和3年度からの5年計画でつくったものではございますが、可能であれば今年度中に改訂版ということで、そこの部分は更新したいなというふうに考えております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) ということで戻りますけれども、その町長が町全体として組長として男女共同参画という、前もパートナーシップでいろいろお話のほう質問させていただきました。 我々の年代だとなかなかちょっと理解できないんだよねというような回答をいただいています。 いただいています。なので、でもそうじゃないじゃないですか。やはり今この御時世なので、 男、女、それとも男性にもなれない女性にもなれないという方々、それから障害者の方々、子供、おじいちゃんおばあちゃん、いろいろな世代が暮らしております。外国人の方も暮らしております。そういったところでまずはそのパートナーシップの質問をしたときに、職員がまずはしっかりと理解していくように準備のほうを進めますというところで、この間聞いたのは私質問したのは令和4年12月会議ですよね。このときにお答えいただいていたのは、当町におきましてもパートナーシップの件もこれもLGBTとかが関わってきますので、基本的人権ですよね、守らなきゃいけないというところでこのプランに関わってきます。そこで、当町におき

ましてはまだ職員における検証は行っておりませんが、それらへの理解を深め情報収集に努めてまいりたいと思いますというふうに町長から答弁いただいています。なぜそれが必要かといいますと、やはりこの多賀城市とかは本当に職員に向けての研修を行っているんですよ。やはりこのプランにも載っています。例えばいろいろ、ここに市の職員がやっていますよというものをしっかりここに載せていたりとかしているんですね。なのでそういったところを12月から今6月ですよね。何か具体的に職員に対して行ったのかどうなのか、そして町長のお考えもそれにあわせてお伺いいたします。

○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長(寺澤 薫君) 佐藤直美議員の今、男女共同参画について町長の考えというか、ちょっ と歴史がございまして、実は宮城県の中でもこの七ヶ浜町、前の前の町長、阿部町長のときに 七ヶ浜町の組織の中に女性政策係というものができました。そして今後女性の活躍を含めてそ ういった係をつくって進めようということでやってまいりました。ところが、その中で女性政 策というのはあまりにもその女性に対しての政策ということで、ちょっと名称もおかしいんじ やないかと。それで町の企画調整課、今の政策課のほうに女性、その男女共同参画に関するそ ういった町全体として直美議員さんがおっしゃるとおり町全体としての位置づけどうなんだろ うかと。いろんな形で計画にはそういった文言は載るものの、現実的にどうなんだろうかとい うことでより本来であれば進めるべきということで、実は生涯学習の一環として住民の皆さん に周知するために政策課から生涯学習課に移った経緯がございます。ですから生涯学習課だけ といいますかコンパクトな部分での対応云々というんじゃなくて、それをさらに広げようとい うふうな思いでいろんなその時代時代に応じた女性の活躍を推進するために、町としても臨機 応変にそういった位置づけを変えてきた経緯があります。ただ、どんどんどんどん進んでいく 中で女性活躍推進法だったり、2016年にそういったものができていますよね。そしてどんどん どんどん世の中が女性のバリアというんですかね、女性女性とあんまり言うのも私はそういう 思いはないんですよ。全くないんですから。今いろんな形で女性が活躍している、それこそ直 美議員さんおっしゃる利府町だって女性の副町長さんが本当に行政でやっておられる、今度は 大衡村では小川村長さんという今度は首長さんが宮城県内から出てきた、私的には行政的には 意外とそんな女性のバリア云々というのはないんですね。ただイギリスとかあっちみたいにク オータ制でいろんなことを女性の比率とかなんとかと言いますけれども、そんな中でも女性の 管理職が少ないとかなんとかじゃなくて、あくまでも人事評価、それをベースに基本としてや っているわけで、あんまりその男だから女だからというのではなくて、まさに直美議員さんお っしゃっているLGBTQのそういったものであんまり何というんだろう、意識づけというの は今後必要なくなってくるんじゃないだろうかと私は思っています。それで、ただ本当にグロ ーバル人材育成とやっている中で、世界的に見たら日本は正直言って男女共同参画のやつがど うも下にあると。ただその詳細を見れば日本156か国中、教育とか健康とか経済参画、政治参 画の4つの分野があるんですけれども、教育と健康はトップクラスなんですよ、これ男女共同 参画ないんですよ。ところが経済と政治が極めて低い。150くらいのあるうちの120くらいなっ ている。だからそういったその部分部分では政治面とかでどうしても女性が少ないというのは あるかもしれませんけれども、それなりにどんどんどんどん社会がそういった活躍の場をバリ アといったらあれですけれども、そういったのを取っ払っているというのが現状だと思うんで す。だから町としてもそういった意味で生涯学習教育の一環としての男女参画というのは大事 だということで進めてきたという経緯は御理解をいただきたいと思います。決してそれを縮小 させるとかそういうんじゃなくて、そして男女男女とあまりにも意識づけというか何か割を食 っているみたいな何かその辺はどうなんでしょうか。あまりそういった意識づけじゃなくて本 当に基本的人権というか、そういった部分で一緒にやっていくという共同でやっていくという ふうな思いで私はいます。決して私は古い人間だからあれとかじゃなくて、そういう思いでは ないんです。それを御理解いただきたい。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) 理解しました。しかしながら、やはり理解していない人いるんですよね、やはり理解できない方、子供たちは教育の場で男、女、男の子、女の子とかというのはあんまり意識して、私も育ってきた中で自分が一番リーダーだと思っていつでも生徒会長をやったりとか学級委員やったりとか、本当に学校の先生たちは女だから男だからというふうにして、私の世代でも育てられてはいないです。しかしながら、上の世代、ちょっと分かりません。男性がやはり外で働いて女性がおうちにいて御飯を作って、しかもいろんな校長先生とかが集まったりPTAの何かあったときも、これは一つなんですけれども、同じテーブルで校長先生方が並んで座っていらっしゃったんですね。そのときこういうバフェみたいな中華あれかな、テーブルぐるぐる回って料理取らなきゃいけないと。そこで立ったの女性の校長先生が全部こうやって持って男性の校長先生にお皿を配っていたんですよ。それって、え、と思ったんですね、私それを見て。食べたい人が取ればいいじゃない。何で女性の校長先生、5人いて2人女性だからってそれやんなきゃいけないの。何でPTAの父母教師会に集まったとき女性座っていた

ら女性のところにこのトングの矛先が向くんだろうと。私絶対やらないけどねと思ってやって もらうまで待ちましたよ。というぐらい浸透しています。ということは、ここに書いてある啓 発だけでは足りないんですよ。だから私さっき申し上げたとおり、これ具体的に本当に何する んですかという話なんですよね。

14ページもそうですよ。国際交流の促進、8、姉妹都市プリマスとの交流、国際交流機関団体化、国際交流関係団体との連携など、国際交流の促進。9、英語力の向上に関する学習機会の充実。七ヶ浜グローカルプロジェクトの下、英語を通したコミュニケーション力の育成、でもこれ一体これで何をどうしたいんですかという具体的な、全て私今読み上げて全て質問やれるぐらい全部書き込んできました、これに。今読んだら次の質問できないので、そろそろ切り上げますけれども、それを具体的にもう一つここの欄に増やして、今年度、来年度何やるかをお示しいただけるかどうなのか。お伺いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 1個前の回答でさせていただいたとおり、今ちょっと皆さんにこの計画が行き渡っているわけじゃないので、ただここの中のおっしゃられた政策の項目における取組の部分の16項目、これも確かに項目はあるんですけれども指標はあるんですけれども、どういう狙いで具体的に何をやるというのが書いていないというのおっしゃるとおりです。ですので、これはここの16項目をちゃんと皆さんに、我々も理解しながらなんですけれども、そういったのを分かるような形で表記して、具体的に指標はどうなっているのかと、当然関係する課が多岐にわたりますので、その関係課とも十分に調整しながら、しかもこういったのをつくった暁には公表するような形を前提で、ちょっとお時間はいただきたいと思うんですけれども、今年度中には確実に私の責任でつくりたいと思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) そしてその公表する際なんですけれども、やはりホームページだけに私はこれダウンロードして自分の家のプリンターでプリントアウトしました。しかしながら皆さんがそういうふうにできるわけではないですよね。なので各団体、やはり年齢層が高い、例えばいろんな婦人会の方々でもやはり今60代70代の方が多かったり、あとは敬老会だったりとかいろんなところがございます。やはりそういったところで、もちろん学校は先生方はこれを見ていろいろ吸収する部分もあるかと思いますので、そういった限られた人たちだけが見られる状況にするのではなく、例えばあそこの公民館のところに待合室というかロビーに、いろんな

啓発のものをぽんぽんと置いていますよね。ただしあれってなくなっているのかな、誰が持っていっているのかな、皆さんちゃんと知っているかな、これで啓発になっているのかなというような、もう本当に疑問点があり過ぎて、ここでもう聞くのも時間がないので聞けないんですけれども、そういったところいろんな方々からの意見を聞いて、最終的に決断されるのは課長と教育長というところではありますが、やはりどういったふうにすれば皆さんに啓発できるのか、これを本当に真剣に考えてもらえるのかというところをどういうふうにして進めるのかお伺いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) まず今年度中にこういったのを見直ししてつくるというのが大前提になります。その公表の仕方については、当然ウェブ掲載等はやるんですが、ちょっと広報紙のほうに特集ということで、要するに今年度の事業の狙いというのはまさしく啓発事業でございますので、正しくこういったものを幅広い町民、特に議員さん御指摘のどちらかというと年代層の高い方々ですね、こういった方々にしっかり理解していただくということが重要だと思いますので、そういった見直しをした際に、広報のほうにも特集という形で載せて、しっかりこういった理念なんかも再認識いただくようにちょっと町のほうでも働き、そういったことも事業として取り組んでいきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) 期待しております。

それでは2問目の再質問に移らせていただきます。こちら3x3コートの設置は楽しみにしておりますので期待しております。

そしてキャンプ場に関してなんですけれども、既存の施設をこれからも丁寧に管理運営していくということですが、今キャンプブームというところもありまして、たくさんの利用者が恐らく利用してくださっていると思います。デイキャンプだったり泊まりだったりと。トイレが汚いということで松が生えていて大変だというところで撤去してくださって、あそこ大分きれいになったなという感想です。この間行って写真撮ってきたりしたんですけれども、しかしながら左手はきれい、ただし振り返ると右側にお化け屋敷のような管理棟があって、その隣には誰が使っているか分からないような窯焼き、窯を焼いているの、つぼを焼いているの、皿を焼いているのというようなものが、もう廃墟のように残っております。その管理棟と焼き物を焼くブロックで積まれたところは、あれは今後もあのままずっと残していくんでしょうか。管理棟はもうぼろぼろになってネズミとか出てくるんじゃないのかしら、お化けも出てくるんじゃ

ないかどうかしらという、きっと泊まっている方々もちょっと怖いんじゃないかなというところもありますので、町の考えをお伺いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) まずその窯の話を先にさせていただきます。こちらのほうは平成26年3月に一般社団法人地球の楽好というところから設置要望があって、津軽金山焼の協力のもとそういったものを設置しております。いろんなそういったもので、当時のちょっと平成26年ですので、そこの中ではいろんな木材の瓦礫とか、そういったのを燃料にしてというのがあったそうなんですが、いずれそういったもので、こういった場所でそういったのをやりたいということで町のほうで許可をしております。ただ一方で、最近の利用状況を確認したところ、我々でそこは使用許可申請ということで絶えず管理しているわけではないので、その方々が使ったときに把握できるというような状況なんですけれども、令和3年度、4年度は全く使われていないというふうに報告を受けています。ですので、今は行政財産使用許可ということでその場所90平米を貸してお金を払っていただいて貸しているわけなんですけれども、今後使用予定がないのであれば、一応これの許可条件で年度更新になっていますので、今年度中にそこの先方の意向を確認して今後使用予定がないのであれば、原状復旧、更地にしていただくということもちょっと確認したいと思いますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。

建物に関しては確かにおっしゃるとおり、先ほど一般質問の教育長の回答であった昭和54年に造ったものでございまして、44年経過して相当老朽化しているなというふうなことでございます。ちょっとそれをどうするかというのは、今撤去とか新築とかそういった話は何も整理はされていないんですが、一応、今後検討していかなきゃないかなというふうな認識でおります。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) それにあわせましてお手洗いは撤去されて、あそこきれいになって利用者の方々はよっこらしょ、よっこらしょと丘の上まで登ってお手洗いを屋内運動場の前のお手洗いを使っていますけれども、管理棟、今後どうするかまだ決めてないということですが、きれいにしてあそこに昔、私の記憶が正しければテントがあったりとかいろいろキャンプで使えるものが置いてあったような気がするんですね。そうすると貸出しをしたりとかする上であそこを整備してお手洗い、洋式のきれいな一つ、それからテントに来るんだったらキャンプだったら車もあるから、車の中で授乳できたりおむつ替えできたり、テントの中でおむつ替えできたりするかとは思うんですが、そういったいろいろな方が利用できるように整備をしていく、小さいお子さんがいてもそこで休憩できたりできる、乳幼児がいてもキャンプに来られるとい

うような環境をつくっていくというお考えはあるのかないのかお伺いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) ここの場所が生涯学習センターの中に野外活動センターあって、そこの一角でそういった整備していますので、ちょっと昭和54年のときにどういう考えでそこを整備したかまでは確認していないんですが、恐らくは自分たちの社会教育的な一環の中で、どっちかというとそのレジャーとかリクレーションに幅広く貸すというよりは、自分たちの事業の中で主催事業の中で使っていくという前提でつくられています。ですので主要料金とかも非常に安価になっています。ただ、今議員さんおっしゃったような、そうではなくてもっと幅広い、不特定多数の方に積極的に貸すというふうな考えに変えるとなると、ちょっと今の施設だと若干やはりいろいろ御意見いただいたとおり物足りなくなるんですが、ちょっとここ全体のキャンプ場をどうしていくかと、そこもこれからそういったのも議論していかなきゃないと思うんですが、現状ですぐそれを議員さんおっしゃったような形にするという考えまでは及んでいないというか、そういう方向に変えるということは今は決まっておりません。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) ただし家族連れの方々とかジュニアリーダーとかだけ子供会だけとか使っているわけではないというのは事実ございますね、家族連れ来ているの結構ありますので。 そういったところも考えながら今後の計画を立てていただければなと思います。

そしてもう一点、ドッグランは考えていない、教育施設にはそぐわないと前の教育長からも 言われていますけれども、なぜドックランがその教育施設の中には釣り合わないというかつく るべきではないというお考えなのか、お伺いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 先ほど回答のとおりでございますが、社会教育施設と位置づけられる中で、生涯学習センターがあって野外活動センター、町でどういう方向でこの施設を位置づけるかということにもよると思うんですけれども、そういったふうにいろんなアンケートなども含めて、いろんな意見を聞いて町の今後の政策の方針を決めていくということでございます。今使われていない相撲場やアーチェリー場についてはいろいろ跡地利用的な検討もしていくんですが、ただ行政の守備範囲というかどこまでやるかという話になってくるんですが、現時点では令和4年の9月回答のとおり、ドッグランについてはちょっと候補になっていないといったことでございます。必要がないとかそういうことでなくて、町としてやる、行政でやる、どこまでやるかと、限りなく財源があるわけではございませんので、身の丈に合った中で

判断していく中では残念ながらドッグランについては候補にはなり得ていないというふうなのが現状でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) しかしながら、やはり生涯学習センターのところに犬の散歩にいらっしゃる方々はおります。看板を立ててくださって、ふんは持ち帰ってください、ノーリーシュでは散歩しないでくださいねというふうに提示してくださっていますけれども、やはりその範囲が見えないのかノーリーシュで散歩されている方にこの間私も遭遇しております。なので、その散歩は拒まないけれども、ドックランが社会教育施設にはそぐわないというところは、まずもってちょっと私の中では理解できていないというところが1点。

それから財源というところなんですけれども、犬が走れるところが必要というところもありますので、そこまで財源も必要ないんではないかなというところもあります。プラス犬にやはり癒やされて、家族崩壊しそうな家庭とかが癒やされてやはりうまくいっているというような御家庭がいたりとか、セラピー犬という犬もおります。なので社会教育施設にそぐわないということは100%ないのではないかなというふうに私は考えるんですが、そこのところ町としてはいかがでしょうか。

- ○議長(岡﨑正憲君) 寺澤町長。
- ○町長(寺澤 薫君) 以前にもお話をいただきましたね、ドックランのとき。そして復興の震災遺構の中で、実は沿岸部のエリアでドッグラン云々という話もあって、民間の方がちょっとだけお話あって具現化はしなかったんですけれども、民間の方でぜひお願いをしたいなと私は思いがあったんです。社会教育施設云々じゃなくて、直美議員さんの質問ある前に私は実は視察をしていたんですけれども、蒲生ワンワンパークは行ったことございますか。(「行ったときないけれども分かります」の声あり)それで私も実は小型犬、もう亡くなりましたけれども15年ほどいましたので、愛玩動物というよりは伴侶動物という、それで家族の一員みたいなので分かります、そのセラピーは。ところがその蒲生のワンワンパークに行ったときに、あ、これだなと思ったんです。町がただスペースを用意すればいいというだけでなくて、大型犬、中型犬、小型犬、そしてただ場所だけ貸してやっているところには、狂犬病予防注射をしていない犬とかそれで病気が移されたとか、訴訟問題とかいろんなことが話を聞いているうちにあったんです。そこの蒲生ワンワンパークぜひ行ってみてください。コインランドリー、犬と一緒に食事できるスペース、プールがあって泳げる場所、そして大型犬、中型犬、小型犬、人工芝のエリア、そして生芝で遊ぶエリアと、そうやってきちんと管理して犬の伴侶動物としての家

族としてのそういった触れ合いをしている場所、やはりこういったスペースが必要なんだなと。 だからただ場所だけ提供して、ただ遊ばせればそれでいいんじゃないかというんじゃなくて、 そういったことも含めてこういうものが本来の在り方だと、あとは政府広報の中でこれかわい い、犬をわんちゃんを飼いたいと、それ駄目ですというPR見たことないですか、宣伝見たこ とないですか。動物愛護法が2021年6月に、改正動物愛護法が変わって、その動物の虐待とか いろんな部分で飼う以上は責任を持ってやらなきゃならない、まさに伴侶動物として家族とし て対応する以上はそういった施設が必要なんだと、だから民間の施設でそういった部分までや ってくれるんだったら本当にありがたい。ただその施設は3億五、六千万以上かけてやってい ます。ちょっと知っている方、名取の方なんですけれども、そういった飼う以上はしっかりと 対応すると、そして犬だって人間と同じでいろんな病気持っているから、それで病気を移され たらもう本気になって飼い主はけんかが始まるから、きちんと対応しなきゃ駄目だよと。ただ そこに連れてきてみんなで大遊ばせてわいわいお茶飲み話できていいよねという話だけでは済 まないんだよということもちゃんとレクチャー受けました。ぜひそこに行って、その状況を見 ていただいてドッグランというか犬だけじゃなくてどうなんだと、あとは今、猫、この前国際 村でにゃっ展3日間ほどやりましたけれども、それもまたしっかりとしたやはり飼い主の責任 とかいろんなそういったことを見たときに、これからやはりそういうふうなペットを飼うとき はそういったものは本当に必要なんだなと。だから、町のほうに何かセラピーとかそういった ものがどんどん出てくると思いますので、そういった方にしっかりとしたその飼育の仕方とい うんですかね、接し方とかそういったことを今後やっていただければありがたいなと私は思っ ています。

○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。

○1番(佐藤直美君) ありがとうございます。しかしながら、蒲生パークの利用料金も高いというところもございますので、町民の方が散歩をしてノーリーシュで休める、そういったところですね。例えば寒河江のスケートパークとかあるところもそうなんですけれども、駐車場のところにあるんですよ。それをちゃんと狂犬病の接種していますというのを登録してやっているところも様々あります。そこ3億円もかかってないですよね。そこの部分だけ。だからもちろんすばらしいんですよ。プールもあってお食事できて、それはお金を持っていてたくさんの利用料を払える方々が使えますけれども、私のところに届いている声は、町民の方々が散歩に行ったとき、例えば老人の方でもちょっとやはりリーシュをずっと持っているとなかなか散歩しづらいと。そういった方々も一安心、ちょっとほっとできるリーシュを離して、少しほかの

大と遊ばせて、そしてまた散歩をして帰ると、そういったそのときにいろいろな方の交流もできると。それで世代間交流もできるんですよね、地区民運動会だけじゃなくて。そこのところでいろんな地域の方々と交流できます。そこです。私たちが求めているのは、あんな蒲生パークの何千円も利用料払ってというところじゃないということだけはお伝えしたいと思います。

そして、それドッグランの件なんですけれども、あと旧アーチェリー場だったり相撲場だったりというところを、今後どのようにして使っていくか、そして町民からのアンケートも取りたいと、意見を聞きたいということなんですが、それはアクアゆめクラブの行ってくださっているアンケートとは別に生涯学習課としてしっかり町民の声を聞く機会を設けるという理解でよろしいか、お伺いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) 平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) 私から当初つくったときのお話をさせていただきたいんですけれども、当初の目的が、整備をした目的は、たしか総務省か何かの管轄だったと思うんですけれども、子供たちが健全で元気な子供たちを何とか教育分野だけではなくて、全体で行政の中で考えるべきじゃないかというふうなことがあってできたものであって、ただその後うちのほうでは管理するのはどちらがいいかというふうなことがあって、実際には生涯学習課のほうに管理してもらうのが一番いいんじゃないか、場所があそこの場所だったものですから、ですからちょっと全体的にどうのというふうな話が最初出てしまいましたけれども、当初においては子供を健全育成したいというふうな思いから造って、ですからあそこのトイレなんかも子供さんが使えるようなトイレだったりとかとそういったことになっています。キャンプ場なんかもそういったもので整備させていただいたものですしそれから相撲場なんかもその当時は伝統、そういった文化、そういったものをちょっと子供さんたちにも理解していただけるようにというふうなことでつくったものでございます。ただ、もう40何年になりますから、その所管替えみたいなもの、そういったものを考え方を変えていってもいいというふうなことがまずあると思いますので、まず私のほうからその当初のできた経緯についてお話をさせていただきました。あとすみせん、担当課からお話あると思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 続いて生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) アンケートを新たにやるということは想定していません。ただ、 直美議員さんも含めいろんな議員だったり町民の方、あと利用者の声を含め、あとは政策的に 今回3 x 3 なんかも要求させていただいていますが、このエリアをどのようにしていくかとい うのを総合的に判断しながら、町のほうは具体的にはその相撲場だったりアーチェリー場の部

分になるんですけれども、そういった検討を議員の御質問があった、今後の整備計画的なもの はちょっとまとめていきたいなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) それではこれから整備計画をまとめていくということなんですけれども、 大体その時期、いつまでも、もうずっとそれをやっていても、やっていますというふうに言え ますよね。大体この今年度でここまでやって、これでこういう団体の人たちのお話を聞いてと いう、その流れというのを、もし今分かっている、決めているというのがありましたらお答え いただきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 正式な協議が始まっていないのでちょっとあくまでも私の中の スケジュール感だということで御理解いただきたいんですけれども、例えば相撲場なんかを何 かに整備したいと、例えば来年度整備したいといったときに、例えば今回スポーツ振興くじな んかはその年度で整備完了しなければいけないんですね。そうした場合にあらかじめそこを更 地にしておかないと整備できないという話があり、単年度で撤去して整備というのは難しい、しかもその撤去分はそういったもの対象外になりますので、例えばそういった計画は早めに庁 内で決定をして、例えば今年度中に更地にしておいて、来年度何かを申請するとかということ はあると思います。ですので、自分が考えているスケジュールというのはそういうスケジュール感で何かをすぐ整備するというわけではないと思います。例えば今使えていない相撲場とか アーチェリー場、更地にしただけでも健康広場的に使えますので、その辺も含めてそんなに遠くない将来、これがどの時期かはちょっとまだ何も議論しておりませんので決定しておりませんが、割と早い段階で議員の皆様にお示しできるように動きたいなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) 生涯学習施設、あそこの施設はやはり町内の真ん中にあって、副町長がおっしゃったように子供たちが健全に育成してもらえる施設だと私も本当に思っています。誰にも邪魔されず大きい声出して走り回っても、本当に伸び伸び、今ながすか多目的広場ができたので、そこで遊ぶ小学生も多いんですけれども、やはりあそこは本当にすばらしいですよね、サッカー場もあって野球場もあって、津波の心配もなくて授乳室もあって、おむつ替えもでき

て、お手洗いもきれいでという、図書館はちょっとまだまだいろんな余地はあるんですけれども、そういったすばらしい施設というところもあるので、やはりそこは自慢のできる施設、町長のおっしゃる、やはり町のポテンシャルの一つかなと私は思っていますので、泊まらなくてもあそこで遊べるという施設だと思うので、町、子供たちもうちの町はこれあるんだよというような自慢できるような、まずは外から今の子供たち体を動かすことがちょっと結構ないので、元気に退職された社会人だった方々がパターゴルフもやったり、おばちゃんたちが歩いていたり犬の散歩をしたりと、いろんなことで使える施設だなというふうに思っていますので、期待を込めまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(岡﨑正憲君) ここで暫時休憩いたします。

11時20分、11時20分再開といたします。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

○議長(岡﨑正憲君) それでは議事のほう再開いたします。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長(岡崎正憲君) 日程第3、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める ことについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長(沼倉隆弘君) それでは、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。今回推薦します星 洋子さんについて御説明させていただきます。今回推薦する星 洋子さんは、製造会社で経理職をされた後、介護施設にて介護職員として従事されました。平成19年からは町内の介護予防事業の臨時職員として従事され、震災後は町応急仮設住宅総合サポートセンターにて、仮設住宅の入居者の健康状態の把握、見守り生活支援等に従事されました。星さんは現在、人権擁護委員の1期目でありますが、年間の人権相談業務をはじめ、幼稚園や保育所において幼児人権教室を開催するなど、今後も幼児から高齢者まで幅広い年代の方に効果的な人権啓発活動を続けるとともに、多様化する相談に対応できるよう、必要な知識を深めていきたいと語られております。また星さんは、長年社会福祉に携わられ、

広く地域の実情に通じており、人権擁護委員に適任と考え再推薦したいので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(岡崎正憲君) 本件につきまして、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌 川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 推薦説明の中で町内の幼児施設で幼児人権活動をされているということ でありますが、これは人権委員会の組織の一つとしてやっているのか、星 洋子さん自身個人 でやっているのか、そのところの説明を求めております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 長寿社会課長。
- ○長寿社会課長(沼倉隆弘君) こちらにつきましては、法務局で所管されておりますその人権 擁護の活動の一環として幼稚園に赴いて、そういった子供たちに対しての人権相談、人権擁護 活動、そういったことを行っております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 説明になっていません。要するに、その法務局のそういう活動事業があるということは理解しました。その中でそれに対して七ヶ浜の人権擁護委員会という組織が当然ありますね。町も関わって。その中でこういう法務局のことがあるので、それについてその組織として事業をつくりましょうということになったのか、それはそれと置いておいて、星洋子さん個人がそういうものを目にして個人として行ったのかどうか、そのことを聞いているんです。
- ○議長(岡﨑正憲君) 長寿社会課長。
- ○長寿社会課長(沼倉隆弘君) 個人としての活動ではなくて、あくまでも人権擁護委員として 活動していたというようなことになります。
- ○議長(岡崎正憲君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 次に、賛成討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

本件について、星 洋子さんを適任者と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長(岡崎正憲君) 日程第4、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求める ことについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長(沼倉隆弘君) 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。 今回推薦します渡邊十三生さんは総務省東北総合通信局に長年勤務され、退局後も再任用職員 として現在も勤務されております。渡邊さんは、永年総務省職員として務めてきて、その中で も日々変化が著しいインターネットやスマートフォンといった電気通信サービスの普及促進に 関わる中で、その有用性が多い反面、ネット上の有害情報やSNSでの誹謗中傷、プライバシ ー侵害などの負の一面も大きく、苦情相談業務に従事した経験を人権擁護活動に生かすことが できればと語っております。渡邊さんは温厚な性格で、地域住民からの信頼も厚く、広く社会 の実情に通じており、人権擁護委員に適任と考え推薦いたします。

御同意賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(岡崎正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 2点ほど伺います。1つは、説明の中で地域からの人望も厚いということでお話されております。その中で、具体的に履歴書等には地域の活動等についても触れられておりませんが、具体的にどういう関わりで地域からの人望も厚いということで認識しているのか、その点が1点。

2点目は、今回は新たに推薦するということで、この推薦の仕方についてであります。1つは公募による推薦なのかどうか。2つ目は前任者、伊藤さんと推薦なのか。あとは地域の区長等々の方からの推薦なのか。あとは担当課としていろんな前歴とか諸活動されている方でふさわしいなということで推薦されたのか、その経過について説明を求めたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 長寿社会課長。
- ○長寿社会課長(沼倉隆弘君) まず1点目につきましては、地域の方並びに地域の方等からお話いただきまして、また震災時は様々な災害のお手伝いとかそういったこともさせていただいた方でございます。それで今回、人格的にもふさわしいというようなことで推薦させていただきました。

2点目につきましては、今回公募ということではございません。やはり一般公募というような選択肢もございましたが、本町といたしましては人権擁護の委員の候補者としてふさわしい人選をより確実に実施したいという考えから、一般公募ではなく町自ら候補者の選定を行っておりますということで、御理解のほう賜りたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 1点目、2点目含めて。地域の方から話をいただいて、人格ということで、要するにまず2点目のるるどういう方から関わりで推進したかということの話では、最終的には担当課が判断したということでありますが、そうするとこの1点目の地域の方から話をいただいて、人格的にもふさわしいということは、町として例えば区長、前区長を対象に、またはその人が担当課として頭の中にあって、そしてその方の地域を回って地域の方の話を聞いて選定したのか、その経過について。だから地域の方からということは、地域の話を聞いたんだっちゃ。そうすると、本来なら全部の地域を網羅して聞いて、人格にふさわしい人をリストアップしてやるべきだと思うんですけれども、話としては地域の方というのは繰り返しますけれども、行政区がありますけれども、その行政区全ての地域の方々から聞いて、そこの中で選定したということで理解していいのか、最初から担当課としてこの人を推薦したいということで掲げて、じゃあこの人は地域でどういう活動なり、人格、職場での活動とかということでやったのか、その点を改めて。
- ○議長(岡﨑正憲君) 長寿社会課長。
- ○長寿社会課長(沼倉隆弘君) 地域の方全てから御意見をいただいたというわけではございません。しかしながら、複数の応募者の中からふさわしい方を選び出すということはなかなか時間的な問題もございますし、事実上困難かと思われます。ただ、その方が本当に信頼できる方かどうかというのは、実際お会いしてみないと分からないというところもあると思います。ただ公募とかというような形も今回取らせてはいただきませんが、もしそういった方、そういった場合には十分な識見を有する方なのかどうか、そういったことをさらに吟味しなきゃいけないということもございますので、十分に信頼できる方なのか分からないということもございますので、よりふさわしい人選を確実に実施したいというような思いで今回、町自ら候補者の選定を行った次第でございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 今説明の中で時間がないような期間がないような発言をされました。この人権擁護委員の任期は何年ですか。そして、この方の場合提案理由の中に前任者の任期満了

ということで表示されております。ということは、当然この方が継続するかやめるかというのは、期間があるから一定の時期の、これは毎回言っているんですけれども、一定の任期満了に伴ってその方に継続するかやめるかの話を聞いて確認して、やめるのであれば、その時点でちゃんと時間を持って、後任者を十分時間をかけて多くの、広く対象者を広く持って当たればいいんじゃないですか。そういうことをやらないで、せっぱ詰まって何だかやったようなことを言いました。こういうことをやはり今後改める考えはないか、そういうことも含めて結果的には賛成しますけれどもね。

- ○議長(岡﨑正憲君) 無駄な発言はしないでください。平山副町長。
- ○副町長(平山良一君) それでは私のほうから、過去にもいろんな方を推薦した経緯がございます。そのときにどういうふうな手段でというようなことだと思うんですけれども、いろんな職員がいろんな方たちと接している、福祉関係は福祉の関係とか、あるいは行政関係の総務だったら総務とか、そういった職員の中から今までの経験の中でこういった人こういった人というのが数名上がってきます。その中で、今回の場合にはどういった人がこれにふさわしいんだろうなというふうなことで、一番先にこの人がいいんじゃないかと思った人たちから地元に区長さん方、あるいはそういった関係の人たちの評判がどうなのかということを伺ってからこういうふうに出したというようなことでございますので、今後もそういったいろんな事業をやりながらある程度の候補者があるものをストックしておいて、その中からまず選んでいくというふうな手法を取っていますので御理解いただきたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) ほかに質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。(「なし」の声あり)

次に、賛成討論ありませんか。(「なし」の声あり)討論ないようですので、これにて討論 を終了いたします。

本件について、渡邊十三生さんを適任者と認める旨の意見を答申しますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本件は 渡邊十三生さんを適任者と認める旨の意見を答申することに決しました。 日程第5 議案第31号 七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長(岡﨑正憲君) 日程第5、議案第31号七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長(宮下尚久君) 議案第31号七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書3ページをお開きください。七ヶ浜町印鑑条例の一部を改正する条例であります。 提案理由は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一 部改正に伴い、印鑑登録証明書のコンビニ交付サービスにおいて、これまでの個人番号カ ードの利用に加え、新たに移動端末設備についても利用可能とするものであります。移動

端末設備とあるのは法律上の文言ですが、具体的にはスマートフォンのことであります。

今回の法改正により、個人番号カードの電子証明書と同様に新たにスマートフォンにも電子証明書を搭載できることとされました。これにより、個人番号カードを使って受けられる各種サービスについて、順次スマートフォンでも利用可能となるよう準備が進められております。コンビニ交付サービスについては、今年中には全国で利用が開始される予定であるため、当町のコンビニ交付サービスにおいても、スマートフォンが利用できるよう所要の改正を行うものであります。それでは、別冊の議案参考資料により御説明いたします。

議案参考資料3ページを御覧ください。

第20条の改正になります。改正箇所が2か所あるうちの1か所目。利用者証明用電子証明書の文言を改める改正は、利用者証明用電子証明書の文言が法改正により、個人番号カード用と移動端末設備用とに区別して用いられるようになったため、個人番号カード用利用者証明用電子証明書として文言を整理するものであります。

次に、改正の2か所目、下線部分のまたは以降の文を追加する改正は、コンビニに設置されております多機能端末機により印鑑登録証明書の交付申請を行う場合、現行規定では個人番号カードを用いることとしているところ、下線部分のまたは以降に、移動端末設備すなわちスマートフォンを追加し、コンビニ交付サービスにおいてスマートフォンも利用可能とするものであります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書4ページを御覧ください。附則のとおり、この条例 の施行期日は規則で定める日からとしております。改正法は5月11日から既に施行されて おりますが、コンビニ交付サービスにおけるスマートフォンの利用はシステム上の準備が 整い次第開始されるため、確定的な期日がまだ定まっておりませんので、条例の施行期日 を規則に委任するものであります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(岡崎正憲君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 2点ほど。まとめて1点にします。1つはスマートフォン、私も使いでが思わしくない人間の1人でありますが、そこでまずこの町民への周知方法、あとは取扱いの手順についての説明等々はどのような形で住民に知らせていくのか。こうしてそれも含めてこの実施期日についても当然それに倣って周知するかと思います。それに先んじて具体的に、私がスマホ持った場合私こういうことがあれば、今度町民または有権者にこういうことがあって少し楽になるようということをちょっと説明する機会もあるかと思いますので、具体的に手にスマホを持った場合、どういう手順で画面を開いて、そして指定したコンビニがどこなのかということでもらいに行くのか、そういう具体例を当局が今考えている、スマホを持った場合スマホの画面をどういうふうに開いてどうやってどうやって、どうやってどうやってなれば手元に届くのか、そういうものを少し説明していただきたいなと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) 御質問についてなんですが、御回答2つの面があろうかと思います。まずはスマホに搭載するってどういうことなのというのが1つと、やり方、スマホに搭載するやり方、それからそれを使ってコンビニでどうやって交付を受けるのという2点についてそれぞれあろうかと思います。

周知につきましては、まずコンビニ交付がいつスタートできるかについては年内中に始めるということ以外のアナウンスがまだございません。具体的にいつ始まるか我々も全く分からない。ベンダーのほうにもいろいろ確認はしているんですが、そもそも仕様が示されていない状態ですので、どういう使い方になるかについては我々もまだ分かっていない状態でございます。その辺は情報が入り次第、内容について吟味して、あとは周知方法、周知のタイミングも含めて検討したいというふうに考えています。

物すごく単純に考えれば、今だとコンビニの端末にカードを乗せて操作するんですが、それをカードの代わりにスマホでできるのかなというイメージはあるんですが、いかんせん本当に そうなるかどうかというところについて、まだ情報はつかめておりません。

周知については内容が分かり次第、周知のタイミングも含めて検討したいと考えております。 それからスマホへの電子証明書機能の搭載につきましては、もう既にできる状態です。内容 については、マイナンバーカードを既にお持ちの方がスマホを使ってマイナンバーカードを使って、マイナポータルにログインしてそこからメニューが選べるので、入っていくとどんどん画面上で指示が流れて指示どおりにやっていくと登録できると。スマホに搭載できるというやり方になっているようでございます。一方、1カードに対して1つの端末しか登録できないということになってございます。この辺については今現在、周知の予定、考えというのは特に決まっていませんが、コンビニ交付については町のメニューとしてお使いいただけるので、その辺をあわせてどのように周知するかということについては、今後検討したいなと考えております。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 要するに、この提案理由の3段目にあります、これまで個人番号カード の利用に加え、新たにスマホについても利用可能だということでありますが、要するに手元に マイナンバーカードがなくても、スマホにマイナンバーカードを搭載、持っていなければこれ は受けられない、要するにマイナンバーカードを取得した人しか利用できないということで理解してよろしいんですね。
- ○議長(岡﨑正憲君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) 議員さんおっしゃるとおりでございます。マイナンバーカード を取得していない方はそもそもスマホにも搭載できないということでございます。
- ○議長(岡崎正憲君) よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑ございませんか。小 林議員。
- ○2番(小林倫明君) 1点です。本庁舎において個人番号カードやスマートフォンでの印鑑証明書の発行が可能なのか伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) ちょっともう一回言ってください。
- ○2番(小林倫明君) こちらのほうはコンビニの交付サービスにおいて、個人番号カードやスマートフォンについて、印鑑証明の発行が可能というものですが、こちらのほうの役場のほうでそういった対応がされるのかどうか、伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) 役場で個人番号カードなり搭載後のスマホで取れるかという御質問につきましては、現状取れる状態ではございません。取れない理由としましては、まずコンビニに置いている端末と同様のものが役場にないというのが一つ。あともう一つは、窓口で

マイナンバーカードを持って来ていただければ印鑑登録証明書を出すのかということについては、現状そのような対応はしておりません。今後どうするかということも含めて内部では検討中ではございますが、現時点ではそのような予定はございません。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 小林議員。
- ○2番(小林倫明君) 他市町村で、個人番号カードでの発行は可能だという話は前聞いたこと あるんですが、うちの町ではそういった町民に対しての利便性を上げるというようなことは考 えないということでよろしいでしょうか。
- ○議長(岡崎正憲君) 今、小林議員、条例に関しての質疑になっていますので、今の質問はちょっと不適かなと思っておりますが。町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) よその市町村で実施しているところがあると聞いたことがあり ますよという御指摘でございます。実際そういう市町村が具体には市、町村では私は聞いたこ とはございません。そういった市がぽつぽつと出始めている状況だと認識しております。ただ、 じゃあどういうやり方でやるかとか、いろいろ検討しなければならない部分が多々ございます ので、多くの市町村が従来のやり方から変えていないという状況でございます。手法について は窓口の混雑回避とか、あとはそもそもマイナンバーカードの電子証明書の機能を活用するの か、あるいは券面の身分証明書としての免許証と同じ扱いですね、そういった機能でやってし まうのか、どっちにしてもどちらを取るにしても、ある程度不具合、不都合というのは発生し ないわけではございません。あくまでマイナンバーカードを使ってコンビニ交付を受けられま すよというのは今までより利便性が上がりますよということで、多くの自治体が導入している んですが、じゃあコンビニでも使えるから窓口でも使えますよということについては多くの市 町村がまだ検討段階、どうしたらいいのかということで迷っている状態でございます。他市町 村の状況なんかも踏まえて、あるいはうちの町の特性なんかも踏まえてどういうふうにやって いくのがいいのかということは今も検討中ですが、答えは見えていません。やらないというつ もりはないんですが、お客さんに迷惑がかからないような、よりよい方法というのを今後も考 えていきたいと考えております。
- ○議長(岡﨑正憲君) ほかに質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 次に、賛成討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いた

します。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は 原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第32号 東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(岡﨑正憲君) 日程第6、議案第32号東日本大震災における原子力発電所の事故による 災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例 についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長(宮下尚久君) 議案第32号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は5ページをお開きください。東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例であります。

提案理由は、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者に対する国民健康 保険税及び介護保険料の減免措置を延長し、当該災害被害者の負担軽減を図るものであります。 この条例による減免は、国の財政支援を活用してきたものであり、毎年国の財政支援措置延長 の決定を受けて、1年ずつ延ばしてきた経緯がございます。例年ですと、令和何年の部分を1 年ずつ伸ばす改正の手法でしたが、今回は国のルールが少し変更されたことから、改正の仕方 が例年とやや異なっております。

それでは、改正の概要につきまして、別冊の議案参考資料で御説明いたします。

議案参考資料4ページを御覧ください。

まず第1条に、以下「避難等指示」というを加える改正は、改正後の第2条及び第3条の規 定が長文となって分かりにくくなることを避けるため、新たに略称を定めるものです。同じく 第1条の平成25年度分から令和4年度分までを令和5年度分に改める改正は、過年度分の減免 が国の財政支援措置の対象にならなくなったことから、過年度分の表記を削り新たに今年度分を対象として定めるものです。

4ページ下のほうですね。こちらの第2条の改正については、国保税の減免規定になりますが、第1条の改正と同様に略称を設けるとともに、過年度分の表記を削り、新たに今年度分の国保税を減免の対象とするものです。

次のページをお開き願います。

最初の下線部分の改正は、前年度相当分の課税について。年度末に資格取得したこと等により、4月以後に納期限が設定される国保税を減免対象に含める規定について、先ほど申し上げたとおり減免対象を令和5年度分としたため、文言を整理するものであります。

次の各号列記の追加は、これまで減免額を一律全額としていたものを新たに区分を設け、平成26年までに避難等指示が解除された対象世帯について、令和5年度分の国保税を半額減免とし、それ以外を全額減免とするものであります。これは、このたびの国の財政支援措置のルールに沿った改正であり、国では被保険者間の公平性等の観点から避難指示解除の状況も踏まえ、激変緩和措置を講じながら見直しを行うとしており、来年度以降も財政支援措置が延長される場合に、段階的に対象世帯が縮小されていく見込みであります。

第3条の改正につきましては、介護保険料の減免の規定になりますが、第2条の国保税の減免規定の改正と同様でございますので説明を割愛させていただきます。議案書にお戻りいただきまして6ページを御覧ください。

一番下のほうです。施行期日ですが、附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行し、今年度分の国保税及び介護保険料を対象とするため、令和5年4月1日に遡及しての適用となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(岡崎正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 1点のみ質問させていただきます。新旧対照表で説明求めます。5ページと改正のほう新旧の中で(1)の中で平成26年までの方は半額になっちゃったと、今までは全額、そして26年まで避難指示が解除された地域の方は半額、それ4年以降については全額だということであります。そういう意味では事によっては、被災者によっては負担の増額になるということが懸念されますが、そこで本町において、これもしばらくの質問になります。本町において対象者となる方は、それぞれと1の中で、2の中で対象者がいるのかどうか、その点を伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) 対象者の方、本町で1世帯1名の方がいらっしゃいます。現時点で1名の方です。この方がどこに該当するかということなんですが、新旧対照表で御覧いただきますと5ページ目右側、改正後の右側の(1)とあります。こちらの半額に該当する方になります。

以上です。

○議長(岡崎正憲君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質 疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。歌川議員。

○12番(歌川 渡君) 議案第32号東日本大震災における原子力発電所の事故による災害被害者 に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について、 反対の立場で討論します。

反対の理由は、先ほど説明あった第2条の国民健康保険税の減免の中でこれまで全額免除になっていたのが半額になるということで、被災者の生活安定のためにも全額の措置を講ずるべきではなかったのかなということで、これに対してそういうことが講じられていないので、反対いたします。

- ○議長(岡崎正憲君) 次に賛成討論ありませんか。渡邉 淳議員。
- ○10番 (渡邉 淳君) 議案32号の東日本大震災における原子力発電所事故による災害被害者に 対する国保険税及び介護保険の減免に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場 で討論します。

これは先ほど説明にもありましたように、全国の中の公平性に基づいた国の制度であり、それを施行するのは当然のことだと思いますので賛成といたします。

○議長(岡﨑正憲君) ほかに討論ありませんか。(「なし」の声あり)討論ないようですので、 これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

○議長(岡﨑正憲君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩いたします。

13時10分、午後1時10分再開いたします。

午後1時10分 再開

○議長(岡﨑正憲君) 再開いたします。

日程第7 議案第33号 七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(岡崎正憲君) 日程第7、議案第33号七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長(宮下尚久君) 議案第33号について御説明いたします。議案書は8ページをお 開きください。

七ヶ浜町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

提案理由は、宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正に伴い、 規定を整理するものであります。別冊の議案参考資料により御説明いたします。

議案参考資料の7ページをお開きください。

改正箇所は1か所になります。第2条第8号の改正ですが、これは宮城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正され、同条例の附則第7項が附則第3項に項ずれしたことから、文言を整理するものであります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書9ページを御覧ください。

附則のとおり、この条例の施行期日は公布の日からとなります。

以上、改正内容の御説明となります。御審議のほどお願いいたします。

○議長(岡﨑正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 次に、賛成討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第34号 七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並び に特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例について

○議長(岡﨑正憲君) 日程第8、議案第34号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

〇子ども未来課長(菅井明子君) 議案第34号七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例について、説明いたします。

議案書10ページを御覧ください。

七ヶ浜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、提案理由にもありますとおり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣に権限が移行したため、改正を行うものです。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたします。別冊議案参考資料の9ページを御覧ください。

第15条第1項、第4号及び第44条第1項の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものです。 戻りまして議案書11ページを御覧ください。

附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(岡﨑正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。(「なし」の声あり)次に、賛

成討論ありませんか。(「なし」の声あり)討論ないようですので、これにて討論を終了いた します。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第35号 七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(岡﨑正憲君) 日程第9、議案第35号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。子ども未来課長。

○子ども未来課長(菅井明子君) 議案第35号七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書12ページを御覧ください。

七ヶ浜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、提案理由にもありますとおり児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、厚生労働大臣から内閣総理大臣に権限が移行したため、改正を行うものです。

改正内容につきましては新旧対照表にて説明いたします。別冊議案参考資料の10ページを御覧ください。

第25条第1項の厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものです。

議案書13ページを御覧ください。

附則にありますとおり、この条例は公布の日から施行するものです。

以上、議案第35号の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(岡﨑正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 次に、賛成討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第36号 七ヶ浜町健康スポーツセンター条例の一部を改正する条 例について

○議長(岡﨑正憲君) 日程第10、議案第36号七ヶ浜町健康スポーツセンター条例の一部を改正 する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長(遠藤裕一君) 議案第36号七ヶ浜町健康スポーツセンター条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は14ページを御覧ください。

本改正案は、七ヶ浜町健康スポーツセンターの改修に伴い新たに創設した施設の利用料金を 定め、あわせて設備利用料金の見直しを行うものです。

説明は、議案書のみで説明をいたします。議案書15ページを御覧ください。

1つ目は、条例別表第1号施設利用料金の改定になります。今回、旧レストランエリアを貸 館対応のアクアスタジオとして整備し、貸切り料金を1時間につき440円に定めます。なお、 既存のスタジオに関しましては、貸切り利用の名称をフィットネススタジオに改めます。

2つ目は別表第2号附帯設備料金の改正になります。令和4年度3月補正予算により備品の 予算を計上いたしましたが、アクアスタジオとアリーナ用の放送設備、こちらはスタンドつき スピーカー、ワイヤレスマイクなどの放送設備一式となりますが、を附帯設備料金に加えるに 当たり、従来の放送設備料金を見直し、1時間につき330円だったものを1回につき550円に定 めます。この1回というのは1日単位で料金を設定する形になります。

次に、照明設備について現在行っているアクアリーナ災害復旧工事により、アクアリーナの 照明器具を水銀灯からLEDに変更することにより、消費電力が軽減されることから全灯の場合1時間につき1,650円から660円、3分の2の場合1,100円から440円、3分の1、550円から220円に改めます。なお、本条例の施行は、附則のとおり公布の日からといたします。

以上、議案第36号の説明とさせていただきます。

- ○議長(岡崎正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) 15ページの貸切りアクアスタジオ1時間につき440円に関しての質問になります。こちら全協等で説明いただいたときに個人展覧会や個展とかで使うこともできますという説明があったかと思うんですが、いろいろな用途で使えると。そうしますと個展とかだと午後からのみ、例えば1時から夜の8時まで個展をしますと、それを3日間やりたいですとなったときに、そもそも3日連続で借りられるのかどうかというところもあるんですが、その荷物をそのまま置いておいて、まずもってそれが可能なのか、それも1日利用となるのか、それとも個展を実際に開くのは午後1時から、例えば8時というふうな区切りになるので、440円掛ける何時間で計算するのかとかというのがこれだけだとちょっと分かりづらいというところもあるので、そこのところはこの条例には載せずにこれのみなのかというところをお伺いいたします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) これは例えば国際村なんかも同じ考えでございますが、その本番で使用するだけでなくて準備、片づけも含むというふうなルールになりますので、今のケースですと初日の開始から3日後の終わりのところまで占有しているということですので、料金のほうは発生いたします。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) そうしますと、今の説明だと3日間連続でオープン時間からクローズの時間まで3日間連続で、物も置いたままで使用できるという理解でよろしいか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 物そのものは置けると思います。あと例えば貴重品とかその辺の扱いの部分については若干注意はさせていただきますが、基本的には会館のほうで施錠してきちっと管理しますので、そこの範囲内で御了解いただければ物を置いて連続使用というのは可能でございます。これは国際村ホールなんかも同じ考えでございます。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) よろしいですか。(「以上です」の声あり)ほかに質疑ございませんか。 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 1点のみ。前者と同じ質問になります。そこで、使用時間1時間につき 440円となっております。前段のフィットネススタジオが2時間につき550円というふうになっ

ております。そうすると、このスタジオのほうがフィットネスの場合1時間にするとその半額になります。片方は1時間で440円。ちょっと割高なんじゃないかなと、ましてやアクアスタジオというのは多目的スタジオというふうに理解しますので、そういう点ではやはり上の時間帯に対応した料金にすべきではなかったのかなというふうに思います。

そこでこの440円となった根拠を改めて説明を求めたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 例えば、何平米あってどういう設備があってということではなくて、これはもう相対的に料金のほうを決めさせていただきました。具体的には類似施設ですと中央公民館に第4研修室というのがございます。これは昔の大会議室の部分なんですけれども、そちらが440円に、1時間にした場合、区分ではあるんですけれども440円になります。なのでこの辺りで、こちらについては部屋についてはメインのフロアがあって、あと控室的に厨房がある控室、あと屋外の部分もあり、なおかつここに関しては空調とか基本音響以外は全部料金として込みになっていますので、確かにスタジオと比較した場合はそういうふうに見えるかもしれませんが、町全体の公共施設の中でいうとどちらかというと安い部類に入るかなというふうに考えております。我々としてはできるだけ安い料金で皆いろいろな方に使っていただきたい、時間貸しにした部分に関しても、やはり区分ですと2時間しか使わなくても1区分払わなきゃないというのがあるんですが、その辺も実際利用に即した形で料金を細かくということで目的としては安くしたというふうなつもりで設定をさせていただきました。

以上です。

○議長(岡崎正憲君) ほかに質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 次に、賛成討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は 原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第37号 財産の取得について

○議長(岡崎正憲君) 日程第11、議案第37号財産の取得について「文書系サーバー機器及びクライアントパソコン等一式」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小野勝洋君) それでは議案第37号財産の取得について説明いたします。

議案書のほう16ページを御覧ください。今回の財産の取得につきましては令和5年定例会3 月会議の議案第17号令和4年度一般会計補正予算(第8号)で議決いただきました繰越明許費の文書系サーバー機器及びクライアントパソコン等一式の購入事業であります。

契約の方法につきましては、一般競争入札で契約の相手方は株式会社富士通エフサス第二インフラビジネス統括本部第一ビジネス統括部です。

契約金額は1億2,956万1,300円で、うち消費税は1,177万8,300円となっており、現在、物品 売買仮契約を締結しているところでございます。

購入する主な品目につきましては、ノートパソコンが184台やサーバー6台などとなっております。なお、納入期限につきましては、令和6年3月29日までとしております。ちなみに、落札率のほうは82.54%でございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) 文書系サーバーの件で質問をさせていただきます。まずこれLGWAN 等の基幹システムとどのような関連になるのかというのと、クラウドガバメント目指している からこういうふうな格好になると思うんですが、サーバーの場所とOSの種類、それから持ち 帰りということはないんですけれども、出張先とかそういったものの町外への対応、それができるのかどうか伺うものでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 政策課長。
- ○政策課長(青木ゆかり君) まずサーバーの場所については、役場庁舎のサーバー室のほうになります。 OSのほうにつきましてはWindows11です。出張とかに持ち運びはというふうなことにつきましては役場の庁舎内であれば、会議等で持ち運びで使うことは想定しておりますが、庁外には持ち出しは想定しておりません。

以上でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) 今端末のほうのOSはWindowsでサーバー、庁舎内のOSに関しても同じなんですかね。特殊なものになるのかどうかというのと、あと庁舎内はこの議会が入

るということで思っていてよろしいんでしょうか、議会会場ということです。

- ○議長(岡﨑正憲君) 政策課長。
- ○政策課長(青木ゆかり君) こちらのパソコンにつきましては、職員が今使っているパソコン の更新になっておりますので、職員の分の更新となります。

サーバーのほうのOSにつきましてはWindowsサーバー2022になります。

- ○議長(岡崎正憲君) 議場への持込み関係の、庁舎内移動の関係。議場まで持ち込めるかということです。
- ○政策課長(青木ゆかり君) 議場のほうではなくて役場の中での会議のときにペーパーレス化 として使うようになっております。
- ○議長(岡崎正憲君) 渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) すみません。ちょっとそうするとこの議会会場には持ち込めないというような設定ですねということです。
- ○議長(岡﨑正憲君) 副町長。
- ○副町長(平山良一君) 実際にどういうふうに使うかというような部分だろうと思うんですけれども、今の段階では議場でどうするかということにつきましては、当然ながら議員さん方がどうするかというようなことの先に検討しなければならないと思っていますけれども、今の段階では持込みというようなことは想定しておりません。今後の課題というふうなことで捉えていただければというふうに思います。
- ○議長(岡崎正憲君) ほかに質疑ございますか。 (「なし」の声あり) 質疑ないようですので、 これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 次に、賛成討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は 原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第38号 財産の取得について

○議長(岡崎正憲君) 日程第12、議案第38号財産の取得について「校務支援システム及びクラ

イアントパソコン等一式」を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小野勝洋君) 議案第38号財産の取得について説明いたします。

議案書のほうは17ページを御覧ください。今回の財産の取得につきましては、令和5年度一般会計予算で措置しておりました校務支援システム及びクライアントパソコン等一式の購入事業であります。

契約の方法は一般競争入札で、契約の相手方は株式会社内田洋行 I Tソリューションズ地域 事業本部東北支店でございます。

契約金額のほうは6,468万円で、うち消費税は588万円となっており、現在物品売買仮契約を締結しているところでございます。

購入する主な品目につきましては、校務用ノートパソコンが134台や管理用等サーバー3台などとなっております。納入期限につきましては、令和6年3月29日までとしております。ちなみに落札率のほうは97.19%であります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) 先ほどと同じようにまずOSは何かという話と、それからさっきのサーバーも同じようにどちらに置くのかという話。それから、最後にこれ教育側のほうの話なので、これ県内統一されているものなのかどうかというのを伺うものでございます。なぜかというと、教員の入替えというのは必ずあって、この同じOS上で雇用というか、教鞭取っていらっしゃる方はいいと思うんですが、どのような今現状なのかも含めてOS関係に関しては整理させていただきたいんですが、同じ県内で同じレベルのものを入れるというのかは、今県内でもばらばらに入っているんでその中の何かを入れるというのか、今回うちの町がどういうふうになっているのかというのを伺うものでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(佐藤浩明君) それでは今回のパソコンのOSでございますが、こちらはWindows11でございます。サーバーどこに置くかということでございますが、パソコンの管理用サーバーにつきましては役場のサーバー室に置くようになります。県内統一化というところでございますが、こちらは校務支援システムの関係ということでよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり) こちらは校務支援システムについては県内統一というものではございません。

以上でございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) 今の教職員の方の働く何というんですか、環境にもあるんでしょうけれ ども、これ持ち帰って構わないというような設定なのかいずれか、どういうふうな使い方をし てもいいのかということを伺うものでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(佐藤浩明君) 例えば自宅への持ち帰りとかというのは特に想定しておりません。あくまでも学校内での利活用ということで考えております。 以上です。
- ○議長(岡﨑正憲君) 渡邉議員。
- ○10番 (渡邉 淳君) 最後にこの内田洋行のサポートというのはどの程度考えられるのか、この契約の中で。それを伺うものでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(佐藤浩明君) その件につきましては、こちらの業者がパソコンの導入、ソフトウエア等の設定、あとハードウエアの設定なども全部行うものでございます。 以上でございます。
- ○議長(岡崎正憲君) あと期間的なものも聞いているようなんですが。
- ○教育総務課長(佐藤浩明君) こちらは事業期間が令和6年3月29日までとなっておりますので、その期間は対応をしていただくことになります。

以上でございます。

○議長(岡崎正憲君) ほかに質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 次に、賛成討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は 原案のとおり可決されました。 日程第13 議案第39号 令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第2号)

○議長(岡崎正憲君) 日程第13、議案第39号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第2号) を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小野勝洋君) 議案第39号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第2号)について説明いたします。

議案書のほうは18ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,560万4,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億3,607万8,000円に定めようとするものであります。

今回補正する主なものといたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業、母子センター水道施設維持補修工事、向洋中学校図書室改修工事、中央公民館3 x 3 コート整備事業などでございます。

次に歳入について説明いたします。23ページをお開きください。

15款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金5,566万2,000円は、エネルギーや食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援を行う事業の財源として交付されます電力・ガス・食料品価格等高騰重点支援地方交付金で、子育て世帯、保育施設、理容・美容事業者への支援と、上水道料減免及び学校給食食材費高騰分にそれぞれ充てるものであります。

続いて2目民生費国庫補助金70万円は、保育対策総合支援事業費補助金として、歳出の26ページにあります認定こども園送迎用バス安全装置設置補助金の財源となるものでありまして、補助率につきましては10分の10であります。

お戻りいただきまして18款1項1目一般寄附金100万円は、企業版ふるさと納税で杜の都信用金庫から町の重点施策としている英語コミュニケーション教育等の財源に充ててほしいと寄附をいただいたもので、外国語指導助手招致費の財源とするものであります。

19款2項1目財政調整基金繰入金8,991万円は、歳出オーバーとなる分への財源となるものであります。

21款 4 項 3 目雑入の1,833万2,000円は、まず一般財団法人自治総合センターから助成されるコミュニティ助成事業助成金の防災対策室分100万円につきましては、消防団活動用資機材購入分として。政策課分250万円は、亦楽地区コミュニティ活動備品購入分として、それぞれ助成されるものであります。また、生涯学習課分のスポーツ振興くじ助成金1,483万2,000円につ

きましては、独立行政法人日本スポーツ振興センターから助成されるもので、中央公民館、3 x 3 コートの整備事業へ充当するものであります。

25ページをお開きください。

歳出について説明いたします。2款1項8目諸費4,235万3,000円は、令和3年度と令和4年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業で事業費確定により、財源超過となる分の国庫補助金精算返還金であります。

2款6項1目企画総務費250万円は、歳入で説明しましたコミュニティ助成金を財源としました亦楽地区コミュニティ活動備品購入事業に対する補助金で、簡易ステージなどの購入に充てるものでございます。

12目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業の18節負担金補助及び交付金の5,814万6,000円は、エネルギー価格と物価高騰の影響を受けている生活者や事業者に対して支援するものですが、まず財政課分の2,624万6,000円は、水道事業会計で官公庁分を除く全ての水道利用者に対して3か月分の基本料金減免を実施するもので、うち2か月分を水道事業会計へ補助するものであります。

次に産業課の理容・美容事業者支援事業補助金350万円は、事業の継続支援としてまず申請をしていただき、理容・美容事業者に対して10万円を支給するもので、35事業者分を計上しております。

次に、子ども未来課分の子育て世帯に対する物価高騰対策燃料券支給補助2,500万円は、18歳以下の子供1人当たり1万円の燃料費助成券を監護する保護者へ支給するものであります。同じく子ども未来課分の保育施設等に対する物価高騰対策支援補助金340万円は、町内の保育園、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブの事業者に対しまして、電気料金上昇相当分を補助するものであります。内訳につきましては、町内3か所の放課後児童クラブについては、各30万円、その他の保育園等に対しては、各50万円をそれぞれ補助するものであります。

次に3款2項5目保育所費25万円は、遠山保育所の園児用トイレ出入口扉4か所の不具合箇所を修繕するものであります。

6目子育て支援推進事業費70万円は、認定こども園送迎用バス置き去り防止用の安全装置設置費補助金で、計4台分を計上しております。

26、27ページになります。

4款1項4目母子健康センター費250万5,000円は、母子健康センター内で漏水していることが判明し、調査しても漏水箇所が特定できないことや、給水設備が老朽化していることから、

新たに給水管の布設替えと便器取替工事を実施するものであります。

9款1項2目非常備消防費102万3,000円は、歳入で説明しましたコミュニティ助成金を財源として、消防団活動用資機材を購入するもので、まず操法訓練用組立式水槽2基、操法用ホース12本でございます。

次に、10款1項3目外国語指導助手招致費の財源組替えについては、当初一般財源を充てて おりましたが、その一部に杜の都信用金庫からの寄附金、企業版ふるさと納税ですが100万円 を充当するものであります。

10款 3 項 1 目学校管理費1,800万円は、令和 4 年 3 月 16 日福島県沖地震により被害を受けました向洋中学校図書室改修の設計が固まったことにより、工事費を補正計上するものです。なお工事内容につきましては、耐震性を向上させるために勾配天井を水平天井へ改修することと、LED照明の新設、それから間仕切り壁を設置しようとするものなどでございます。

10款 5 項 2 目体育施設費3,600万円は、歳入でも説明しましたスポーツ振興くじ助成金を活用しまして、中央公民館前の健康広場へ3 x 3 コートを整備するものであります。

4目学校給食費、まず特定財源欄の国庫支出金720万円につきましては、当初予算にて食材 費高騰分を一般財源で補填しておりましたが、歳入でも説明しましたが、電力・ガス・食料品 等価格高騰重点支援地方交付金を充当し、財源を組替えするものであります。

次に10節需用費の35万6,000円は、回転釜や洗浄機の排水栓等に不具合があることから、修繕料へ追加補正するものであります。

14節工事請負費124万3,000円は、給食センター除外処理施設メイン送風機が定期点検で異音がするなどの指摘事項があったことから、衛生面に影響が出ないようにメイン送風機2基を改修するものであります。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(岡崎正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 3問ございます。最初の2問は同じ款項目でございます。26ページ、2 款 6 項12目18節の負担金補助金及び交付金のうちの子ども未来課のほうで、子育て世帯に対する物価高騰対策燃料券支給補助2,500万円ですね。こちらの昨日私ちょっと質問の中で18歳以下1万円で、これはあくまでも燃料費として使うというようなことで御説明を受けたと思いますけれども、まずこれで間違いがないのかどうか伺いたいと思いますし、対象人数がこれで単純に割ると2,500人になるのかどうか、その辺を確認させていただきたいと思います。

2問目は、同じ下のところでございます。保育施設等に対する物価高騰対策室支援補助金と

いうことで340万円、ただいま内訳として御説明をいただきました。保育所幼稚園認定こども 園が50万円、それから放課後児童クラブが30万円ということでございますが、これは使い道と しまして限定されたものとして支給されるものなのかどうか伺いたいというふうに思います。

3点目、こちらも同じ26ページ、3款6項節区分が18節の認定こども園送迎用バス安全装置 設置補助金でございます。こちら、ただいま4台分ということでございますが、今、国のほう でも大分力を入れておりまして、どのようなものを設置するのかということは決まっているの かどうか、その辺を説明いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- 〇子ども未来課長(菅井明子君) では、今御質問ありました、まず初めに燃料券の御質問に回答をさせていただきます。すみません昨日申し上げた内容でして、18歳以下の児童ということで、対象者は2,500人となっております。

2問目については、保育施設等への電気代高騰分としての補助金の使途が決まっているのかどうかということでしたが、こちらは決まってはいませんで、運営費の中で電気高騰分を助成しているということであります。 (「4台分」の声あり)

そして3問目の認定こども園へのバスの安全装置につけるものが決まっているのかどうかということだったんですが、こちらは国のほうで安全装置の規定がありまして、1つが降車確認式といいまして、運転士等が一定時間車内の確認を行わない場合に車外向けに警報が鳴る装置がありまして、その種類が1つと、あとは自動検知器という種類で、こちらはセンサーで車内にいる子供を検知すると車外向けに警報する装置、この2種類を定めております。

以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) ではまず1問目の再質問ですけれども、これはそうしますと、大分燃料費だけで使えるということになりますと、例えば、これ期間がどのくらいの間使えるのか分からないんですが、例えば灯油代とかそういうものに使えるとしたら、今夏ですのであんまり灯油というのは必要がないわけです。それから、あと例えばその電気代とかガス代を払いたいというふうになったとしても、銀行引き落としの御家庭もあるでしょうし、実際にこの券が使えないのではないかなというふうに思います。それからあと例えばガソリン代が使えますよというふうになったときに、車をお持ちでない家庭も中にはいらっしゃると思うんですが、そうなったときに、1枚1,000円の券で1万円分ということですが、この辺の使い勝手を考えたとこ

ろで、このように燃料券ということで考えられたのかどうか伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) こちらにつきましては、ガソリンまたは灯油代ということで 今現在灯油はなかなか買わないので、来年の冬あたりまでは使えるように設定をしたいと考え ております。そして灯油代とかに使っていただければということでございます。車をお持ちで ない方についてのガソリン代で使えるかどうかという御質問でしょうか。そちらについてはガソリンだったり燃料だったり、その燃料を指定したガソリンスタンドだったり燃料組合のほう で使えるように設定はしておりますので、幅広く使っていただけるとは認識はしております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) 最後の幅広くというのは大変難しいのではないかなというふうに思っております。確かに七ヶ浜は車がないと移動できいというような交通の便のところも考えますとそうなんですけれども、やはり中には女性の方とか男性の方に限らず、お子さんを持ちの方の中でも、やはり運転免許証を持っていない方もいらっしゃると思いますし、車がない御家庭も中にはいるかと思うんですね。そういうふうになったときに、まず水道料金を結局利用できない、それからガス代にも利用できない、電気代にも利用できないというふうになったときに、これがどのくらい幅広く使えるのかなとちょっと疑問点がありますけれども、そういう心配は考えなかったのかどうか伺いたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 七ヶ浜町内の子育て世帯については、ほぼ車をお持ちではないかということで燃料券にしたところではございますが、今後そういった声がございましたら、次の機会に検討はしていきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。2問目。
- ○5番(熊谷明美君) 2問目に移りたいと思います。2問目のほうの今保育施設の内容がそちらは幅広く使えると、それぞれの保育園とか認定こども園のほうで幅広く使えるというふうに捉えたんですけれども、そうすると例えばこれは一応名目としては物価高騰による燃料ということで予算が国からおりてきているところでございますけれども、何に使ってもいいのかというところで、全く制限もなく幼稚園だったら50万円ですよね、認定こども園もそうですけれども、そのくらいをやって何に使ってもいいんだよというようなことで、このような考えをされたのかどうか、伺いたいというふうに思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。

- ○子ども未来課長(菅井明子君) こちらの事業の位置づけといたしましては、電気代が高騰した分を賄うように補填している、その補助金を使っていただくという形で助成をしておりますので、御理解いただきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) そうしますと対象の保育園、認定こども園、それから放課後児童クラブ に対しましては、そういう意味合いのお金ですよということできちんと捉えていただいて使っていただくということでよろしいのかどうか伺います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) おっしゃるとおり、そういった意味合いで使っていただくということで周知はしております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 熊谷議員。3問目。
- ○5番(熊谷明美君) 3問目でございます。この間ちょっと情報を得たときに、そのように運転士さんの確認漏れとか、そういうのを防ぐために装置がこういうものがありますよというのちょっと私も情報を仕入れさせていただきました。最終的にというか国のほうでもきちんと設置されているかどうかというのを確認するというようなこともありますけれども、これはいつごろまで設置しなければいけないとか、そういうふうな言葉きているのかどうか伺いたいと思います。
- ○議長(岡崎正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 国のほうでは令和5年の4月1日に安全装置や安全確認を行うことを義務づけるということで規定はしておりますが、安全装置を設置するかということについては、経過措置がございまして、令和6年の4月1日からはもう義務づけになりますので、それが設置が義務ということになります。
- ○議長(岡崎正憲君) ほかに質疑ございませんか。歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 9点ほど。
- ○議長(岡﨑正憲君) 3点お願いします。
- ○12番(歌川 渡君) まず順不同で。ページ25ページ。2款総務費12電力・ガス等々について は後でまとめて質問させて、それ以外について質問させていただきます。

まず1点目、前者の質問であります。26ページ、3款民生費6目子育て支援推進事業費の中の18節区分、負担金補助及び交付金の中の安全装置の補助金であります。

これ2点ほど、ここで。1つは台数が4台分ということであります。これは町内で運営して

いる認定こども園の送迎用バス全てということで理解していいのかどうかその点が1つ。

あとはこの70万円の金額ですけれども、要するに先ほど装置内容については説明がありましたけれども、町としては現金での補助なのか機材での提供なのか、その点説明を求めたいというふうに思います。

2点目、次ページ27ページ、10款教育費5項保健体育費体育施設等の14節区分工事請負費 3,600万円についてというか、この体育施設事業について説明を求めたいと思います。

1つは今回のこの3 x 3 コート整備については否定するものではありませんが、この間の一般質問等々での質問の中で、生涯学習センターの利用について、担当課及びアクアゆめクラブのほうで利用者アンケートを行ったというような質問に基づいての報告がありました。

そこで伺うのは今回の3x3の隣に既存にスケボーパークがあります。そこでの利用者の 方々からのアンケートの中で、どういう要望が、改善が寄せられたのかどうか。あとはアンケ ート以外で直接利用者からの施設の充実などを求めた声があるのかどうか、その点を2点目と して伺いたいと思います。

3点目、この25ページの6企画の12目に1点入ります。1つは順番立っていくと次25、26ですね。18節区分負担金、補助及び交付金の中で財政課の部分、水道事業会計補助金(水道料金減免分)2,624万6,000円についてであります。この部分、当然水道事業会計では水道事業会計の現金預金がありますが、なぜ一般会計で補助したのか。水道会計で単独で捻出して負担軽減をしようとしなかったのかその点伺いたいと思います。

- ○議長(岡崎正憲君) まず1点目、バス関係。子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) では1点目の認定こども園の所有するバス全ての台数かという御質問でしたが、こちらは全ての台数で4台ということになります。

2点目、こちらの補助金のほうが現金なのか装置代なのかというところですけれども、こちらは認定こども園で設置しました費用に対する補助金ということで、現金になります。 以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) 3 x 3 の関係。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 3 x 3 コート整備に当たっての利用者ニーズあるいはアンケートということでございますが、アンケートに関してはそういうバスケットボールコートをつくってほしいというのはあったんですけれども、利用者ニーズとかを踏まえて整備したというよりは、町としましてはここの場所は3 x 3、東京オリンピックの正式種目でもございますし、このエリアのスケートボード場とここを一体的に整備していきたいと、その狙いとしては若者

層ですね、今あまりファミリー層とか年配の方、学習センターよく使っていただいておりますが、ターゲットとなるのはもうちょっと10代から20代、30代あると思うんですけれども、そういうあまり生涯学習センターを利用されていない年代層を呼び込みたいということで、こういった狙いがありまして今回整備のほうの検討をさせていただいて、スポーツ振興くじのほうの申請をさせていただいたということでございます。

- ○議長(岡﨑正憲君) 財政課長。3問目。
- ○財政課長(小野勝洋君) 3点目についてでございますが、補助金の性質上、一般会計で受入 れして補助するという前提になりますので、制度上水道会計で直接の減免については補助対象 とならないということで、一般会計から補助するということでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 1点目については理解しました。

2点目については、このバスケットコートを設置する、それはアンケートの中で多分要望が あったということだと思います。そこのアンケートの中で隣にスケボーパークがあります。そ れに対する窓口またはアクアゆめクラブのアンケートの中でそういう施設の整備の充実とかそ ういうものがなかったのかどうかということであります。その点伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) 先ほども回答したつもりなのですが、そういったニーズアンケートに基づいて整備したというよりは、町づくりの政策的な観点でこのエリアに若者層を呼び込みたいと。昨日の一般質問の中でもスポーツによる交流人口の増というのあったと思うんですけれども、そういった狙いもありましてこういった整備検討したということでございます。スケートボード場の方に関しては、いろいろ立ち話的にいろいろ聞いたんですけれども、そういった話は当然町のほうで整備しますよという情報は何も伝えていませんので、そういったものがあったわけではないんですが、そういったものも聞きながらいろいろ情報収集はしておりますが、今回に関してはそういったことというよりは施策的な狙いでこういった整備を検討したということでございます。
- ○議長(岡崎正憲君) 歌川議員、本件につきましては3x3含めてちょっと問題外の質問になりますので、その辺気をつけてください。 (「いいですか」の声あり) いいです。
- ○12番(歌川 渡君) 私の質問はこの10款5項2目の体育施設の問題で質問しているんです。 その中で今回3 x 3 があった、でも既存のスケボーパークがあるけれども、それの充実策につ

いては検討されたのか、住民の声があったかどうかも含めて充実策を考えているのかどうか、 今の答弁だとアンケートについてはなかったようなこと説明されて、今回は政策的な課題として3 x 3をつくったということなので、私はこれそのものを否定しているわけじゃなくて、この体育施設の事業の進め方について聞いているんです。

- ○議長(岡崎正憲君) 全体の話でなくて、この予算に対しての質疑に限定してください。
- ○12番(歌川 渡君) だから予算に対してそれを設けたことは否定しませんよと、ほかの施設 に対しての充実策はつくれなかったのかと私の質問ですよ。項目的には項目があるんですよ。 項目ないのに私は質問しているんじゃないですよ。分かりますか。
- ○議長(岡崎正憲君) 義務的にはこの予算書に上がっているものに対しての質疑を受けておりますので。
- ○12番(歌川 渡君) だから予算書には2目があるでしょう。2目がないのに私は2目のこと を質問するんだったら問題だけれども。そういうことじゃないですか。
- ○議長(岡崎正憲君) 副町長等のほうから、全体的に。
- ○副町長(平山良一君) 補正予算の性質上、案件を絞って提出しているわけですから、それに対する質問であれば受けますけれども、目とか項とかそれから款について全て答えなければならないというふうに私は思っておりません。当然ながら今議長さんがおっしゃったことは、その項目全般にわたってというようなことではないので、私のほうで執行部が出した案件について議論していただきたいということでございますので、その議論に徹していただきたいというふうに思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) そういうことで、私はこの3 x 3を上程したに当たってほかにそういう 今既存の施設が問合せとかそういうのがなかったのか、そしてそれの中でのスケボーパークの 充実策というのは考えなかったのかということを聞いているの。考えなかったから今回3 x 3 だけをしたんだと答えれば理解できるんですよ。
- ○議長(岡崎正憲君) そういう質問でしたら分かります。
- ○12番(歌川 渡君) そういうことを言っているんですよ。
- ○議長(岡﨑正憲君) 分かります。生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) ちょっと若干佐藤直美議員さんの回答のほうとかぶるんですけれども、野外活動センター全体の整備検討、そういったことについては今進めている段階でございます。今回はこの3 x 3 コートということで、補正予算ということで出させていただきま

した。それ以外の全体については、今後幅広く検討していきたいと思っております。 以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) そういうことにしてください。ほかに質疑ございませんか。仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 4点でございます。
- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員ごめんなさい。水道料金の一般会計からの今の1問目の回答が 制度上の話ということだったんですが、それについての再質問はないんですね。
- ○12番(歌川 渡君) 説明は分かりました。以上です。
- ○議長(岡崎正憲君) それでは仁田議員お願いします。
- ○13番(仁田秀和君) 4点です。まず1点目、25ページの返還金のところですね、一番上の2 款1項8目返還金。住民非課税世帯に対する補助金の事業確定による返還ということでござい ましたが、少し多いかなという感じる部分もあります。ここの事業周知は徹底されて、必要な 方に十分に補助交付されたという認識でこの返還に至っていると、もしくは、繰越しが認めら れなかったとかそういったことがあったのかどうか、伺いたいと思います。

2点目に関しましては、26ページの2款6項12目18節産業課分の理容・美容事業者物価高騰対策支援事業補助金について伺います。こちらの1事業者当たり10万円という説明がございましたが、こちらについての10万円の算出根拠、高騰対策として事業者などからの聞き取りをして、これで十分、今回に関してはこういった金額ということの運びになったのか、その経緯について伺いたいと思います。

3点目はバスですね。3款2項6目の認定こども園の送迎用バスについて伺います。先ほど前者の質問では現金の補助ということで70万円4台分ということでございました。こちらについて4台割ると17万5,000ですかね。それというのは補助率、実費、どれぐらいのもので、町としては限度額を設けて補助にするのかどうか、そういったところを伺いたいと思います。

4問目も続けていいですかね。

- ○議長(岡﨑正憲君) 4間でしたね。じゃあ4問目までしてください。
- ○13番(仁田秀和君) すみません。次ページ27ページの10款3項1目の向洋中図書室の改修工事、天井LED化間仕切り工事ということでございました。こちらの期間については、令和5年12月、今回可決されればそういった予定であるということでございますが、この工事期間中の学校対応について、また安全対策について伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 1問目、返還金の件。長寿社会課長。
- ○長寿社会課長(沼倉隆弘君) 1問目の2、ページ25ページの2款1項8目の国に対する返還

金について御説明させていただきます。

こちらは先ほど財政課長お話ありましたとおり、令和3年度の臨時特別給付金並びに令和4年度の臨時特別給付金、それと令和4年度の電力・ガス・食料品価格高騰給付金、こちら3つ分の事業が終了したことによっての返還金というような形になります。事業の周知につきましてはそれぞれの事業を行っていく中で、対象者の方に御通知のほうさせていただき、なお申請のいただいていない方につきましても再通知並びに電話での申請のほう行わせていただいたところでございます。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 理容補助の根拠。産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) それでは理容・美容業者に対する支援金の根拠でございます。1事業者当たり10万円とさせていただいておりますのは、昨年12月あたりからやはり電気・ガス等の価格が上昇していると。数点事業者の声を聞きながら、それ以外にも理美容で使う資材等の高騰、それらもございましてひと月当たり1万円の10月分ということで、今後の見込みも含めて10万円とさせていただいております。

以上でございます。

- ○議長(岡崎正憲君) 3問目、バス安全の関係で子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 認定こども園のバスへの安全装置の17万5,000円の補助率ということでございましたが、こちら内閣府が示しておりますバスの安全装置の平均価格が16万1,000円ほどで、こちらの金額で見ますと全額補助ということになると考えております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 4問目の図書室に関して、教育総務課長。
- ○教育総務課長(佐藤浩明君) 工事期間の図書室の学校の対応でございますけれども、もう既にちょっと図書の本とかにつきましては、隣接する視聴覚室、すみません、ちょっと離れていますけれども視聴覚室のほうに本を移動して、そちらを今現在図書室代わりに使っているというところでございます。

あとは安全対策につきましては工事の期間、子供たちが近寄らないように仕切り等も含めま して対応していきたいなというふうに思っております。子供たちが近寄らないようにしながら 工事をしていきたいと思っております。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員、いいですか。(「はい、議長」の声あり)仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 1点目の返還金、こちらについては未申請の方にも丁寧に御案内をされ

たということで、この金額については3事業分だから相当分というふうな認識で返還ということでよろしいですね。

では2点目に移りたいと思います。

2点目は、理容・美容の1事業者、こちらに関しましてもしっかりと聞き取りを行ってこの 金額月1万円の10か月分ということでございます。その月1万円の10か月分ということで補助 申請、こちらについてはいつも課題になっていると思うんですけれども、簡素化されたものに なるのか、あとはその支給対象日、支給予定日はいつになるのか、まず伺いたいと思います。

- ○議長 (岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) まず申請につきましては事業者からの申請ということで、各資格検査確認書というものを添付していただいて申請をしていただきます。それが確認できれば決定ということで支援金を振り込みしたいというふうに考えております。簡単な書類でございます。あと2点目のまず申請期限につきましては、お認めいただいた後にすぐ要綱を設置しまして、6月中に事業者宛てに通知を出させていただきまして、早ければ7月中の決定を見込んでおります。

以上でございます。

- ○議長(岡崎正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 2点目に関しましては理解しました。

3点目について伺います。ほぼ全額となるということでございますが、バスを見ますともう 既にもうついているのかなというバスも交通されていたりするんですけれども、こういった場 合というのは、もし設置されている場合もう十分に確認をされていると思うんですけれども、 遡及とかというのは対象になるんですかね。

- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 今年度4月1日より遡及ということで対応しております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。
- ○13番(仁田秀和君) 4月1日より設置された方に関してはそれ以前についてもということで、あわせて次の質問したいんですけれども、これは実質的に使えるようにするには、やはり機械装置だけではなかなか難しいのかなと、AIの云々ということになると思うので実質そのマニュアルですかね、毎回聞きますけれども、このマニュアル化というのは町として指導はされているのかどうか伺いたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。

- ○子ども未来課長(菅井明子君) マニュアル化につきましては、各園のほうでそういったマニュアル化をしているという確認は取っております。(「4月1日以前というのは大丈夫」の声あり)
- ○議長(岡﨑正憲君) 4月1日以前の分については。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 4月1日以前のものについてはちょっと確認を取らないとお答えできない部分でありますが、今回の補助金の要綱を見ますと4月1日から遡及してということで明記されておりますので、それ以前の分はちょっと確認を取りたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 仁田議員。4問目。
- ○13番(仁田秀和君) それでは4問目ですね。

図書室などはもう既に視聴覚室のほうで整備されているということで仕切りなどで安全対応をするということでございましたが、仕切りだけで天井工事なんかはよく粉じんなんかが飛んでしまうものなのかなと思うんですけれども、そういった対応、仕切りだけで十分なのか、あとは防音対策、相当な大がかりな工事になると思いますので、こちらについてはどういうふうなお考えなのかお答えいただければと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(佐藤浩明君) 今後業者さんともその辺は決まった段階で粉じん対策、防音対策も講じてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(岡崎正憲君) 仁田議員よろしいですか。(「はい、結構です」の声あり) それではここで暫時休憩入れたいと思います。

2時35分、2時35分の再開にいたします。

午後2時26分 休憩

午後2時35分 再開

○議長(岡崎正憲君) 再開いたします。 ほかに質疑ございませんか。佐藤議員。

- ○1番(佐藤直美君) ちょっとすみません、1、2、3、4、5です。5問です。
- ○議長(岡﨑正憲君) 3問お願いします。
- ○1番(佐藤直美君) まず25ページになります。25ページの2款6項1目18節の補助金亦楽区 コミュニティ活動備品購入事業補助金に関してです。こちら説明で簡易ステージなどの購入に

充てるということだったんですが、これはそのほかにも何かの購入をするのかどうなのか。そしてこの補助をしますと言ったときに、こういったもののみに使えますよということで御案内をしていたのかどうかそのシステム自体の説明も伺いたいと思います。これが1問目です。

2問目が26ページ3款2項6目18節の補助金、認定こども園送迎用バス安全装置設置補助金に関してです。説明では4台分、認定こども園所有しているバス4台分ということでしたが、そちらは認定こども園だと町内だと3か所ですかね。遠山幼稚園のこども園と汐見台幼稚園のこども園、それから和光幼稚園のこども園というふうに考えていいのかどうなのか。それからなぜこれは認定こども園だけなのか、幼稚園はほかにもあるかと思うんですよ、町内。ほかの町内の幼稚園もバスは所有しているかと思うんですが、これ補助金は10分の10というのはお聞きしています。しかしながらバスはほかにも運行しているところがある。なのでその町独自の支援策として考えなかったのか、幼稚園に関して。それを2問目でお伺いいたします。

3問目になります。27ページになります。こちらの4款1項4目14節工事請負費維持補修工事、母子健康センター水道施設維持補修工事に関してになります。こちら工事をしている間も母子健康センターは使うかと思うんですが、その間全く母子健康センターを使わずに、例えば違うところでいろいろな事業を行うのか、並行して利用しながら工事を進めていくのかというところ、3問お伺いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) まず1問目、亦楽地区の部分は政策課長。
- ○政策課長(青木ゆかり君) 1点目、亦楽地区のコミュニティ助成補助金の件についてお答え いたします。こちらにつきましては、地区のコミュニティ活動で使用していただく備品購入を 対象としておりまして、亦楽地区のほうからは、この簡易ステージの購入というのみの申請と なっております。あとそのほかはシールとかそれに貼りつけるものの補助対象というふうな形 になっております。

以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) バスの件について、子ども未来課長。
- 〇子ども未来課長(菅井明子君) 認定こども園のバスの安全装置の件ですが、和光幼稚園は私立幼稚園になっております。幼稚園に対しては県の私学公益法人課より同額の17万5,000円という金額が県のほうから補助が出ております。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 3つ目の母子センターの件について。
- 〇子ども未来課長(菅井明子君) 母子健康センターの工事期間の利用についてということです

けれども、今母子健康センターでは1歳6か月児健診だったりとか3歳児健診を行っておりま すので、ちょっと工事の工程を見ながら、そちらのほうは調整していきたいと考えております。

- ○議長(岡﨑正憲君) よろしいですか。佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) 1問目の再質問です。亦楽地区から簡易ステージを購入したいということというのは理解できました。しかしながらその御案内する際のルールというかマニュアルというか、こういうもののみなんですよとかというそういう規定はあったのか、それから今後もそれが続くのか。何でしょう、制限をしていたのかということもお聞きして、自分なりにお聞きしていたのかなとは思うんですが、その回答を求めます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 政策課長。
- ○政策課長(青木ゆかり君) こちらの助成金につきましては、一般財団法人自治総合センター というところから財源として入ってくるものでございまして、そちらのほうで要綱が決まって おりまして、それを基に検討していただいているというか周知をして検討していただいている という状況になっております。なので、そこで制限はある程度入っているような形になります。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) それでは2問目の再質問になります。そうしますと和光幼稚園は私立の 幼稚園ということで、認定こども園は汐見台幼稚園のこども園、それから遠山幼稚園のこども園、各園2台ずつということなんですか。4台ということでしたので、そこのところ2台ずつ なのか、あと私立の幼稚園は県のほうで17万5,000円補助しているということなので、それも それで、県のほうでの補助ですが、町としてはマニュアルというかきちんと使われているのかというところをしっかりと観察ではないですけれども、そういったところを町内にある幼稚園としてこども園として、しっかり周知徹底しているのかというところをお伺いいたします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 安全装置につきましては、各園2台ずつということになっております。それから次の御質問の幼稚園の安全対策について、そちら町のほうから確認を行っているのかどうかという御質問だと思いますが、各園にどういった安全対策をしているかということは、こちらのほうから聞き取りを行って確認はしております。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。

以上です。

○1番(佐藤直美君) それでは母子健康センターに関して工事が進むに当たって、検診もして いるので様子を見ながらということでしたけれども、こちらの建物も古くなっているというと ころもあって、皆さん子育てしていく上でもあそこで検診しているんだなというのを結構皆さん多分もう知っていて、あそこに行けばいいんだというのを思っているかと思うので、そういったところでぎりぎりになって決められても、なかなか皆さんもこれがどれぐらい続くのかとかそういうところも多分あるかと思うので、その周知というのをしっかりと早めに利用者のほうに周知するのかどうなのかというところをお伺いいたします。

- ○議長(岡崎正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 健診のほうに影響する場合については、こちらで早めに保護者の方に通知をしたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) 佐藤議員。
- ○1番(佐藤直美君) あとあそこのところ結構狭くて、駐車場も利用で、母子健康センターの前使うと思うんですね。結構上のほう満杯とかだとお客様が下のほうに行ってとめたり、あとその奥になると職員の皆さんとめていたりで、結構駐車場が時々時々で本当にいっぱいになってしまうんですが、工事が始まるとあそこの駐車場はもう使えなくなるのか、それとも利用はできるのかといったことをお伺いしたいです。
- ○議長(岡﨑正憲君) 子ども未来課長。
- ○子ども未来課長(菅井明子君) 駐車場の件につきましても、今後調整を図っていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。
- ○議長(岡﨑正憲君) ほかに質疑ございますか。なければ歌川議員、残りの6問中3問。
- ○12番(歌川 渡君) 質問させていただきます。

これからの質問については全て25、26ページの節区分18負担金補助及び交付金のほうでそれ ぞれ質問させていただきます。

1点目、理容・美容事業者物価高騰対策支援事業の350万円について、伺います。これまで何度となく同事業者への支援を質問の中で求めてやっと実現されることになったことは評価するものであります。そこで、今回の前者の方もるる類似する部分がありますけれども、補助するに当たって同事業者への事業経営実態、または聞き取り等々は行っての実施なのか、その点を伺いたいというふうに思います。

2点目。今回の理容美容としての事業でありますが、改めてこの理容事業者だけじゃなく町内の今回の電力・ガス食品等々物価高騰に困窮しているのは町内全ての事業運営をしている方だと思いますが、そういう全ての事業者を対象にした事業を行うべきではなかったのかなというふうに思いますが、その考えはなかったのかどうか質問させていただきます。

そして今回の限定したこの事業職種とした理由について改めて回答を求めたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 産業課長。
- ○産業課長(鈴木昭史君) ただいま御質問いただきました、まず事業者への聞き取りということでございますが、2事業者に伺っております。全ての事業者ではありませんが2事業者の方に御意見として参考を頂戴しております。またあと事業者全般にということで、過去においては事業者継続支援ということで行わせていただきました。今回国からきた配分もございまして、一応検討はさせていただきましたが、一昨年行いました漁業者あるいは農業者、そのほかに運送業者ということで限定的にしておりまして、以前からちょっと声があった理美容業については今回は支援ということでさせていただいたところでございます。

以上でございます。

- ○議長(岡崎正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 2点、3点目はまとめて。1点目については聞き取りの結果ということであります。要するに前回のそういうトラックとかいろんな事業者、あと漁業者等々についての支援は行ったかと思います。しかし、それはそのときの企業運営状況、そして今回は新たな物価高騰の状況であります。ましてや一昨日東北電力が25.47%だか値上げされるということで、今月からということであります。そういうことを含めれば前回やったじゃないの、今回は別だよというものではなくて、総合的に全事業者が困窮するその状況になってきているかと思いますが、そういうところでは先ほどの答弁の中で事業費の中での対応だということで理解していいのかどうか。
- ○財政課長(小野勝洋君) 今回の支援といいますか補助金の関係なんですけれども、そもそも 論なんですが、物価高騰の要因というのはこれはウクライナ問題に端を発して世界的、全国的 になっているものなので、そもそも市町村単独で事業者支援とかその生活者支援を1市町村単 独でやるというのはこれはなかなか難しいと思います。今回については財源が5,500万ほど国 から示された中で、そういったことでピンポイント的にやれる事業者、それも生活者、生活全 般については今回水道料を減免しておりますが、その限られた財源の中でどれぐらいできるん だということでやった経営でありますのでその辺の精査した内容については御理解願いたいと 思いますし、例えば全住民1万円なんかに配れば1億8,000万、例えば10万円配れば18億という金額、これを単に1市町村の財源だけでやろうとするんであれば財政破綻になります。なので今回につきましては、本来事業継続支援とか生活支援というのは国が継続的にやるべきもの と私は思っています。今回については財源ありきの問題なので、その範囲の中で対応できるこ

とを選んだということです。

- ○12番(歌川 渡君) 説明は分かりました。
- ○議長(岡崎正憲君) ほかに質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) ないようでしたら、 佐藤直美議員。あと2問でしたね。すみません。
- ○1番(佐藤直美君) ページ27ページの10款 5 項 2 目14節の建設工事に関してになります。全協でも説明あったんですけれども、こちらも整備した後にそのボールの貸出しはというところがありましたけれども、こちらボール、パターゴルフは無限に貸しているイメージなんですけれども、何本もあってボールもたくさん置いてあって、スケートボード場には貸出しはなしでというところで、バスケットボールは1個のみならず数個なのかなというところはあるんですが、そういった貸出しのルールとか、あとはその個数もなんですが、個数、ルールそれから個人で1人で来たりとか、あとはチームで6人で来たりとかあとは2人で来たりとかというふうに、利用者のニーズはそれぞれ違うと思うんですね。6人で来て大きいお子さんとかが、あとは20代のお兄さんとかお姉さんとかが使っていたらなかなか入り切れないというのもあるとは思うんですが、そういったときのその制限というか、団体でそうやってゲームをするんだったら20分、そしてから違う人に貸してくださいよというような基本的なルールも設定をすると見込んでの工事なのかどうなのか、お伺いいたします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(遠藤裕一君) まずボールの個数については正直ちょっとまだそこまで議論が 及んでおりませんので、ボールの個数までちょっと今何個購入するかというのまだちょっと具 体的には決まっておりませんが、コートが1コートしかございませんので、その辺を踏まえて ちょっと個数については決定をしたいと思います。購入個数の決定はしたいと思います。

ルールに関しましては、基本的な考えとしては1コートしかございませんので譲り合って使ってくださいという周知を看板に入れたいと思います。これはほかの自治体で無料でやっているところも同じようにやって、確かにこちらのほうで何分以内とかと決めるのもいいんですが、我々としてはできるだけ個人だろうが団体だろうがかかわらず譲り合ってというんですか、そこの利用者間で何かルールを作って集まっている人数とかに応じてやっていただければ非常にうれしいなというふうに考えております。

以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) ただいま2問目にしてください。ただいまの分の2回目。どうぞ。
- ○1番(佐藤直美君) 今のは結構です。再質問ございません。

- ○議長(岡崎正憲君) じゃあ2問目のほうやってください。
- ○1番(佐藤直美君) 2問目のほうはページ28ページ、10款5項4目10節需用費、修繕費の調理器具等修繕料へ追加ということなんですけれども、こちら先日事故があってけがをした生徒がいます。それのカートも結構年季が入っていて、1個のみならずなかなか多分開かないというカートもほかにもあるとは思います。なのでこれ調理器具というふうになっていますが、そのカートの修繕費もこれに含まれているのかどうなのかお伺いします。含まれていなかったら本当に開かなかった1個だけを修繕しているのか、それともちゃんと全個5個全てのカートをしっかりとチェックをして必要ないとなっているのか、ここの予算の内訳をお伺いいたします。
- ○議長(岡﨑正憲君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(佐藤浩明君) こちらの修繕料につきましては、コンテナの修繕については特に入っておりません。それでコンテナ24台あったんですけれども、そのうち7台の開け閉めがしづらいということがございました。今回事故を起こしたコンテナも含めて7台でございまして、今現在その7台については、現予算の中で修繕していくということで今対応しているところでございます。

以上でございます。 (「以上です」の声あり)

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。残りお願いします。
- ○12番(歌川 渡君) 再質問させていただきます。補正には明記されておりませんが、5月26 日の全協で示されたと同事業での6月補正案において学校給食費食材高騰対応費987万円につ いて伺うものであります。

質問してよろしいでしょうか。

- ○議長(岡崎正憲君) 本件についてこの中に入っておりませんので、それにつきましては別途 機会を見て質問していただきたいと思います。
- ○12番(歌川 渡君) 6月補正と書いてあったんだよね。

じゃあ議長の許可を得ませんでしたので、次に移ります。

そうすると、3点目のコロナの交付補助金負担金及び交付金について、総合して財源として 十分一般会計の財政調整基金、震災前は11億円、現在積立てが約14億円あります。そういう点 では財政調整基金などでも充当できるものが十分あったのではないかなというふうに思います。

そして先ほどの説明にあった交付金が約5,716万2,000円であります。そしてそれに対して一般財源からの繰入れが1,758万2,000円であります。私この財政調整基金なども交付金並みの同額を繰り入れて、この交付金も活用した全町民にこの目的に合った事業を展開すべきではなか

ったかなというふうに思いますが、先ほどの財政課長の答弁の中で限られた財源ということで示されましたけれども、このように財政調整基金の積み増しがある中でこういうものを十分活用して交付金並みに充当して事業というのはやれたんではないかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

- ○議長(岡崎正憲君) 財政課長。
- ○財政課長 (小野勝洋君) まず財政調整基金の状況からお話しさせていただきますと、基金の 残高につきましては、一応4年度末が約14億9,500万の状況になります。5年度の現在の今回 補正予算をお認めいただければ、5年度の積立てとかそれから取崩し、現計予算でいった場合 ですよ、これが10億9,400万円まで一応減るというふうな現状では予算の状況はなっています、 現状で。そういう数字になっています。見込みです。現予算措置している分で今回9,000なに がし分を約9,000万を取崩しというようなことになっていますが、そういったことをひっくる めますと、予算化今回認められるという前提で申しますと、5年度末現在での予定は14億 9,500万から10億9,500万に5年度末現在の予算措置でそういう状況になります。ですので、今 のところは財調については取崩しがかなり多くいっているということがありますので、今回予 算書のほうの歳入の23ページですか。23ページのほうに今回の高騰分ということで、5,566万 2,000円が国のほうから交付ということで予算化しておりますが、今度歳出のほうにいきます と25ページになりますが、ここのほうには今回の高騰分につきましては一般財源として1,200 万円を充当してこれが財調を一部充てているというふうな形になりますので、全事業費でここ の12目のほうの高騰分のほかに今回給食費の財源組替えということで720万円ほどになってい ますので、全事業費が6,700万ちょっとになりますが、その中で国の交付金が5,000なにがしに 対しまして同等の金額を町のほうで出せるかというとなかなか厳しいです。そういったことで 総合的に勘案した場合に、財調の取崩しとか一般財源充当する金額がどれくらいが妥当だとな ってくると、やはり1,000万、2,000万が今のところ予算措置計上するのには、これが手いっぱ いという状況の判断をした上で充当したわけでございます。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 今の判断ではそうかもしれません。まず経年の一般会計における繰入金と繰越金をその経過を見ると、やはり右肩上がりになっているんですよ、結果的には。当初予算の組立ては必ず財政調整基金を多額に取り崩して、繰越金をちょっぴりしてそういうので当初予算というのはつくられているんです。ところが結果的には、繰入金は当初予算から減額さ

れて繰越金が当初予算の微々たるものからが一っと右肩上がりになっているのがこの32年間の傾向であります。そういうところを鑑みれば今の時点ではそうですよ、途中経過だから。まだ当初の半分もいっていないところだからね。しかし財政課長として年度事業の中で過去の計画事業から見れば十分充当できるのではないか。だから先ほど言いました。震災前は11億円あったのが今14億円。これが一っと下がっていって急に上がったわけじゃないでしょう。右肩上がりにどどどどときているんですよ。その結果が町の財政のやり方なんですね。そう見れば十分さらに3,500万とか4,000万円の金額の単独事業としてやれることは十分可能だったのではないかなというふうに思って私の質問を終わらせていただきます。

- ○議長(岡﨑正憲君) ほかに質疑ないようですので、質疑をこれで終了いたします。 これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。どうぞ。
- ○12番(歌川 渡君) 議案第39号令和5年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第2号)に反対する ものであります。反対の理由は今回上程された事業の中で、1つはこれまで交付金事業におい て消費における国への変換金4,235万3,000円についてでありますが、やはり本来返還金が生じ ないような事業で対象者に全てがその金額が行き渡るような、拒否される方はまた別としてね。 そういう事業をすべきではなかったのかということで、やはり今後、折角の交付金ですから、 満額と町民に行き渡るような施策を求めるものであります。

2点目。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業費についてであります。

交付金事業の学校給食費高騰対応事業費987万円についてでありますが、これは当初の予定では全て一般財源でありました。先ほども説明でもありました。さらに水道事業会計繰出補助金においても繰出補助を行わず、水道事業会計、独自の水道事業基本料金減免事業を行うべきであります。今回の交付金事業を見ますと、交付金5,716万円に対し、一般財源僅か1,758万2,000円であります。交付金同等額の一般財源を行い、電力・ガス・食料品等価格高騰の経済的被害者である全町民が恩恵を受けるものにすべきではなかったでしょうか。現時点での一般会計における財政調整基金の積立金は14億9,462万2,000円も積み立てられております。この積立金からほんの約4,000万円を取り崩し、これまで実施してきた例えば生活応援食事券、割増し商品券または町租税の軽減策に対応するような事業などを展開すべきではなかったのではないでしょうか。そしてこれらのことを答弁の中で予算の枠内だという答弁でありました。私はこれらの施策、今後早急にこの補正を行い実施を求めるものであります。そしてこれらの考えが今回の実施になかったことにより反対するものであります。

○議長(岡﨑正憲君) 次に賛成討論ありませんか。仁田議員。

○13番(仁田秀和君) 13番、仁田秀和でございます。私は議案第39号令和5年度七ヶ浜町一般 会計補正予算(第2号)について賛成の立場で討論いたします。

賛成の理由としましては、今回の主な補正は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業費や母子健康センター水道施設維持補修工事、また向洋中学校図書室改修工事、中央公民館3 x 3 コート整備工事などが含まれております。

1点目につきましては、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とされていることや、2点目として公共施設を安心安全に利用していただくために改修工事が必要であると判断すること。また、3点目においては中央公民館においては住民ニーズに応え、3 x 3 コートを新設するなど評価することから賛成といたします。

○議長(岡﨑正憲君) ほかに討論ありませんか。(「なし」の声あり)討論ないようですので、 これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の 起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(岡﨑正憲君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第40号 令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)

○議長(岡崎正憲君) 日程第14、議案第40号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補 正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長(宮下尚久君) では、議案第40号令和5年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会 計補正予算(第1号)について説明いたします。議案書29ページをお開きください。

補正の額は7万5,000円の追加であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億4,807万5,000円 に定めようとするものであります。

初めに歳入について御説明いたします。議案書34ページをお開きください。歳入でございます。

8 款国庫支出金1項国庫補助金1目社会保障税番号制度システム整備費補助金7万5,000円は、次ページの歳出、マイナンバーカード、健康保険証、一体化制度周知用チラシ印刷代の財源となるもので、補助率は10分の10であります。

次に、歳出について御説明いたします。議案書は、次のページをご覧ください。

1 款総務費1項総務管理費1目一般管理費7万5,000円は、個人番号カードを健康保険証として利用することについてのチラシの印刷代であります。先ほど歳入で御説明いたしました国庫補助を財源としたものであり、国の補助事業として全国全ての市町村で同一内容のチラシを印刷し、保険証更新時に被保険者へ郵送することとされたものであります。当町では8月の保険証更新に合わせ、7月中に発送する予定であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(岡崎正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。渡邉議員。
- ○10番(渡邉 淳君) 今のマイナンバーカードの保険証の一体化のチラシ印刷ですね。7万5,000円で質問させていただきますが、一応マイナンバーカードの多機能化ということのPR事項だというふうに認識しまして、こっちから配るよということなんですけれども、これは統一内容でやるということなんですが、これマイナンバーカードはいつも町の独自性みたいなものもアイデア次第というところもあるんだけれども、そういったものというのはこの統一の内容でしか配らないのか、それとも考え方として多機能性の一つとして、前向きにこれ7万5,000円ですけれども、これを利用してやっていくというのを考えるのかどのような考え方でこの7月に配布するチラシをつくるのか伺うものでございます。
- ○議長(岡﨑正憲君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) ただいまの御質問でございますが、確かにマイナンバーカード、市町村ごとの独自の利用方法を工夫してどんどんやってくださいということで制度設計されています。ただ今回の事業につきましては、それとは別に保険証が廃止になる予定ですよと。報道によりますと、今日参議院を可決するという見込みだと言われていますので、ややもするとそれが今日決定するかもしれません。決定後であればそのように従来の保険証は廃止になりますという内容で国から示されますが、その内容に特化したリーフレット、チラシが予定されているようでございます。その内容で被保険者の方々にしっかりと周知をするという趣旨でございます。御指摘のような独自の利用につきましては今回の事業とは別のPRで各市町村で考えていくということでございまして、当町においては今回この事業でまずは郵送させていただいて、別の周知については別途検討するということで考えております。
- ○議長(岡崎正憲君) よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) では1問お伺いいたします。ただいまのマイナンバーカードの保険証と 一体化の制度のチラシの印刷に関してでございますが、まずこれ何枚ぐらい印刷するのかお伺

いしたいと思います。それで今おっしゃったように今回国会のほうで通るということでございますけれども、今までも通帳、それからこの保険証をひもづけされて住んでいる方もいらっしゃるんですけれども、そういう方々に対しても全て郵送するのかどうか伺いたいと思います。

- ○議長(岡﨑正憲君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) チラシの予定枚数ですが2,500枚で予定しております。郵送の対象者なんですが、国保の被保険者が対象でございます。その他の保険に加入の方々については各保険者から郵送されるものと認識しております。

以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) 熊谷議員。
- ○5番(熊谷明美君) そうしますと今私申し上げましたけれども、もうマイナンバーカードに ひもづけされている方に対しても国保の加入者に対しては送られていくということでよろしい んでしょうか。
- ○議長(岡﨑正憲君) 町民生活課長。
- ○町民生活課長(宮下尚久君) 御指摘のとおり既にひもづけ済みの方についても郵送されます。 なお補足的な説明ですが、既にひもづけされている方についても、法改正後は新たな保険証、 従来の保険証が送付されないということでございますのでその旨の周知は必要なのかなと考え てはございます。

以上です。

○議長(岡﨑正憲君) よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 次に、賛成討論ありませんか。 (「なし」の声あり) 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は 原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第41号 令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算(第1号) ○議長(岡崎正憲君) 日程第15、議案第41号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算(第1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長(稲妻和久君) それでは議案第41号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算 (第1号)について説明いたします。

議案書36ページを御覧ください。第2条は、予算第3条に定めた収益的収入について、事業収益の既決予定額から1,312万2,000円を減額し、4億9,237万に定めるものでございます。

第3条は他会計からの補助金が追加されることに伴う文言等の整理でございます。

次に補正予算の内容について説明いたします。38ページを御覧ください。

収益的収入の1款1項1目給水収益3,936万8,000円の減額は上水道基本料金3か月分の減免によるものでございます。

続いて1款2項4目他会計補助金2,624万6,000円は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 地方交付金の活用事業に基づく上水道基本料金の減免に対する一般会計からの補助金でござい ます。

以上、議案第41号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(岡﨑正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。
- ○12番(歌川 渡君) 38ページのほうで質問させていただきます。令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算実施計画説明書、収益的収入の中での2項、目、特に4の中の節区分1ですね、 一般会計からの繰入れについて伺うものであります。2つほど。

1つは、町独自のこの価格高騰対策として、水道事業会計における現金預金等の取崩しで対 処する考えはなかったのかが1点。

2点目、この2,624万6,000円を一般会計に戻して、一般会計でも取り上げました全町民を対象とした施策、事業をすべき考えは水道事業会計責任者である町長のとしてそういう考えはなかったのか伺うものであります。

- ○議長(岡﨑正憲君) 水道事業所長。
- ○水道事業所長(稲妻和久君) それでは今の御質問についてお答えいたします。先ほど一般のほうで財政課長が申し上げましたとおり、本事業につきましては、価格高騰分というようなことで、電気料、食品等の高騰分というようなことで、そもそも国で負担すべきものということで認識してございます。そういう中で様々な施策の中から事業所を含めて広く住民等に還元できる施策として水道料金の減免を選択したということで捉えております。

限られた交付金財源、他の施策の調整ということから3か月としたものと考えており、水道

事業所ではその一助をなすということで現時点でやれる範囲としまして 1 か月分ということで 見ました。

以上でございます。

1問目も2問目も同じ内容での回答になります。よろしくお願いいたします。

○議長(岡﨑正憲君) 同じ回答だそうです。よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかに質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

初めに、反対討論ありませんか。(「なし」の声あり)歌川議員。

○12番(歌川 渡君) 議案第41号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算(第1号)に反対いたします。反対の理由は七ヶ浜町水道事業会計繰出補助金2,624万6,000円に交付金2,000万円が充当されていることであります。一般財源ではなく、水道事業会計における積立金、令和3年度決算で約17億円、令和4年度決算予定では約15億円のこの積立金からの計画的な取り崩しを行い、一般会計で経済的支援ができるような事業を展開してこなかったことから反対するものであります。

以上です。

- ○議長(岡﨑正憲君) 次に、賛成討論ありませんか。安倍議員。
- ○7番(安倍敏彦君) 議案第41号令和5年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算(第1号) 賛成の 立場から討論させていただきます。

今回は一般財源からの繰入れ2,624万6,000円は、コロナ対策として全町民の補助金を考えた場合に、広く住民に基本料金を減免するということに徹したので賛成をいたします。

以上です。

- ○議長(岡崎正憲君) 安倍議員、もう一度言っていただきたい、コロナ対策というということ おっしゃいましたので。
- ○7番(安倍敏彦君) 物価高騰に対してのことなので賛成といたします。すみません。
- ○議長(岡﨑正憲君) ほかに討論ありませんか。(「なし」の声あり)討論ないようですので、 これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[替成者起立]

日程第16 報告第4号 令和4年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告 について

○議長(岡﨑正憲君) 日程第16報告第4号令和4年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書 の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(小野勝洋君) 報告第4号令和4年度七ヶ浜町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明いたします。議案書のほうは39、40ページを御覧ください。

今回報告いたします繰越事業は、令和5年定例会2月会議、議案第1号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第7号)で議決いただきました繰越明許費4事業と令和5年定例会3月会議、議案第17号令和4年度七ヶ浜町一般会計補正予算(第8号)で議決いただきました繰越明許費7事業の合計11事業でございます。翌年度に繰り越した額は5億9,684万6,663円で、財源のうち、未収入特定財源は七ヶ浜町健康スポーツセンター災害復旧事業に充当する可燃及び現年発生単独災害復旧事業債や公立学校施設災害復旧費国庫負担金、それから社会資本整備総合交付金などの3億2,385万7,000円で、一般財源につきましては、2億1,738万9,663円であります。

以上報告といたします。

○議長(岡崎正憲君) これより質疑に入ります。質疑ございませんか。(「なし」の声あり) 質疑ないようですので、質疑を打ち切り本報告について終了いたします。

日程第17 請願第1号 生活環境改善についての請願書

○議長(岡崎正憲君) 日程第17請願第1号生活環境改善についての請願書については、会議規 則第92条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託をしますので、ご了承願います。

以上をもって、本定例会6月会議に付議されました案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日6月3日から12月28日までの208日間を休会といたしたいと思いますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(岡崎正憲君) 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例 会は明日 6 月 3 日から12月28日までの208日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて、散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後3時27分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、こ こに署名する。

令和5年6月2日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員